

平成 27 年 12 月 7 日開会

# 第 4 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
12月 7日 (月)	
■ 議長開会の挨拶	5
■ 町長提案理由の説明	6
12月 8日 (火)・12月 9日 (水)	
休 会	
12月 10日 (木)	
■ 一般質問	
・ 6 番議員	25
財政について	
高齢者の就労について	
・ 7 番議員	30
子ども農山漁村交流プロジェクトの受け入れ	
ドローンの利活用	
玉厨子農村公園の利活用	
・ 10 番議員	37
宅地等開発の検討現状について	
公民館（集会場）修繕費について	
防災対策について	

見 出 表	頁
・ 4 番議員	46
救急救命について	
回復期の医療について	
障がい者対策について	
地震・大津波災害時の救急対策について	
・ 8 番	61
地域おこし協力隊について	
美波病院と医療保健センターについて	
児童、生徒の読書活動の推進について	
・ 12 番議員	75
新病院	
産業政策	
・ 9 番議員	83
行政・議会情報テレビ中継化への取り組みについて	
地震・津波に備える防災・減災施設の拡充及び事前復興対策への取り組みについて	
12 月 11 日（金）	
■ 議案審議	96
■ 閉会中の継続調査申出書について	125
■ 閉会	126

平成 27 年 12 月 7 日開会

美波町議会第 4 回定例会会議録

平成 27 年 12 月 7 日美波町議会第 3 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1 番 舛田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 戎野 博
10 番 向山 篤宏	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 舛田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 戎野 博
10 番 向山 篤宏	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 別宮 亀弘

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
特定事業調整監	橋本 一晴	消防防災係長	近藤 和人
税 務 課 長	豊崎 浩司	住民生活課長	山本 浩一
保健福祉課長	島田 修	産業振興課長	小坂 進
建 設 課 長	鶴木 敏夫	水 道 課 長	中林 伸次
支 所 次 長	花木美名子	学校教育課長	武田 和幸
社会教育課長	住田 浩一	日和佐病院事務長	岡本 照彦
由岐病院事務長	木本 節	監 査 委 員	青木 昭夫
教育委員長	原田 村美		

1. 会議事件は次のとおりである。

**【条例議案】** 7件

- 議案第 64 号 美波町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定  
について（条例第 18 号）
- 議案第 65 号 美波町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
（条例第 19 号）
- 議案第 66 号 美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について  
（条例第 20 号）
- 議案第 67 号 美波町国民健康保険病院の設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について（条例第 21 号）
- 議案第 68 号 美波町国民健康保険阿部診療所の設置及び管理に関する条例の一  
部を改正する条例（条例第 22 号）
- 議案第 69 号 美波町国民健康保険由岐病院医師住宅使用条例の一部を改正する  
条例の制定について（条例第 23 号）
- 議案第 70 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関  
する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す  
る条例の制定について（条例第 24 号）

**【補正予算議案】** 6件

- 議案第 71 号 平成 27 年度 美波町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 72 号 平成 27 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 73 号 平成 27 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 74 号 平成 27 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 75 号 平成 27 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 議案第 76 号 平成 27 年度 美波町病院事業会計補正予算（第 3 号）

**【人事議案】** 1件

- 議案第 77 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

**【発 議】**

- 発議第 5 号 美波町公告式条例の一部を改正する条例の制定について

12月7日（月）

（時に 9時00分）

議

長 （4番議員欠席）

おはようございます。ただ今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年美波町議会第4回定例会を開会致します。

会議に先立ちまして、諸般の報告を行います。9月11日・16日、文教厚生委員会を開催しました。9月14日議員研修が実施され、10名の議員が受講しました。9月16日・11月30日総務産業建設委員会を開催しました。9月28日四国4県町村長議長大会が琴平で開催され、議長が出席しました。10月6日・14日・19日・22日・26日・27日・30日・31日・11月2日・4日・5日・6日議会広報特別委員会を開催しました。10月14日全員協議会を開催しました。10月20日・21日議会広報研修会が東京で実施され、議会広報特別委員会委員2名が受講しました。10月23日四国地区町村議長会研修会が徳島市において実施され、議員9名が受講しました。10月28日四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟総会が高知県安芸市で開催され、副議長が出席しました。10月28日静岡県川根本町議会が町の人口減少対策について視察研修に来町しました。10月30日議会運営委員会を開催しました。11月10日群馬県桐生市議会がサテライトオフィスプロジェクトについての視察研修で来町しました。11月12日から14日まで第58回議長大会が東京で徳島県町村議会議長会の視察研修が長野県・山梨県で実施され、議長が受講しました。11月19日から20日まで町長及び議員7名が国土交通省各機関に要望活動を行いました。また道の駅富浦と富山で視察研修を行いました。11月25日由岐中学校・日和佐中学校1年生による中学生議会が行われました。11月27日海部郡高知県安芸郡議長連合会が徳島県知事及び徳島県議会議長に阿南安芸自動車道・高知東部自動車道・四国横断自動車道の早期完成、一般国道55線整備促進を国へ強く要望・陳情するよう要望活動及び要望書を提出してきました。11月28日・29日議会広報特別委員会が由岐地区および日和佐地区で議会だより報告会を行いました。11月30日第4回定例会の日程等について議会運営委員会を開催しました。以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を議題と致します。

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第 115 条の規定により、議長により指名致します。7 番永本議員、8 番寺下議員、両名を指名致します。

日程第 2 会期の決定の件を議題と致します。

会期につきましては、去る 11 月 30 日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長よりご報告をお願い致します。

丸龍議員

1 1 番 議 員 おはようございます。議会運営委員長報告を行います。去る 11 月 30 日議会運営委員会を開催致しました。委員 5 名の出席のもと、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席の求め、平成 27 年美波町議会第 4 回定例会に上程予定の議案・会期・日程等につきまして慎重に審議致しました。結果、会期は本日 12 月 7 日より 12 月 11 日までの 5 日間に開催することに決定致しました。なお、一般質問の通告は本日の正午までと致しておりますので、よろしくお願い致します。

以上、議会運営委員長報告を終わります。

議 長 お諮り致します。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から 12 月 11 日までの 5 日間にするにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から 12 月 11 日までの 5 日間に決定致しました。

なお、議会予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思っておりますので、ご了承願います。

日程第 3 町長提案理由の説明を議題と致します。本定例会に提出されております議案は議案一覧表にありますとおり、条例議案 7 件、補正予算議案 6 件、人事議案 1 件、計 14 件であります。これを一括として議題と致します。

影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町 長 おはようございます。師走に入り、何かと慌ただしくなって参りました本日、美波町議会第 4 回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、ご審議をいただけますこと大変有り難く存じているところで

ございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、条例制定及び改正議案 7 件、平成 27 年度の一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案 6 件、人事議案 1 件の計 14 議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、第 3 回定例会以降の町政の動き、また、各課における事務事業の進捗状況について、それぞれご報告を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、総務企画課関係でございますが、新病院建設事業では、本体の建築工事が完了し、12 月 21 日には最終の完了検査を行い、12 月 22 日には鍵を受け取る予定となっております。その後、医療機器の搬入を行うことと致しております。現在、開院に向け美波病院スタッフの電子カルテ導入に向けた操作研修などソフト面での準備も進めているところであります。

美波病院の開院日は、来年 3 月 1 日を予定致しており、入院患者については 3 月 1 日に美波病院に搬送致しますが、外来については受け入れ準備のため 3 月 1 日から 3 月 4 日まで休診とさせていただきます、3 月 7 日から診療を開始することと致しております。また、美波病院の落成式は 2 月 15 日を予定しており、午前中に式典及び関係者の内覧会、餅投げを行い、午後一般の方々への内覧会を行うことと致しております。

美波病院の開院に当たり、新たに内科医師 2 名と脳神経外科医師 1 名が勤務していただける見込みとなりました。うち 1 名の内科医師については、10 月から由岐病院にて勤務をしていただいております。また、人事関係では美波病院においてリハビリ部門を設けることから、10 月 1 日付けで理学療法士 2 名を正規職員として採用し、現在は由岐病院に配属しております。

次に、医療保健センターの整備では、本体工事の入札公告を行ってりましたが、入札参加資格審査申請の提出期限であります 10 月 26 日までに 1 社だけ申請書の提出がありましたが、その後入札日までに辞退届けが提出され、入札不調となっております。このため、急遽資格要件の緩和を行い再入札の手続きを行い、明日 12 月 8 日に入札予定と致しております。入札が正式に成立した場合は、今月後半に臨時議会の開催をお願いすることとなりますので、よろしくお願い致します。なお、このように契約が遅れることとなりましたので、医療保健センターの工事完成は平成 29 年 3 月頃になる見込みであります。

地方創生関係では、10 月 1 日に第 2 回美波町地方創生推進会



議の部会を開催し、「人の流れづくり部会」、「仕事づくり部会」、「子育て環境づくり部会」、「活力ある地域づくり部会」の4つの部会に分かれ、第1回の部会からの意見や役場内部での意見などをまとめた各部会の施策・事業の整理表を基に、何を誰が何時やるかなどの計画の実効性について意見をいただきました。委員の方々には熱心に活発なご意見をいただき、部会によっては4時間を越える議論をいただいたところでもあります。その後、10月9日に第2回美波町地方創生推進会議を開催し、人口ビジョン及び総合戦略の骨子案を提示、10月22日には第3回目の部会を開催し、人口ビジョン及び総合戦略の素案を提示し、策定期限であります10月30日に第3回目の推進会議を開催し、最終案であります美波町人口ビジョン及び美波町総合戦略について了承をいただき策定に至ったところでもあります。計画策定にあたりご尽力いただきました委員各位に感謝を申し上げる次第であります。

人口ビジョンでは、45年後の2060年の美波町の人口の将来展望の目標を4,000人から4,300人とし、これを実現するための具体的な施策を取りまとめたものが総合戦略となっています。総合戦略の名称については「美波ふるさと創造戦略～共創によるまちづくり～」とさせていただいております。これは、住民をはじめ各団体、事業者、行政等みんなが大切にする“ふるさと”である美波町の魅力を再発見し、磨きをかけて新たな価値を“創造”することで、地方創生に挑戦し、未来への扉を拓いていく指針となり、また、計画の推進にあたっては、各主体みんなの総参加により、住民・地域等の良さや違いを認め合いながら多様な取り組みを協奏の意識のもとで展開していくことを基本理念として表した名称と致しております。

今後の計画推進にあたっては、美波町の強みである「サテライトオフィスの更なる展開」、「門前町の再生」、「集落再生モデルの展開」の3つを美波町へ人を呼び込むための全国発信プロジェクトとして位置づけ、住民の皆さん総参加のもと、積極的な計画推進を行って参りますので、議員各位におかれましても今後とも更なるお力添えをお願いする次第であります。

姉妹都市交流関係では、オーストラリアケアンズ関係で、12月14日から来年の1月13日の間、奨学生として1名の留学生を受け入れることとなっております。名前はスコット・ウィリアムス、15才の男性で、町内でホームステイし、由岐中学校・日和佐中学校両校で学校生活を体験することとなっております。

地域公共交通会議でも課題となっております、赤松地区の廃

止代替バスについてはアンケート調査を各実行組にお願いし、11月に調査票を配布致しております。今後、回収後に調査結果を取りまとめ、地域公共交通会議において報告させていただくことと致しております。また、美波病院が高台に移転することに伴う交通手段としては、美波病院と由岐支所前及び日和佐診療所間をワンボックスカーによる定期的な運行を行う準備を進めているところでもあります。また、それに併せて現在のタクシー助成制度の拡充についても検討を進めているところでもあります。

赤松小学校跡地利用については、跡地へ防災機能を有した複合施設を建設する計画としておりまして、その進捗状況であります。4月から神奈川大学に基本設計を委託し、毎月1回、住民の方々とのワークショップなどを経て10月16日に基本設計を取りまとめていただいております。施設については木造2階建て延べ床面積は約210平方メートルで、1階は土間でキッチンを設けた多目的スペースと外部と繋がりのある空間と備蓄倉庫及びお風呂・トイレを配置し、2階には神社参道から直接アプローチできる宿泊可能な和室を設けています。活用方法は、防災機能としては土間空間を利用した災害時の各地区への物資の仕分けや炊き出し、赤松地区内では初めてとなる浴室機能を備えた避難者の宿泊施設としての活用などがあります。また、平常時の活用方法としては、住民参加型を念頭に赤松を体験・交流していただくための拠点施設として、今後も地元住民の方々とは検討を進めることと致しております。平成27年度中に実施設計をまとめ、28年度に工事を行う予定と致しております。

サテライトオフィス関係では、去る12月2日に地方創生担当の牧島かれん内閣府大臣政務官が徳島県に来県し、美波町と神山町のサテライトオフィスの取り組みを視察いただいております。美波町では、サイファーテック株式会社を始め、株式会社鈴木商店、株式会社あわえのオフィスを視察し、昼食もご一緒させていただきました。牧島政務官からは地方創生の成功事例として、美波町の取り組みを更に発展させていただきたい旨の激励の言葉も頂戴致しました。町と致しましても、サテライトオフィスの更なる展開を地方創生の一つの重要なプロジェクトとして位置づけ、取り組んで参りたいと考えております。

地域おこし協力隊では、本年度の協力隊員として、新たに10月19日から1名の方に着任いただいております。お名前は清水彩香さんで、IT関連企業で勤めていた経験を活かし、サテライトオフィス誘致促進の業務を担っていただくことと致して

おります。なお、今回の採用については、地方創生交付金を活用した新たな取り組みの一つでもあります。この地域おこし協力隊事業は、過疎・高齢化が進む中、新たな地域の再生と活性化を図ることを目的と致しており、今回の清水さんを含め現在 5 名の方々に活動していただいております。

国勢調査では、本年 10 月 1 日を基準日として調査が実施されました。今回からインターネットでのオンライン調査も実施され、徳島県では約 34 パーセントの方がインターネットにより回答されています。今回の国勢調査の概数の速報の公表は来年年明けとなりますが、町で把握している概数は約 7,100 人で、国立社会保障・人口問題研究所が推計している 2015 年の推計値 6,924 人より、約 170 人強多いということになりそうです。速報値の公表は来年となりますが、人口減少に少しでも歯止めがかかったものとして前向きに捉え、今後も人口減少対策に取り組んで参りたいと考えております。

次に、住民生活課関係では、臨時福祉給付金についてであります。申請期間は、平成 27 年 9 月 1 日から 11 月末までの予定で、本庁及び由岐支所において受付を行っており、12 月 4 日時点での申請状況は、支給対象予定者 2,346 名に対し、申請受付者は 1,993 名で申請率が 85.0%であります。このため、申請の受付期間を平成 28 年 1 月末まで延長致しております。

マイナンバー制度では、マイナンバーが記載された「通知カード」は、美波町においては 11 月 10 日以降に転送不要の簡易書留で順次郵送され、不在や転居等による場合を除き、11 月末までに配達完了しております。なお、配達できなかった世帯については、役場で平成 28 年 2 月 29 日まで保管することになります。このため、未配達の方には普通郵便であります。未送付であることの通知を送付し、住民生活課の窓口において通知カードを交付する旨の通知を行っております。また、個人番号カードについては、希望者が個々に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へ申請をしていただき、平成 28 年 1 月以降に個人番号カードが役場に届くこととなっており、届いたカードを住民生活課において本人確認のうえ、交付することとなります。

次に、保健福祉課関係では、子育て世帯臨時特例給付金について、子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えをする観点から、前年度に引き続き本年度も実施してきたところであり、申請期限である 10 月 9 日までに支給対象 337 世帯、対象児童 602 名全てから申請がありました。支給対象は本年 6 月分児

童手当受給要件を満たす方であり、対象児童1名につき3千円で、10月28日までに総額1,806千円を支給致しました。子育て支援商品券事業につきましては、児童の健全な育成を支援するとともに、その世帯に対する負担を軽減し、もって早期に個人消費の喚起並びに地域経済の活性化を図り、地域振興に資すること目的とし、国の地方創生に関わる交付金を活用して、子育て世帯に対し町内で使用できる「阿波とくしま商品券（地域限定商品券）」を交付するものであります。支給対象は、本年4月1日現在において対象児童と同一世帯にある世帯主であり、支給券は「18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（高校生まで）」1名につき1万円分であります。申請期限である9月30日までに、支給対象442世帯、対象児童791名全てから交付申請があり、対象者への商品券の交付を完了しております。

国民健康保険特定健診・保健指導の実施状況につきましては、集団検診が終了した11月13日現在で健診対象者の1,623名に対し、受診者は580名で、受診率は35.7%となっております。今後は、来年1月末が受診期限である医療機関における施設健診の受診を呼びかけ、更なる受診率の向上に努めて参りたいと考えております。また、特定保健指導につきましては57名の対象者に対して初回訪問を実施し、生活習慣改善のための保健指導を行っており、今年度につきましても保健指導率90%以上となるよう努めて参ります。

次に、産業振興課関係では、まず、農業関係についてであります。耕作放棄地の増加防止や新たな農業経営資源として模索をしておりますドクダミ試験栽培については、恵比須浜田井の実験圃場において、5月20日に地下茎を挿し木で育苗したセルトレイ苗を8月12日に定植し、8月20日に野生えのドクダミを採取し、そのまま圃場に移植して見ておりました。時期と場所及び方法の関係があるのだらうと思われませんが、育苗苗と野生え移植で活着率に差があり、育苗による方が良い結果と成りましたが、9月ごろからヨトウムシによる食害が発生、生育にかなりの悪影響が出ていることから、今後は8月以降のヨトウムシ防除の検討が必要となっております。一方、徳島県立農林水産総合技術支援センターからの情報で、種子繁殖も可能とのことから、10月26日に野生えのドクダミから種子を採取し、11月19日に北河内の育苗センター内で播種を行っております。

順調にいけば2・3月頃にセルトレイへ移植し、春頃に新たな圃場への定植を行うこととなります。

鳥獣被害対策については、捕獲向上及び事故防止等の講習会を10月30日に、山河内・農村公園で県の補助事業であります「平成27年度鳥獣被害予防対策等推進事業」を活用し、新たに免許を取得した方を含む、ワナ猟免許所持者33名を対象に、半田猟友会から講師を招いて開催しております。なお、狩猟免許取得支援助成金制度を活用し、今年度も新たに4名の方が免許を取得されました。平成27年11月15日より36名が有害駆除班として活動して頂いておりますが、狩猟者の高齢化に伴い、近年狩猟者が減少するなか美波町では新たな若い世代の免許取得者を確保し、農作物等への被害減少に努めて参ります。

平成26年度より「美波町鳥獣侵入防止柵設置補助事業」を開始しておりますが、今年度の申請件数は5件で、内訳としましては電気柵370m、ネット柵550m、複合柵が370mとなっております。予算額2,000千円に対し、執行額は1,008千円とまだ余裕がございますので、引き続き、農業者・農協及び町内農機具販売業者等へ広く周知し、農業者の耕作意欲向上につながるよう取組んでいきたいと思っております。

水産関係では、去る10月8日から10日までの3日間、一般社団法人日本釣用品工業会に、由岐漁港内の水中清掃を実施していただきました。日本釣用品工業会は、国内の釣用品メーカーで構成されており、無償で全国各地の水辺の清掃作業を実施しております。本町では今回が初の機会でしたので、それに併せ、当工業会にお願ひし、由岐小学校児童を対象に海の美化に関する環境授業と水中清掃の見学会を実施していただきました。

次に、美波町の漁業者をはじめ徳島大学、徳島県水産研究課ならびに美波町が連携して新たな漁業の創出をめざす「美波の海の恵み研究会」では、徳島県水産研究課の知見により開発された早生ワカメの種糸の挟み込み、ならびに沖出し作業を11月17日に実施しました。この早生ワカメは、美波町の温暖な海域でも育つことが昨年の試験養殖で確認されており、鳴門産が市場に出回る前の年末年始をねらった「試験販売」の実施も計画しております。

また、同日、クエ稚魚の標識放流も実施しました。この事業は平成23年度から実施しており、平成25年度からは「とくしま明日の農林水産業づくり事業補助金」を活用し、由岐漁港沖において2,000尾を放流しております。放流するクエ稚魚につきましては、移動範囲ならびに放流効果を観察するため、左腹鰭を抜去しております。これまでのところ、今年10月に海陽町浅川港の刺

し網漁に1尾、捕獲されたという情報が入りましたが、それ以外に情報は入っておりません。そのため今年度の実施をもちまして、一度事業を区切る予定としております。

商工・観光関係では、海部郡3町で組織する「南阿波よくばり体験推進協議会」が行っている体験型観光や修学旅行受入については、本年度5月から10月までの間に、10校1,565人を受け入れており、9月7日には台湾の三民高級中学校20名を美波町単独で受け入れております。11月以降の修学旅行の受け入れ実績としては、11月19日から20日に福山市立大成館中学校158名、12月にも1校77名が訪れることになっております。また、来年度も仮予約を含めて、12校1,582名の予約が入っております。なお、第13回全国ほんもの体験フォーラムが平成28年3月25日から27日にかけて高知県で予定されております。

8月16日から9月25日にかけて、美波町としては初めての試みである徳島空港写真展を開催致しました。美波町、美波町観光協会、日和佐ちょうさ保存会の合同開催で、徳島阿波おどり空港1階ロビーにおいて、秋祭りの写真を中心として、その他ポスターや観光パンフレットの展示を行い、秋祭りシーズンに向けての誘客を図りました。

9月19日から23日のシルバーウィークには徳島県が主体となった「ひわさ海キラ☆祭り」が日和佐地区で開催されました。19日には清水国明さんをゲストに招きキックオフイベントが行われ、その後23日までの間「わくわく漂着物展と謎解きまちあるき」が開催されました。期間中は天気にも恵まれ、多くの来場者がありました。

10月10日から11日と日和佐八幡神社秋祭りが行われ、日和佐ちょうさ保存会が実施するフォトコンテストに参加するため、県内外から多くのアマチュアカメラマンが訪れました。今年で第6回目となるフォトコンテストには72名325点の応募があり、内32名が県外からの応募だったようです。

今年で25回目となる「由岐伊勢エビまつり」につきましては、商工会由岐支所を事務局とする実行委員会を実施主体に、例年どおり10月の第4日曜日である25日に開催し、多くの来場者で賑わいました。

美波町観光協会では、例年行っております徳島市木工会館での物産販売「まるごと美波町展」を、今年も10月28日から11月15日まで開催致しました。1階に冷蔵庫を設置して水産加工品を販売した他、木工・手工芸品、菓子類などを並べ展示販売を行っ

ております。11月8日には木工会館前でテントを設置し、観光協会職員他が美波町のPRと対面販売を行いました。また、10月31日には、観光協会所属の地域おこし協力隊員が発案し、美波町で初めてとなります「ハロウィン in 美波」を桜町通りを会場に開催しました。子供と保護者約150名が仮装をして桜町通りを歩きました。町内外の親子に好評であったことから、今後も継続していく方向のようであります。

11月15日には、「四国の右下」ロードライドイベント実行委員会が主催する四国の右下ロードライドが、海陽町・まぜのおかオートキャンプ場を発着点に開催され、県内外の576人が1市3町の沿道をそれぞれの体力に合わせて走り抜けました。今年はフレッシュコース43km、クリスタルコース95km、センチュリーコース185kmの3つのコースが設定され、休憩所ではフィッシュカツやようかん、ロールケーキなども振る舞われ、参加者は舌鼓を打っていました。

「四国の右下・魅力倍増」推進会議関係では、11月28日と29日の二日間、「全国井サミット in あなん」と「阿南市活竹祭」、「JAアグリあなん祭」が同時開催する形で、阿南市桑野町のJAアグリ阿南において開催されました。全国6県14種のご当地井が集結し、阿南市、那賀町、海部郡の特産品の販売や、スイーツカフェに加え、まけまけマルシェも「出張」出店されました。29日には、うわじまの牛鬼の練り歩き等もあり、会場はたくさんの人で賑わいました。

昨年12月から開催しております「四国の右下・まけまけマルシェ」につきましては、出張マルシェとして10月17日にナカまつりと同時開催し、道の駅鷺の里においてにぎわいのあるマルシェとなりました。11月8日には道の駅日和佐において、第8回目のマルシェを開催しましたが、時折激しい雨となり、客数は少ない結果となりました。次回の開催は12月13日の予定ですが、この日は、美波町商工会主催の第三回美波町商工祭と南阿波サンライン活性化協議会が主催する南阿波サンラインウォーキングも開催される予定になっております。なお、美波町観光協会会長が実行委員長をつとめる千羽海崖トレイルランニングレース実行委員会によります第7回千羽海崖トレイルランニングレース2016は、来年1月24日に開催する予定で準備が進んでおります。

道の駅日和佐については、四国大学短期大学部と連携し、美波町で安定して生産出来るひじきを使うことを条件に、道の駅で目玉になるような「パン」の商品検討を行っております。

四国大学で10月16日に1回目の試食会を行いました。試作していただいた4種類のパンに対して駅長や町内の事業者を含め関係する方々から意見をいただき、その意見を参考に11月24日に2回目の試食会を行いました。このように改良を加えながら商品化に向けたレシピ確定へと進んでおりますが、より多くの意見をいただくために、12月13日の美波町商工祭で試作品を無料配布し、アンケート調査を行う予定と致しております。

また、道の駅駐車場の出入口等で逆走が何度も発生し、危険であるのご指摘いただいていた件については、国土交通省日和佐出張所と協議を進め、出入口を分離する工事を行うこととなっております。現在の出入口を入り口専用に変更し、出口を新たに南側（屋外休憩所側）に設置する計画で設計が進んでおります。自動車の駐車台数は同じですが、二輪自動車と自転車の駐車可能台数が増加する予定で、工期としては来年1月中旬頃から2月末までを予定しており、舗装工事等については夜間に実施することも検討しているとのことであります。

林業関係では、9月に美波町、牟岐町に自生しているウバメガシやシイで、県内で初めて「ナラ枯れ」の発生が確認されました。「ナラ枯れ」は、カシノナガキクイムシが運ぶ病原菌によって、ナラ・シイ・カシ類等が枯れる樹木の伝染病ですが、人体や他の動物、シイ・カシ・ナラ等以外への植物への影響はありません。防除方法につきましては、県内で初めての経験でありますので、県が今年度、牟岐町の県有山林において、実証事業を実施し、指針となる報告書を作成する予定となっております。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事関係についてご報告致します。地籍調査事業の26年度繰越分については、去る9月30日・10月1日に奥河内字寺前・弁才天地区を対象とした地元説明会を開催し、11月25日から現地立会による一筆地調査を進めております。また、27年度分の日和佐浦の一部及び奥河内字本村地区、由岐地区湾内の港町字西・東、西由岐字西・東、西の地字西地・東地及び赤松字新発谷・新発口地区については、地籍調査結果の閲覧が終了し、現在、閲覧結果に基づき地籍図及び地籍簿の成果を作成中であります。

社会資本整備交付金事業では、東由岐2号線、阿部1号線の舗装・擁壁修繕工事と阿部2号線の舗裝修繕工事は、10月下旬に発注しております。また、赤松総屋敷西線の舗裝修繕工事及び日和佐浦西線道路下排水路改修工事の実設計を12月中旬に発注予定としております。



県単急傾斜地崩壊対策工事では、北河内字北分・山本宅裏の擁壁・防護柵設置工事を11月中旬に発注しております。

公共下水道事業の寺前ポンプ場雨水ポンプ長寿命化対策工事は、日本下水道事業団と10月中旬に委託協定を締結し、雨水ポンプの修繕を行います。

伊座利漁港の防波堤根固めブロック補修について、測量設計業務を9月下旬に発注しております。

災害復旧関係では、去る11月13日から14日までの豪雨により発生した河川災害2件について、国庫補助災害復旧事業による復旧工事を予定しており、今議会において災害復旧費の追加補正をお願い致しておりますので、よろしくお願い致します。

次に県工事の主なものについてご報告申し上げます。まず、道路関係でございますが、日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパスは、田井側にて引き続き調査ボーリング等の詳細設計作業中と聞いております。日和佐小野線・田井の第二踏切手前の待避所整備は、9月中旬に完成し、田井川樋門の道路拡幅については、橋梁詳細設計の作業中と聞いております。由岐大西線の阿部での道路改良工事は、9月上旬に発注し、現在工事中であると聞いております。日浦野田線の道路維持修繕の第一工区は、用地取得が完了し、施工業者が決定し、現在施工準備中であると聞いております。日和佐上那賀線山河内の路面陥没は、10月中旬に完成したと聞いております。由岐港線の西由岐での道路落石対策工事は、北側の工事が完成し、南側の測量・設計を発注したと聞いております。阿部お水大師付近の崖崩れ対策については、由岐大西線の道路排水流末部の対策工事を10月に発注したと聞いております。阿南鷺敷日和佐線の不動の滝付近の視距改良は、来年度予算獲得に向け地権者と交渉中と聞いております。日和佐小野線ホテル白い燈台手前の法面コンクリート吹付のひび割れ箇所については、来年度国補事業化に向け、調査及び要望資料作成業務の発注を行ったと聞いております。

次に、河川、砂防、治山関係では、県営の急傾斜地崩壊対策事業は、役場西の県道交差点裏付近において、引き続き対策工事が行われる予定と聞いております。池ノ内谷の通常砂防事業については、9月下旬に開催された地元説明会に町も出席し、事業計画について地域住民への周知が図られたところであります。山王谷の通常砂防事業は、東側堰堤本体工事を引き続き施工中と聞いております。県単砂防事業の津波避難階段については、昨年度入札不調の恵比須浜田井は、10月中旬に入札を行いました。再び不

調となり現在、工法の再検討中で、伊座利は、階段工施工中で、東由岐は、用地交渉が済み次第発注予定と聞いております。

次に港湾、漁港関係ですが、日和佐港海岸の海岸高潮対策事業の防潮堤については、大浜地区は、水産試験場前の第2工区の施工中で、戎地区は、詳細設計作業中と聞いております。由岐漁港由岐地区の防波堤耐震改修は、詳細設計作業の完了後、28年度に工事発注予定と聞いております。由岐漁港阿部地区の藻場造成は、28年2月末の完成予定と聞いております。志和岐トンネルのLED照明工事は、28年3月末の完成予定と聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、まず災害関係では、9月17日午前7時54分頃チリ中部を震源としたマグニチュード8.3の地震が発生し、翌18日午前3時に津波注意報が発令されました。美波町で観測された潮位の変化は、午前10時前後に伊座利で20cmほどの潮位の変化を観測しましたが、その後大きな潮位の変化はなく、午後4時40分に津波注意報は解除となりました。

9月24日には、大雨洪水警報が午前6時16分に発令され、町内の小中学校及びこども園が自宅待機となりました。その後、13時51分に大雨洪水警報は一度解除になりましたが、17時46分に再度大雨洪水警報が発令されました。20時00分に避難準備情報を発令し、早期の避難を呼びかけ、日和佐地区で2世帯2人の方が避難されました。翌日の午前1時35分に大雨洪水警報は解除となり、町内に発令していました避難準備情報も解除となりました。被害の状況としましては、由岐地区谷裏で民家の裏山と県道由岐港線の多田自動車付近で土砂崩れが発生しましたが、幸いにも民家等には影響はなく、それ以外は被害の報告はありませんでした。

11月13日から14日にかけて移動性の低気圧が発達しながら四国付近を通過したため大雨となり、13日22時28分に大雨警報、翌14日の午前0時49分に洪水警報、1時46分には暴風波浪警報が発令されましたが、風雨による大きな影響はなかったため、午前4時15分に洪水・暴風・波浪警報が解除となり、6時55分には大雨警報も解除となりました。午後になり、再度大雨となったため、14時40分に大雨警報が発令され、一部道路の冠水等は見られたものの、夕方には雨も小康状態となり、19時37分には大雨警報は解除となり、大きな被害の報告等はありませんでした。

10月5日には日和佐地区の男性が行方不明となり、午後4時55分町内放送により情報提供を呼びかけました。住民の方から阿

南市内で見かけたとの情報を頂いたため、警察に連絡し捜索をしていたところ、午後 5 時 58 分に阿南署員が阿南市内のショッピングセンターで発見し、無事保護されました。

次に防災関係では、9 月 12 日に美波町と大規模災害時の医療支援協定を結んでおります「AMD A」との第 2 回 AMD A 南海トラフ地震対応プログラム調整会議が岡山県総社市で開催され、AMD A と協定を結んでいる自治体や医療支援関係団体等が総社市に集まり、実際に南海トラフ地震の発災を想定したシミュレーションイメージの共有、関係者の受入状況や課題、今後の取組みなどについて確認致しました。

11 月 7 日には、災害時救援団体「BERT」主催の第 2 回スポーツレスキュー 2015 が開催され、今回は、空路と陸路による支援物資の輸送訓練が実施されました。空路の輸送では、モーターパラグライダーを使用した訓練でしたが、当日はあいにく上空の風が強く、一度離陸したモーターパラグライダーが途中で引き返す事態となりました。陸路は、バイク隊による支援物資が無事届けられました。11 月 9 日には、AMD A による「輸送・通信シミュレーション」が実施され、空路としてヘリが美馬市ハウエツ病院を離陸して美波町に到着予定でしたが、悪天候のため飛行が取りやめとなりました。陸路は、自動車を利用して輸送経路の確認をしながら美波町まで到着しました。なお当日は、県防災行政無線を使用した通信訓練も実施致しました。

11 月 12 日・13 日には自主防災会連合会主催の県外視察研修が実施され、美波町と大規模災害時に医療支援協定を締結している AMD A の災害時拠点施設の見学や先進的な自主防災組織の活動状況について研修をしました。AMD A の菅波代表や総社市の片岡市長、ハウエツ病院院長などのお話をお伺いし、支援に来て頂ける方々の熱い思いと真剣な取り組み状況を目の当たりにし、支援を受け入れる側として受援力を高め、支援者を受け入れる体制づくりと設備の整備が必要であると痛感致しましたので、今後、受け入れ体制を整えて参りたいと考えております。

次に交通安全関係でございますが、9 月 23 日、由岐地区におきまして美波町交通安全協会由岐分会会員 9 名の参加を頂き、由岐地区のカーブミラーの清掃とストップマークの張り替え等を行いました。9 月 30 日には、日和佐地区におきまして秋の交通安全キャンペーンを「道の駅 日和佐」において実施しました。今回も日和佐幼稚園の園児 19 名にも参加して頂き、国道 55 号を通行していた運転手の方々に、チラシを配布しながら、交通安全

を呼びかけました。

次に、由岐支所関係でございますが、地方創生予算を活用し、少子高齢化が進行する地域において、介護予防をはじめ地域交流や地域の支え合い活動を行う多世代交流拠点の整備を進めております。9月29日に由岐老人福祉センター1階事務室及びロビーの改修工事の入札を行い、栗田建設が3,231,198円で落札し、現在改修工事を行っております。なお、工期は12月28日までとなっております。

阿部診療所につきましては、10月14日から毎週水曜日の午前中に藍住町の稲次整形外科病院から医師を派遣して頂き、整形外科の診療を行っております。8月から毎週月曜日と金曜日は前由岐病院院長の梅本医師が診療をして頂いておりますので、阿部診療所の診療日は月、水、金曜日の3日になり、診療科目も内科と整形外科となっております。

次に、教育委員会関係でございますが、学校教育関係では、7月の台風11号接近による強風により、屋上等の防水シートが剥がれる被害を受けておりました伊座利校の防水改修工事は、10月31日に完了しております。

中学生議会が11月25日に開催され、今回は日和佐中学校1年生34名、由岐中学校1年生13名、伊座利分校1年生4名、合計51名が参加し、美波町の活性化対策への提案、古民家の保存・再利用、防災対策、美波町のPR等について質問や提言があり、私や担当課長からそれぞれ答弁を致しました。

11月27日、第2回美波町総合教育会議を開催し、美波町の大綱策定に向け、協議、検討を行いました。平成27年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰に、伊座利校が選ばれ、12月3日の表彰式に、伊座利校学校運営協議会会長が出席致しました。

次に、社会教育関係では、10月6日に美波町誕生10周年イベントとして、「しおかぜ香るウミガメコンサート」を日和佐総合体育館にて、秋山和慶氏が指揮するとくしま記念オーケストラを迎え、開催しました。後半では、オーケストラとの合同演奏にコーラス隊として、日和佐、由岐中学校の1・2年生、すみれコーラス、さくらコーラス、うぐいすの会、しらなみコーラスの総勢170人が参加し、430人の観客を前に熱唱し、好評を得ました。10月13日には、講師にNHK徳島アナウンサー安田真一郎氏を迎え、日和佐公民館において文化講演会を開催致しました。10月23日には、第4回老人大学が、11月13日には第5回女性大学

が開催され、それぞれ私が講師となって「美波町の現状と課題」と題し、地方創生等について講義をさせていただきました。11月12日には、日和佐公民館において講師に「ちひろ」さんを迎え、人権問題講演会を開催し、28日には第17回ひわさにここ人権フェスティバルが「あなたからみんなへ広げる笑顔の輪」をテーマに日和佐公民館で開催され、優秀標語の表彰、人権コンサート等様々な行事が行われ、大勢の来場者で賑わいました。

また、11月27日の教育委員会において、美波町指定文化財として、薬王寺所有の「星曼荼羅」と「真言八祖像」を有形文化財として指定致しました。今後も、文化財の発掘、保護と活用に努めて参りたいと考えております。

今年上陸したアカウミガメのふ化率を学芸員等が調査した結果、今年は23.3%と昨年の61.9%から大幅に低下し、過去最低の結果となりました。1996年にふ化率調査を開始してからの平均は59.5%で、最低は2008年の33.0%でしたが、今回はそれを9.7ポイント下回りました。原因としては、台風11号の波により1カ所流失したことと、7月・8月が少雨だったため、砂の温度が上がりすぎて、ふ化に適さなかったと思われます。

次に、スポーツイベント関係として、10月18日、由岐小・中学校グラウンド及び由岐中学校体育館において第50回地区館対抗球技大会が、11月7日には、定住自立圏共生ビジョン活動取組事業として第1回徳島県500歳野球大会が日和佐町民グラウンドで開催され、それぞれ熱戦が繰り広げられました。また、11月1日には、日和佐地区町民運動会が、3日には由岐共楽運動会が、それぞれ両地区共に多くの町民の皆様に参加して頂き、盛大に開催することができました。

文化関係では、10月23日から11月3日に由岐地区文化祭として、由岐公民館において子ども作品展及び非行防止啓発展を、ぽっぽマリンにおいては町民趣味作品展を開催し、多くの皆様に鑑賞していただきました。また、11月14日には、お楽しみ映画大会を由岐公民館で開催しましたが、悪天候で大雨洪水警報が発令されたこともあり、観覧者は16名と少ない結果となりました。

次に、水道課関係でございますが、上水道事業では、11月9日に光設計株式会社と1,112,400円で契約を締結した丹前水源地機械電気計装装置更新工事設計業務は、11月30日に業務を完了し、現在、工事の入札手続きを進めております。配水管工事では、山王谷の県工事に伴い、上水道を移設する必要が生じたため、口径50mmのポリエチレンパイプで延長62mを移設しました。また、

8年の耐用年数が経過する量水器の取り替えでは、口径13mmから50mmの量水器合計237個を取り替えしました。

簡易水道特別会計では、10月30日の臨時議会で契約締結の議決を頂いた木岐配水池更新工事は、現在、年度末の完成を目指し、配水池の造成工事に着手しております。また、由岐配水池更新工事実施設計業務は、現在入札手続きを進めております。

以上「諸般の報告」と致します。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして今議会に提案してご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、議案第64号「美波町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第18号）」は、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことにより、番号制度に関する規定について所要の改正を行うための条例改正であります。

次に、議案第65号から議案第69号までの5件は、美波病院開院に関連する条例改正に関する議案でございます。

まず、議案第65号「美波町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について（条例第19号）」は、病院統合再編により2病院が1病院、1診療所になることに伴い、診療所職員が町長部局となるため定数を変更するものであります。

議案第66号「美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について（条例第20号）」は、診療所が阿部診療所及び日和佐診療所の2施設となることに伴う特別会計名称の変更に伴う条例改正であります。新たに日和佐診療所が設置されることに伴い、美波町国民健康保険阿部診療所特別会計の名称を美波町国民健康保険診療所特別会計に変更するものであります。

議案第67号「美波町国民健康保険病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第21号）」は、現在の日和佐病院、由岐病院を廃止し、新たに開院する美波病院の名称及び設置場所、診療科、病床数、個室の病室室料等を定めるための条例改正であります。

議案第68号「美波町国民健康保険阿部診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第22号）」は、診療所が阿部診療所及び日和佐診療所の2施設となることに伴う条例名称の変更及び設置及び診療内容の追加を行う条例改正であります。

議案第69号「美波町国民健康保険由岐病院医師住宅使用条例

の一部を改正する条例の制定について（条例第 23 号）」は、美波病院の設置に伴い由岐病院の医師住宅の名称を変更するための条例改正であります。

議案第 70 号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について（条例第 24 号）」は、平成 28 年 1 月から「社会保障・税番号制度」いわゆるマイナンバー制度の運用が開始されることに伴い、法律で定められている事務以外で町独自で個人番号を利用する場合は条例で定めなければならないこととなっておりますので、独自利用事務について規定するものでございます。

議案第 71 号から第 76 号までの 6 件は、平成 27 年度各会計の補正予算であります。

まず、議案第 71 号「平成 27 年度美波町一般会計補正予算（第 5 号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 304,349 千円を追加し、歳入歳出の総額を 8,229,381 千円と致しております。歳出の補正額の主なものは、総務費の諸費では、負担金補助及び交付金で地域バス路線運行補助金として徳島バス阿南と徳島バス南部に対して 9,410 千円を追加致しております。

民生費の社会福祉総務費では、繰出金で国保会計への国保財政安定化支援事業繰出金で 1,487 千円、国保基盤安定化事業繰出金で 9,659 千円、老人福祉費の負担金補助及び交付金では、ねんりんの高台移転に係る高齢者福祉施設等防災減災促進事業補助金で 10,000 千円、繰出金では介護保険特別会計繰出金で 3,071 千円をそれぞれ追加致しております。

衛生費の保健衛生総務費では、負担金補助及び交付金で病院会計運営費負担金として普通交付税分 130,635 千円、特別交付税分 67,360 千円、計 197,995 千円、繰出金では診療所特別会計繰出金として日和佐診療所開院に係る運営費 8,705 千円をそれぞれ追加致しております。

農林水産業費の農業振興費では、負担金補助及び交付金でとくしま明日の農林水産業づくり事業補助金として J A かいふへ育苗乾燥ハウス新設に対し 5,949 千円、機構集積協力金では経営転換協力金及び地域集積協力金として 8,092 千円、農地費では委託料で田井地区の農業施設改良事業設計委託料として 4,000 千円、水産業振興費では、負担金補助及び交付金でとくしま強い農林水産業づくり事業補助金として伊座利漁協のフォークリフト購入補助金 1,614 千円をそれぞれ追加致しております。

土木費の住宅管理費では、需用費で櫛ヶ谷住宅の宅内修繕費として1,326千円を追加しております。

消防費の災害対策費では、委託料で国土強靱化地域計画策定委託料として3,000千円、工事請負費で神極田避難路整備及び気象観測システム整備工事費として4,220千円を追加しております。

教育費の社会教育総務費では、賃金で臨時雇賃金を1,297千円減額し、委託料ではウミガメコンサート委託料として3,185千円追加し、博物館費では、工事請負費でタッチプールの屋根修繕等工事費として1,400千円を追加しております。

災害復旧費の土木施設災害復旧費では、工事請負費で河川災害2件分の工事費として15,600千円を追加致しております。

議案第72号「平成27年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ19,717千円を追加し、歳入歳出の総額を1,328,871千円と致しております。歳入では、国庫支出金の財政調整交付金で、美波病院の設備に係る補助金として7,920千円、繰入金では一般会計繰入金で国民健康保険基盤安定負担金の保険者支援分の増加等による繰入金11,797千円を追加しております。歳出の主なものは、諸支出金の一般被保険者保険税還付金では、償還金利子及び割引料で保険税過誤納金還付金1,000千円、直営診療施設勘定繰出金では、繰出金で直診施設の設備補助に伴う繰出金7,920千円、予備費で10,287千円それぞれ追加しております。

議案第73号「平成27年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、補正額はなく、支出科目の更正による補正予算であり、下水道事業費の下水道総務費で、負担金補助及び交付金から公課費へ200千円の予算の組み替えを行ったものでございます。

議案第74号「平成27年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,271千円を追加し、歳入歳出の総額を1,313,618千円と致しております。歳出では、総務費の一般管理費では、委託料で介護保険システム改修業務委託料として4,271千円を追加しております。

議案第75号「平成27年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ14,918千円を追加し、歳入歳出の総額を49,235千円と致しております。日和佐診療所が来年3月から開設されることに伴う運営費の追加で、歳出の主なものは総務費の一般管理費では、賃金も含めた人件費で10,703千円、需用費で2,164千円をそれぞれ



れ追加し、医業費の医業費では、需用費で 1,010 千円追加致しております。

議案第 76 号「平成 27 年度美波町病院事業会計補正予算（第 3 号）」は、収益的収入に 288,976 千円を追加し、その総額を 1,385,144 千円とし、収益的支出では、204,782 千円を追加し、その総額を 1,185,109 千円としております。資本的収入では、310 千円を追加し、その総額を 1,682,092 千円とし、資本的支出では 464 千円を追加し、資本的支出の総額を 1,685,665 千円と致しております。収益的収入の主なものは、美波病院の開院に伴う入院、外来収益で 62,000 千円、一般会計からの運営負担金等の繰り入れによる他会計負担金で 197,995 千円、長期前受金戻入で 27,663 千円をそれぞれ追加致しております。収益的支出については、来年 3 月に日和佐病院及び由岐病院が閉院し、新たに美波病院が開院することに伴う各予算項目の調整を行っております。具体的には日和佐病院及び由岐病院の来年 3 月の経費を減らし、美波病院の経費を追加するものであります。資本的収入の主なものでは、国民健康保険特別会計からの繰入金で 7,920 千円を追加し、資本的支出の主なものでは、美波病院の完成に伴う検査証紙代として 310 千円を追加しております。

議案第 77 号「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、人権擁護委員のうち委員 1 名の任期が、平成 28 年 3 月 31 日で満了するため、その委員の再任を推薦し、議会の意見を求めるものでございます。

以上、提案しております議案の概要をご説明申し上げました。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせていただきますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明と致します。どうぞよろしくお願い致します。

議

長

提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて解散します。ご苦労様でした。

(時に 10 時 15 分)

12月10日（木）

（時に 9時00分）

議長 （住民生活課長 欠席）

おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は7名です。通告順に発言を許可します。

6番松本議員の一般質問を許可致します。

松本議員

6番議員 おはようございます。一般質問を2つさせていただきますので、よろしくお願ひします。

始めに財政についてお尋ね致します。ここ最近26年度では当初予算が56億円でありましたが、平成27年度では66億円と10億円の増額となっております。今年はこの12月補正を加えると80億円を超えるほどの大きな予算となっております。これを鑑みて今後、町立病院・保健センター等を建設するための経費であるというのは十分理解しておりますが、今後、美波町10年もしくは20年後にどれぐらいの予算規模になるのか、まず1点お聞きしたいことです。それと病院や保健センターについては、国等の補助金を、高額な補助金があると思いますが、それ以外にはやはり一般財源が少ないものですから、過疎債とか、合併特例債の起債が主になってくると思います。その時点で、現時点では起債はいくらあるのか、また数年後にはこども園等の施設も建設されると思われるので、起債返還のピーク時は平成の何年ごろになるのかということ。それとその予算に対しては、予算に対しての起債は何%を占めるのか。総額の予算から比べてどれぐらいの%になるのかということ。それと国の動向によりましては地方交付税は大きく変動されると思いますが、町税をもう少し増やすことも必要と思われる。企業誘致等で、せめて今7%か8%程度の町税でございますので、企業誘致等などで1割程度にできないものかと思われる。このことについてどのようにお考えなのか、お示しいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長 総務企画課長

総務企画課長

お答えさせていただきます。美波町の一般会計の予算規模につきましては、合併時の平成18年度決算では約51億円となっております。平成19年度で約50億円、平成20年度で54億円、それから平成21年度は69億円と上昇しております。この21年度につ

きましては、地域情報化整備工事・日和佐小学校改築工事と大規模事業が重なったことによるものでございます。次の平成 22 年度も約 61 億円と 60 億を上回っておりますけれども、これは国の地域活性化交付金に伴います事業費の増加が影響と考えられております。その後、平成 23 年度は約 53 億円、平成 24 年度は約 51 億円となりますけれども、平成 25 年度には約 58 億円となっております。これは防災行政無線の整備及び病院建設事業に取り掛かったことによるものでございまして、平成 26 年度も病院建設事業の継続により約 59 億円となっております。本年度、平成 27 年度は病院建設の最終年度及び医療保健センター建設に着手と大規模事業が重なりまして、予算額ではございますけれども、約 82 億円と合併後最大の予算規模となっております。今後、医療保健センター整備工事につきましては来年度に完成予定でございまして、高台整備工事等につきましては、複数年の継続事業になると考えております。

そこで 10 年後から 20 年後についての予算規模でございまして、物価変動など多様な条件や国の制度の改正などへの対応など予測は難しいかと思っておりますけれども、これまでの実績で考えますと特別な大規模事業がなければ 50 億円台前半が美波町の予算規模でないかと考えております。

次に、起債償還のピークについてでございますけれども、大規模事業であります病院建設事業・医療保健センター建設事業、概算ではございますけれども、高台整備も含めて試算致しますと、平成 33 年度、平成 34 年度頃がピークとなりまして、金額では一般会計で最高で年間約 840,000 千円となります。ただし、過疎債及び合併特例債などそのほとんどが交付税措置がありまして、7 割程度は交付税で措置されることとなります。また、年間の償還額の総額につきましては、平成 27 年度予算で一般会計で約 680,000 千円となっております。

議員言われますとおり、美波町におきましては地方交付税に大きく依存した財源構成となっております。本年度においても歳入の内交付税が占める割合が約 41%となっております。また、国の補助金などを含めた依存財源では約 78%に及んでいる状況でありまして、国の制度・基準により町財政は大きな影響を受ける状況であります。

このようなことから、町においてもこの 10 月に総合戦略を策定しまして、人口減少対策としてサテライトオフィス誘致や移住交流施策・産業の活性化などの取り組みを行うことと致しております。

まして、これにつきましては自主財源であります町税にも繋がるものと考えております。

また、総合戦略などの計画を実施していく上におきましても町財政の持続可能な安定した運営は必要不可欠であります、町づくりの肝と言えるかも知れません。

今後とも、事業実施におきましては国の制度改正などに柔軟に対応致しまして、より有利な財源である補助金や起債などを活用することを基本と致しまして、事業を実施すると共に、コスト縮減は基より、新たな地域活性化の取り組みによる自主財源の確保を図りまして、健全な財政運営に努めて参りたいと考えております。

それでご質問の中で償還額が全体の予算規模に占める割合でございますけれども、年間約 840,000 千円が最高のピークということで、これを予算でいきますと約 16.8%が予算に占める割合というかたちになります。以上です。

議 長 小休します

(時に 9時09分)

(小休中)

(時に 9時10分)

議 長 再開します。

総務企画課長

総務企画課長

失礼しました。起債の現在高でございますけれども、平成 26 年度末で 7,656,496,862 円、これにつきましては全体でございます、一般会計でございますと 5,768,808,617 円が平成 26 年度末の起債残高となっております。

それで町税の 10%の確保につきましては、非常に厳しいとは思いますが、総合戦略等の施策によりまして、できるだけ町税の確保に努めさせて頂けたらと思います。以上です。

議 長 松本議員

6 番 議 員

その過疎債とか合併債について、もう一度お聞きします。過疎債と合併債の償還期間は今のところ、10年ぐらいかなあと思っておりますけど、正味何年なるのかと。それと細部の据え置き期間、僕が知っとう範囲では2年だったんですけど、今どういうようになっているのかと。それと現時点の過疎債と合併債の利率は何%程になっておるのかということと。それと過疎債等については償還の元利の7割が交付税に編入されるということでございますが、この編入される実際数字として、示されているのかどうかということ、ちょっとその点、分かる範囲でお聞きしたいと思います

ので、よろしくお願ひします。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

過疎債及び合併特例債のまず借入利率でございますけれども、現段階で分かる範囲では約 0.5%から 0.7%程度の借入利率でございます。償還期限は 10 年で、議員おっしゃられるように据え置き期間は 2 年となっております。それから交付税の参入割合でございますけれども、これは地方交付税に係る省令等で交付税は支給されておりますけれども、その中で 7 割ってということが一般的に言われておりますので、それをもとに各全国市町村におきましても試算をしているところでございます。

議 長  
6 番 議員

松本議員

実際はこの交付税で戻ってくる中に、これぐらいの数字ですよっていう明確されてたものは、あるのかないのかいうのを聞きよんで、ないんだったらないんで結構なんです。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

失礼しました。算定基礎の中で 7 割というような数値が出てまいりますので、7 割で決められております。

議 長  
6 番 議員

松本議員

一応、私の聞きたいことは概ね分かりましたので、今後、財政に関しても、町としてバランスのとれた健全な予算執行をされて、美波町が繁栄できるような予算執行をよろしくお願ひします。

議 長  
6 番 議員

松本議員

それでは 2 問目の方に移らせて頂きます。高齢者等の就労についてということでございます。言葉が高齢者言うたらちょっと若い方もおいでますので、ちょっと高齢者言うんはちょっといかなのんだらうけど、こらえてください。退職して 60 以降になっても、町内には元気な方がたくさんおいでるように思います。しかし定年後、働く場所がなく困っているのが現状でありまして、唯一、町の社会福祉協議会がシルバー人材事業を行っておりますが、シルバー人材事業では、69 名 70 名弱の登録で、実際実働者は 40 名程度であると聞いております。また、このシルバー人材では月に 10 日以上は働けないということとなっておりまして、原則となっておりまして、月に 10 日の出勤者は 10 名あるかないかの程度と聞いておりますが、この 10 名の方でも月額に直すと 4 万円前後ぐらいの収入しかありません。このような状況でありまして、ほとんどが国民年金の受給者であります。月に 5 万円から 6 万円の収入であり、生活は大変だと思いますので、せめて町内で 1 日 3 時間

程度の働く場所を提供できないものでしょうか。もしこれが提供できるならば、高齢者の生活も安定しますし、働く希望も出てくると思いますので、町としてはこのことについて、どういうお考えを持たれておられるのか聞かせて下さい。お願いします。

議長  
産業振興課長

産業振興課長

私の方から答弁をさせていただきます。議員のご質問のとおり、1次産業に従事してきた方や自営業を営んで来られた方が受け取る国民年金の支給額は、厚生年金や共済年金に比べて定額でありまして、暮らし向きは決して楽では無いというふうに思われております。美波町では、シルバー人材センターが担う職種に限りがあり、必要とされる人数も限られていること、サテライトオフィスが増えてはいるものの、高齢者でIT系の業務に携わることが出来る方はごく一部と考えられることから、議員が言われますように高齢者の手に合う職種で、肉体的に負担の軽いパート労働を期待できる企業を美波町に誘致できれば、働く意欲のある高齢者にとっても、町にとっても好ましいことであると考えております。

この点につきましては、様々なチャンネルを通じ、或いはルートを開拓しながら、可能性を探って参りたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

一方、美波町、牟岐町、海陽町の3町で組織する「南阿波よくばり体験推進協議会」では、中高生の修学旅行や体験学習の民泊先不足が慢性化しつつございます。修学旅行や体験学習は、年により受け入れ状況に変動があり、季節的な偏りもありますし、守ってもらうべき一定のルールがありますが、1人1泊につき6千円近い宿泊・体験料が支払われ、多い方では400千円を超える年収を得ておられます。また、高齢化等で労働力不足で悩む阿南・那賀地域の農家に、職を得たい近隣地域住民を「縁農者」として、季節的、臨時的雇用を斡旋するJAアグリあなんの「農作業お助けセンター無料職業紹介所」が動き始めておりますし、まだ実現には至っておりませんが、JAかいふでは、施設園芸や畑作での担い手や労働力不足対策として、セパレート型栽培と称する時給や出来高払いでの、土作り・耕耘・畝立て・種まき・生産管理・収穫・出荷などを「分業化」する実証実験に牟岐町で取り組もうと、ハローワークを通じて就労者を募集した経緯がございます。

このように、企業誘致とは違った切り口での働き方も、徐々にではありますけれども、増えてきておりますので、ご承知置き頂きたいと思っております。以上、私の方からの答弁とさせていただきます。

議長 松本議員  
6 番 議員 だいたい今のんは、よう分かりました。しかし、高齢者の就労については、大変難しいことは十分理解しております。しかし、社協のシルバー事業につきましても、仕事の割合を見て見ますと、町が 100%のうち、半分の 50%ございます。それと県が 10、民間が 20、個人が 20、で 100 になると思うんですけど、個人では休耕田の草刈りとか、そういったもんが主でございますので、町の方としましても、シルバーの方が働くような仕事がありましたら、社協の方をお願いするようによろしく申し上げます。

ただ今の意見を了解しますが、理事者、我々議員、それから町職員、それから国会議員・県議員を通じて、いろんな人脈とか、そういうお顔の広い人をお願いしまして、企業の誘致等に努力することが大切だと思いますので、町民が良くなることでございますので、できるだけそういったチャンネルを増やして頂いて、皆様方の手腕を私たちも一生懸命頑張りますので、この件につきましても、よろしくお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 長 以上で松本議員の一般質問は終了しました。  
小休します。

(時に 9 時 21 分)

(小休中)

(時に 9 時 23 分)

議長 長 再開します。  
続いて 7 番永本議員の一般質問を許可します。  
永本議員

7 番 議員 おはようございます。私は 3 点についてお尋ねを致したいと思っております。第 1 点目は 9 月議会と同じ問題でございますが、これにつきましては国の 4 省連携という事業でございますが、非常に国の意気込みを感じる事業でございます。信頼できる知人から聞いた話で、正確ではありませんけれども、この事業については本県選出の福山代議士が非常に絡んでおるといふふうに聞いております。福山代議士が非常に力を入れて頂いておるといふようなそうであります。とすることで、文部科学省・総務省・農林水産省・環境省、4 つの省が連携して進めようとしている子ども農山漁村交流プロジェクト事業について、学校教育全般に監督する立場にある子ども達を農山漁村に送り出す、送り側になります本町の学校教育全般に責任を持たれる教育委員会の基本方針をお聞き致したいと思っております。お手元に参考資料を配布させて頂いております。

す。これは先般、文部科学省が徳島県教育委員会に対して、国の4省連携して進める子ども農山漁村体験交流事業の28年度国家予算の概算要求について、説明をされた事業の資料の一部であります。学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に関する法律案、ほれを視野に4省が行う概算要求の資料の一部であります。この資料を基に県教委に対して4省連携の事業推進について説明会が開催されたと聞いております。やがて本町にも県教委の方から説明があると思いますが、本町教育行政の最高意思決定機関として、4省連携の子ども農山漁村交流プロジェクト事業について、これを是とするのか、またその必要はないと思われるのか、端的にお答えを頂きたいと思っております。ちなみに9月議会に私が質問した件に関する議会だより読者の反応は、本町に1次産業活性化の1つの方法として、子ども交流自然体験事業は困難があるかもしれませんが、ぜひとも進めて欲しいという要望がたくさん頂いております。以上でございます、ご意見をお聴きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長  
教 育 長

教育長

それでは私の方からお答えさせていただきます。子ども農山漁村交流プロジェクトにつきましては、今おっしゃられたとおり文部科学省・総務省・農林水産省・環境省の4省が連携して平成28年度予算概算要求において所要額を要求したと資料が提供されております。この資料によりますと、子どもの体験活動の推進と農山漁村の活性化に資する施策を4省が連携して、農山漁村交流プロジェクトとして実施しているという内容になっております。文部科学省は、子どもを送り出す側としての学校の支援、農林水産省は受け入れる側としての農山漁村の支援、総務省は送り側・受け入れ側の自治体双方が行う実施体制のモデル構築の支援、環境省は自然体験活動実施に向けた支援を行うこととなっております。

本プロジェクトに係る文部科学省所管の事業で申しますと、徳島県におきましては、現在のところ、本件に関する事業を実施していないと聞いております。支援の対象となる活動の範囲や、支援いただける巨細が不明なため、具体的に本プロジェクトに言及することはできませんが、今後、国が子どもの農山漁村体験を教育課程の中で後押しをしたり、義務づけるということになれば、本町固有の自然や文化、農山漁村で営まれる一次産業を活用して、受け入れ側としての取り組みを推進することは、農山漁村の活性化に繋がるものと考えております。



教育委員会としましても、所管業務として取り組むべきところは、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

議 長  
7 番 議 員

永本議員

ありがとうございました。せっかっくの機会でありますので、ながらく教職にあられました原田教育委員長に、何かご意見があればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長  
教 育 委 員 長

教育委員長

体験学習っていうのは、学校教育の中でどのような位置を占めているのか。何を体験学習で学ぶのかということですが、体験学習には今言ったような自然体験もあれば、それから宿泊体験とか職業体験とか文化的な体験とか、それから社会的体験と言うのがあります。字のとおりで体で知ること・見ること・触れること、または臭いを嗅ぐこととかいったようなそういうことを体験する。つまりどんなことを体験するのかといたら、そういうことなんだけど、子どもの生活と学習を結びつけるもの、それが体験学習。それから心の教育の土台になります。例えば学校では教科等で知識を学びます。その知識の総合か実践かの体験的学習で学んでいく。その知識の総合か体験かを体験学習で学んでいくものです。だからいわゆる子どもの生活と学習を結びつけるものが体験学習であるということ。例えば教科等の学習ではこのことについてはこのように調べて、その結果こんなことが分かりましたというようになります。教科等で、こんなことが分かりました。体験ではその結び付けるんだから、体験学習ではこういうことが分かりましたでは終わらない、どういうふうになるのかと言いますと、私はその結果こういうふうを考える、または自己主張をする、自分で提案する、そして自分の気持ちを表す、言うというふうになっていきます。それが体験学習のいいところ、それが体験学習の主な意味です。つまりそのどうなっていくのか、またはこういうふうにしたほうが良いというところで社会と結びつく。例えば例を挙げて見ますと、川に行ってそこに川がどうなってどういうふうに流れているのか、またその川でどんな生物が住んでいるのかってっていうことをそれを体験するとすれば、川に行って昔はこうじゃなくって、こんなような生物もいたよとかいうふうになってくる。それを子供たちは、「えっ、どうしてそうなったん」というふうになってくる。そしたら川が汚れているから、前にこんな生物が住まんようになったとかいうふうに、事に気づく。そしたら川が汚れている、ほなって僕達この川きれいにしてるもん、ほんな汚してないもんというふうになってきたら、それ

じゃあ川ってどっから流れてきよん。海からきよんかいね、ほな海が汚れているからその汚れがこっちにきよんかいなあというふうになってきたら、ほいたら海の汚れっていうのもこんなところまで影響してくる、そしたら海を汚さんようにせないかと、そのためには僕たちも海を汚しとんじゃないか、みんなが汚してるといふふうになってきて、そこでいわゆる世の中と結びついていく、それが体験なんです。そしてその後どういふようにした方がいいのかっていうことで、子ども達は自分の意見はこうじゃと、こういふふうなことを学んだとかいふふうな結果として結び付けていく。でも必ずしも結果が出ない場合もあります。例えば環境問題なんか、どないしたって結果はでない、でもそこでどう環境問題と向き合ったのか、世の中と向き合ったのか、世の中の人々が環境問題についてどういふ、こういふ意見を持っているといふことは、やっぱし世の中と向き合うことになる。そして自分たちはこれからどういふふうにしていかないかんのんかといふふうな、そこが体験、体験ってそういふふうなものなんです。だからそのただそういふふうに分人たちが気づくだけではなくて、人と人とを結び付けていくのも体験学習のいいところです。または地域とそれから学校と繋ぐ、または地域の伝統や産業とか人々の暮らしの中から自分の生き方を見出していく、そういふ体験もあります。例えば自然体験とか、または育児体験などにより、生命の素晴らしさ、命の大切さを学んでいくといふ体験にもなります。それから心の教育の土台であるといふことですが、例えば感動体験する。お年寄りからお年寄りの知恵とか技を学んだ。子どもたちが学んで、「うわ、すごいな。こんなことができるんやな」といふふうに感動したりすることもあります。それから人の話を聞いて挫折からその人はどう立ち直ったのか、どういふふうにしてそういふ今の地位を繋いでいったのか。またはどういふふうにしてその自分の挫折をどういふふうに活かしていったのかといふふうな話を聞いて、挫折をしたらどういふふうにしたらいいいとかいふことを学んでいく。いわゆる心から悲しんだり、または喜んだりするような体験が、私は今は学校教育の中で少ないのでないのかなあといふふうに思っています。だから喜怒哀楽等、心を動かす体験こそが、私は心の教育の土台になるといふふうに思っています。だから体験学習は昔と比べて、私が教員になったころと比べて減っています。だからその体験といふのは、例えば地域の中で、私は夏休み中にはその子ども会やあんな人たちと一緒にどこかに行ったりとか、これも体験になりますね、そういふふう

な繋がり、1年生と3年生の繋がりとかいう繋がりもなくなったしというふうに思うので、以前と比べて体験学習が少なくなっているっていうことが、私は今の何ていうのかな、社会の1つの現れ、子ども達に現れている1つの現象じゃないかなあとか思っていますので、私は体験学習というのは、どんどん取り上げる時間っていうのは限られてありませんけど、常にそういう狙いを持った体験学習っていうのはどんどん進めてもらいたいと、学校教育の中で非常に大きなウェイトを占めている、それが子どもを鍛えている社会と向き合う1つの事件というか事後、1つの象徴だと思います。それ以外に社会と向き合うと、社会のことを考えるということはありません。学校は知識を、だから知ばっかしで、その知と世の中を結びつける、それから知識とそれから実践に結び付けていくっていうのは、体験学習で培われていくものだと思います。私は体験学習についての考えです。

議長  
7 番 議員

永本議員

これからの本町を担う、あるいはまた我が国を担う青少年の体験学習の必要性について原田委員長から詳しくご説明頂きました。大変ありがとうございました。私は立場は違うわけですが、受け入れ側と致しまして、この事業を受け入れることによって、農山漁村活性化を図りたいというふうに思っておるわけですので、折角国が力を入れて取り上げている事業、本町が手をこまねいて見ている必要はないと思いますので、町長にこの事業の採用をぜひともお願いを申し上げまして、この点について質問を終わります。

2点目について質問させていただきます。ドローンの利活用について、これについては空の産業革命と言われております。正式名はUAVとかあるいはマルチコプターと言ったりしておりますが、これについて安倍総理は3年以内に荷物配送について実用化できるようにしたいということで、11月の官民対話で支持されております。12月8日徳島新聞でも国が那賀町で荷物配送の実証実験を行うと報道されております。私は本町の取り組みとして、まず防災に活用すべきでないか、次いで観光や産業振興に活用すべきだと考えております。この参考資料をお手元に配布させて頂いております。これは春田裕計前町議会議員よりお借りしてきたもので、同氏は県下のドローン利活用の協議会の役員をされておられます。本年5月に徳島県に提出提言した資料の一部であります。防災関係の一部であります。落下事故も発生しておりますが、そ

れを差し引いても利点の方がはるかに大きな優れものであります。一国の総理が利活用を進めるものに、本町として傍観しているのはあまりにも呑気すぎるのではないか。町長・防災課長に所見をお聞き致したいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長

それではお答えを致します。徳島県では、今年5月に「徳島県無人航空機活用検討会」を立ち上げており、県の各施設におけるドローンの活用策について徳島大学や県内事業者の協力のもと検討を行っております。現在、県におきましては、県施設の定期的な点検や不法投棄の監視、災害発生時の状況把握、孤立集落への緊急物資の運搬などにおいて活用の可能性が考えられております。

また、那賀町におきましては、地方創生特区の指定を受け、「徳島ドローン特区」として町おこしを行っております。鳥獣対策への活用方法を探るワークショップの開催や空撮動画の作品コンテストなどが計画され、操縦者養成講習会なども開催されるなど町の魅力発信を行っております。

また、先ほど議員もおっしゃったとおり12月8日の徳島新聞でもありましたように国土交通省とドローンを活用した高齢者世帯への荷物配送の実証実験を行うとの話も出ており、12月10日には改正航空法も施行されることとなっております。

しかし、ニュース等でもご存知のとおり、施設等への落下事件や購入及び使用の手軽さなどから、以前は不十分な法整備等から使用に伴う事件事故も発生しております。使用にあつては、機種によりますが、航空法や電波法などの法令が関係する場合がありますので、その順守を徹底する必要があります。

使い方によっては、様々な活用方法が考えられますが、まだまだ実験段階の要素も多く、今後は県やドローン検討会、那賀町などで調査を行うほか関係機関等とも協議をし、有効な利用方法を探りながら、安全確保や住民の理解が得られるようであれば設置についても検討をしていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長  
7 番 議 員

永本議員

本町の実態について少しお聞きしたいと思ひます。現在、機械を保有されているのは私が確認したところで春田氏のところで2台あるのみといふうに聞いておりますが、その他には機械を持っておられる人はおられるのか、あるいはまたオペレーターはどのくらいおられるのかお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひし

ます。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長 今のご質問にありましたドローンの保有者数並びにオペレーターの数については把握はできておりません。以上でございます。

議 長  
7 番 議員

永本議員 町長にお聞きしたいと思います。将来的にはこれ、各消防分団に1台ぐらひは配置をして、大災害発生時に被害状況をまず確認するということから入っていくのが一番大事なことはないんかと思っております。ご意見お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長  
町 長

町長 先ほど課長の方から答弁さして頂きましたけれども、ドローンにつきましては、非常に関心を持っております。利活用については今現在、それを使ってやられているという他の自治体での実績等も非常に少のうございます。言うことで、現在隣町的那賀町の方で今回特区を受けられて、実証実験をなされるというふうなことを伺っておりますので、その実証実験を受けまして、私どもはいろいろ隣町でありますから、教えて頂くことも多いと思ひます。法整備のこともありますし、また運転についての免許制度についてもこれから議論が行われるというようなことも聞いておりますので、そういったことも環境を整えば私どもの方で議員がおっしゃるように災害の被害調査等に非常に本人が行かなくても、人が行かなくても、その状況が分かると、非常に素晴らしい機能を持ったものだというふうにして思っておりますので、今のところは議員が提案されました各分団に1つというようなことについて、すぐに答弁はできませんけれども、この推移を見ながら取り組んで参りたいというふうにして考えております。

議 長  
7 番 議員

永本議員 今後積極的にひとつお取組を頂いて、事故の無いように法令の研究とか、そういった面も含めてですね、利点を大いに伸ばして頂けるように町長にお願ひして、この点については終わります。

3点目、玉厨子農村公園の利活用について、これについては国道から立派な進入路を通過して300m、約1ヘクタールの人口高台が利用頻度の非常に少ない状態で眠っております。これの利用について地元ではなんとか地域の発展につながる施設を誘致できないか、利活用の方法はないのかという強い要望がございます。

今どき国道に直轄した1ヘクタールの高台はなかなか貴重な存在であり宝物であります。周辺の山林が10ヘクタールありますが、これも町有林でありますからこの点も大きな利点であろうと考えております。事前復興計画などにも視野に入れておくべきではないかと考えます。何かいい利活用の方法があれば教えて頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長

お答えをさせていただきます。玉厨子農村公園につきましては、平成20年10月1日から山河内自治会に指定管理をして頂いております。平成26年度の利用状況については、目視確認日数184日につき563人であることから、年間利用推計人数を1,021人と致しております。この利用人数には、猪や鹿のワナ講習会やとくしま協働の森づくり事業での交流会など、グラウンド外の利用も含まれてはおりますが、それらは合わせても100人程度であり、ほとんどがグラウンドゴルフや運動会などのグラウンドや緑地部分の利用であります。

一方、議員からご質問のありました利活用につきましては、現在のところまだ十分検討ができていないところであります。現在考えられる利用方法と致しましては、自衛隊等の支援部隊の基地や応急仮設住宅用地などの利活用が考えられます。いずれに致しましても、玉厨子農村公園の今後の利活用について地元とも相談しながら検討していくこととしております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長  
7 番 議 員

永本議員

ありがとうございました。今後のひとつ有効な利用方法をさらに考えて頂きますようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長

以上で永本議員の一般質問は終了しました。  
休憩します。

(時に 9時48分)

(小休中)

(時に 10時00分)

議 長

再開します。

続いて10番向山議員の一般質問を許可致します。

向山議員

10 番 議 員

それでは私からは3点ほどお聞きしたいと思っております。まず宅地開発につきましては、我が町の喫緊な課題となっております。度重なる一般質問もあるところではございますけれども、私からも

お聞きしたいと思います。まず宅地開発等における町内における高台整備検討ワーキンググループの検討状況ですが、過疎を食い止める施策として、また就業の間の確保と住むところの確保は不可欠であると思っております。特に東日本大震災直後から、高台での宅地の必要性については美波町では非常にその需要は高まっておると思っております。美波町では町内における高台整備検討ワーキンググループを設置して、検討していると昨年的一般質問で町長からご回答頂いておりますけれども、その検討状況はどのようなものであるかお伺いしたいと思います。

次に関連すると思っておりますけれども、サンクス裏山の開発についてですが、これも今年6月議会におきまして、こども園の移転用地と多目的な利用を目的に整備を進めるとして、本年6月定例会において平成27年度には地形測量や地質調査・造成設計の実施・道路敷地造成と高台整備に必要な基本的な調査を実施する予定であると答えられております。こども園に通っておられる子ども達の保護者はもちろん、これからこども園にお世話になる方、町民にとっても早く実現してもらいたいと願っております。平成27年度における事業の進捗状況の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

議  
町

長 町長

それでは庁内における高台整備ワーキンググループの検討状況について、先ず始めにお答えをさせていただきます。昨年の3月議会町長提案理由説明におきまして、表明致しました道の駅日和佐西側山林における高台整備構想の取り組み状況としまして、庁内の関係課で組織する高台整備検討ワーキンググループ会議、これは消防防災課・建設課・総務企画課・教育委員会・保健福祉課・住民生活課・支所とで構成されておりますけれども、これまでに4回開催をしております。ワーキンググループでは県の補助事業でありますとくしま0作戦緊急対策事業による安全安心まちづくり構想検討業務において、事前復興事業として高台移転等を行うべき機能の明確化・具体的施設についての検討を行ってまいりました。高台移転等を行うべき機能施設として、1つ目と致しまして災害時の活動拠点となる防災公園、2つ目と致しまして要配慮者施設である日和佐こども園とそして3つ目と致しましてその他の公共施設の機能別必要面積・全体面積の把握・施設の配置・短期長期の段階的整備イメージ等の検討を行っております。今後は高台整備基本測量設計業務の調査をもとに、ワーキンググループ・関係機関と検討を行う予定と致しております。次に基本的調

査・基本設計の進捗状況についてであります。去る7月23日に高台整備基本測量設計業務を発注し、今年度中に完成する予定で進めております。11月中旬に測量調査・地質調査が終了し、設計をしている段階でありまして、これにより道路・敷地造成や施設の整備箇所・事業費等の高台整備に必要な基本的調査が完了することになります。また現在、関係機関と高台進入路・交差点の協議中であり、並行して移転候補の日和佐こども園の園児の保護者を対象に日和佐こども園の高台移転計画に関するアンケート調査を行う予定でありまして、これら調査結果を基本設計に反映させたいというふうに考えております。高台整備は、長期的で多大な費用を要することになります。用地関係者の皆様のご協力や国・検討の関係機関との連携、補助制度を最大限活用し、町財政の状況を見極めながら南海トラフ巨大地震津波に備え、安全なまちづくりを実現するために緊急性の高い施設の早期完成をめざしてまいりたいと考えています。議員におかれましてもご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長  
10番 議員

向山議員

それでは再問させていただきたいと思っております。高台整備検討ワーキンググループとサンクスの裏については関連しておりますので、一括して再問したいと思っておりますけれども、まず先の町長の答弁では、町内における高台整備検討ワーキンググループという表現をしたと思っております。これは今の話しですと、サンクス裏しか検討ができてないような話をお伺いしたんですが、この町内における高台整備検討ワーキンググループとういうのは、そこに限らず検討をして頂けるのかということを確認をしたいと思っております。それから今、町長からは27年度においては徐々に計画等も進んでおるということで、少し安心をしておるところですけれども、なかなかこういった大きなプロジェクトにおいては非常にこう長期に係ることなんで、できるだけ早く進めて頂きたいということと、なおですね、我が町にとっては最初に申しましたけれども、高台整備、住宅ですね、特に。住宅の新築・改築を機に町外へ転出するという話も時折耳にしておりますので、これは早くその対応をしなければいけない。前の永本議員の一般質問にもあったかと思っておりますけれども、幼保のこども園の移転先については協力したいという町内の方のご意見もあったようですので、幼保の施設だけでなしに、住宅地への協力も頂けないか等も含めまして、その検討ワーキンググループで検討を、総合的な宅地開発、宅地を求め



てですね、検討して頂きたいと思いますけども、その点よろしく  
お願いします。

議  
町

長 町長

まず高台の整備、ワーキンググループですけれども、今のところ  
は一体となった道の駅の西側の山ってということでやって頂い  
ております。今後について、美波町全域を議員の方からはできな  
いかというようなお話ですけれども、それはできないことはない  
と思います。まず急ぐということで、そこについての検討を加え  
ながら、現実には昨年度、今年も議会の議決を頂きながら、調査設  
計等に進めさせて頂いておるところであります。震災前過疎とか  
いうお話が今ありましたけれども、そういったことを危惧しまし  
て、由岐の湾内では地元の自主防災会、それから徳島大学、美波  
町もかんでおりますけれども、それから建築士会等で高台移転に  
ついての今現在コンペを行っているところでございまして、もう  
少ししますと審査結果といいますか、コンペが出て来まして、そ  
れをやるというような別の取り組みしております。ですから今回  
のワーキンググループってのは、元々のうったてと言いますか、  
ってというのは道の駅の西側の山に、山林のところを高台を整備す  
るということで、作ったものでありますけれども、美波町の特に  
由岐地区では97%、人家の住むところの97%が浸水区域という  
ことで、高台整備ってというのは急務のところではあるかと思  
いますけれども、多額のお金とその造成ってというのがありますの  
で、そのあたりをどのようにして進めて行くかというのは、この  
ワーキングだけって、これ庁内のワーキンググループであります  
ので、先ほど申しました由岐の湾内で行って頂いてるような住民  
の方々とも協力しながら事前復興の町づくり計画を作る中で、ま  
た検討していくというようなことで行かさせて頂いたらなあと思  
っております。

議

10 番 議員

長 向山議員

確認をしたいんですけども、議事録等会議録を見た限り、町内  
におけると書いて、記載されたんですか、庁内、この庁内という  
ことで、分かりました。記事録等では町内という表現だったん  
で、分かりました。それから今、再再問でちょっとお伺いしたい  
かなあと思ってたんですけども、由岐湾内において、そういった  
宅地開発に対しての色々な取り組みがされておるといことな  
んですが、それは町との関わりっていうんですかね、もうちょっ  
とこう私らには具体的に町と団体との関わりってというのがちょ  
っとはつきりされてなくて、担当されておる団体の一部の方に聞

いたら、そんなに町も係ってないような雰囲気だったんで、そのあたりちょっともう少し詳しくお願いしたい。それをお聞きして終わりたいと思うんですけども、なお、宅地開発についてはですね、非常にこう喫緊な課題として、美波町が今般作りしましたプロジェクト計画ですね、5年間の計画ですか、総合戦略と計画にも人口の将来推計も出ておりますけども、それを維持するまた上回るためにも住宅の用地の確保というのは非常にこう大きな重点施策でないかと思っておりますので、取り組みについては十分早く真摯に進めて頂きたいと思っております。先ほどの件ちょっと確認して、私の第1問は終わりたいと思っております。

議  
町

長 町長

この由岐地区で志和岐谷っていう場所ですかね、今、計画中有ります高台移転といいますか、高台移転ですかね、の住宅及び住宅地のコンペということについては、先ほど申し上げましたように由岐湾内の3自主防災会で作っている「ごっつい美波の」っていうようなことと、それと徳島大学と、それと美波町、徳島県の建築士会っていう4者でそれを行っております。たまたまですけども、事務局がうちの職員でありますので、徳島大学とは連携を結んでいる協定ということで、ですから町がどれだけ関わっているかっていうと、それはもうすごく関わっているんじゃないかなって私自身は思っておりますけれども、その4者で計画を進めて行くということになっていきますので、もう少ししますと議会にもこうお示しできるような提案がこんなんがありましたとか、この中で優秀賞に選ばれたのはこういうようなかたちです。じゃあ一行をどのように進めて行きましようかとか、いうようなことについては、また議会の方にご説明できる機会があるかなあと思っておりますけれども、今現在募集を行っているところというところがございますので、今のところはまだ、緒に就いたばかりだというようなことでもあります。

議

10 番 議員

長 向山議員

1つだけお願いして終わりたいと思っておりますけども、今の計画並びにサクス裏の開発について、たびたび私にこう町民から質問っていうんですか、説明を求められることがあります。何らかの機会を通じて、進捗状況ができるのであれば広報というんでうかね、広報みなみに少しこう記載でもして頂ければ、町民の皆さんの知識として共有できるんでないかなあと思っておりますし、町の取り組みについてもご理解を頂けるんでないかなあと思っておりますので、その点検討をお願いして、第1問目は終わりたい

と思います。

議 長  
10 番 議員

向山議員

それでは第 2 問目の公民館の修繕費について質問をさせていただきますと思います。今現在、町から指定管理を受けております各地区の公民館につきましては、その修繕費について指定管理受託者には現在その規模に応じて、指定管理料についてはその規模に応じて管理料を支払われておると思います。ただその大きな修繕が生じた場合については、300 千円以下は地元負担で行っておるような現状です。これが最近施設によってはですね、建ってから年数も経過しており、今後その修繕が具合がですね、頻繁に起こるのではないかと考えております。特に小さな地区においてはそういった財源が非常に確保しにくくなっておりますので、合併当初にそういった協議、合併協議の中で 300 千円以下はということを決められたと思いますけども、時代も変わり 10 年近く合併からなっておりますし、地域の状況も変わってきて、人口減少、過疎化、少子化になって地域の力もなかなか思うようにはなっておりませんので、そのあたりでこの修繕費についてはもう少し考えて頂けんかなあと思っています。公民館と言うのは社会教育法に定められたそういった地域の文化の振興とか、健康増進施設として今は本当に有効に活用されておりますので、そういった意味合いからできれば今後そういった活動ができますように、施設の修繕については少しその負担を減額するか、また新しい助成制度というんですか、そういったものを一度見直しなら考えて頂ければありがたいかなあと思っていますけども、よろしくご検討をお願い致します。

議 長  
社会教育課長

社会教育課長

お答えさせていただきます。議員発言のように平成 18 年 9 月より、地区公民館の維持管理運営を指定管理委託しております。修繕にかかる費用の負担につきましては、協定書で地区公民館負担としており 300 千円を超える部分については町負担としております。なお、協定書で疑義が生じた場合は協議すると定めており、都度協議し、修繕につきまして対応させて頂いております。

制度移行 10 年を経過しようとしており、先ほどおっしゃられましたように、地区の公民館も老朽化したり、人口減少・高齢化等で町内会の組織力も低下していると思われれます。この修繕費負担が地区公民館に重くのしかかっていることが現状であると考えております。町が指定管理委託する他の施設、他の制度との整合性をふまえながら、修繕負担について検討していきたいと考え

ております。以上答弁とさせていただきます。

議 長  
10番議員

向山議員

今、社会教育課長から答弁頂きまして、今後検討して頂けるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。特に、小さな地域、具体的に私が住んでおる地域では40件足らずで、300千円まで負担するとなると、非常にこう町内会費も増額をせざるを得んような状況になって、今の現状ではなかなか値上げも困難かなあと思ひております。おそらく他の地域においても、こういった状況があるし、今も課長の方もそういった状況も分かっておられるようですので、ぜひ前向きに検討下さるようお願ひして、この質問を終わりたいと思ひます。

議 長  
10番議員

向山議員

それでは第3問目に移りたいと思ひます。防災対策についてですけれども、風水害や地震津波による被災状況等把握のため、機動力のあるオートバイの整備は必要でないかということで、ちょっとご提案をしたいと思ひます。先ほど先輩議員からドローンの活用とかについてお話もあったところですが、私からは機動力のあるオートバイ等の整備についてお伺ひしたいと思ひます。美波町には急峻な山林の中腹を走る県道や町道があります。地震や風水害により土砂崩れや倒木により、通行止めになる場合があります。今後もそういったことは予想されます。こうした場合に二輪車であればどうにか通行が可能な場合もあるかと思ひますので、その状況把握のためにオートバイ、場合によってはオフロード用のオートバイの整備は考えられないのか町の方針と言うか考え方をお聞きしたいと思ひます。次に避難地から災害対策本部等への伝達方法についてお伺ひしたいと思ひます。津波により被害を受けた場合、避難場所には病院やけが人がいる可能性は非常に高いような状況が予想されます。緊急を要しない連絡事項についてはともかく助かる命は助けたいという気持ちは町民皆の願ひであります。食料の確保や寒さ対策等については地域でどないか努力はすべきと思ひておりますけれども、災害対策本部と孤立した避難場所との通信の確保については、これについては町が責任を持って整備すべき事項だと私は考えておりますので、町の見解と今後の対策についてお聞きしたいと思ひます。以上です。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長

それではまず1点目の風水害や地震津波による被災状況等の把握のため、機動力のあるオートバイの整備は必要でないかというご質問にまずお答えをさせていただきます。大雨や台風等の自然災害

や地震などの揺れにより状況によっては、土砂崩れや道路の崩壊、陥没等により交通を妨げるような様々な被害が発生を致します。被害の状況によりましては、道路が寸断されたり通信が不能になり集落が孤立する場合なども考えられます。

そのような状況で自動車が通行できない状況の場合でも、オートバイであれば通行できる場合もあり有用な手段になりうると思います。町と致しましては、災害直後には2次災害の危険性も考えられるため、危険と思われる場合には、現場確認についても様子を見ることとしております。

今後は、オートバイの必要性なども考慮しながら、災害時の対応について危機管理プロジェクトの中で検討をしていきたいと考えております。1問目につきましては以上でございます。

続きまして、2問目のご質問にお答えをさせていただきます。9月議会の答弁の中で、無線機の配備について「検討します」との答弁をさせて頂いたところですが、議員のおっしゃるとおり災害時の避難場所から災害対策本部までの連絡手段につきましては、自主防災会の方からもご意見を頂いておりますし、町と致しましても津波災害時の課題と認識をしておるところでございます。確かに避難場所の状況や避難人数の把握、緊急な救助要請など災害対策本部として把握しておかなければならない情報もたくさんあります。そういった情報を避難場所から入手し対応できる体制を整える必要があります。

現在、全町をカバーできる情報通信手段と致しまして、アマチュア無線による通信と消防団等で使用しております携帯型無線機による通信となります。アマチュア無線機は、従事者免許を取得する必要がある、本来の目的は趣味としての使用でありますので、防災目的にはそぐわないこととなります。そこで町と致しましては、現在、役場や消防団等で使用しております携帯型無線機であれば、町内放送の受信も可能で、消防団とも相互更新ができますし、災害時に災害対策本部が交信している内容などが同時に聞き取れますので、どこで何が起きているかなどの把握も可能です。

つきましては、携帯型無線機について順次導入ができないか検討しております。この無線機はあくまで避難場所と災害対策本部との連絡用でございますので、地区内の連絡手段と致しましては、現在いくつかの自主防災会ですでに購入して頂いております小型トランシーバー型無線機により情報収集を行って頂き、災害対策本部へは携帯型無線機で連絡を取って頂く方法を考えてお

ります。

まだまだ管理面での問題はありますが、今後は自主防災会等と管理上の問題や情報収集、情報伝達の方法について協議をしてい  
きながら、導入についても検討していきたいと考えております。  
以上、答弁とさせていただきます。

議 長 向山議員  
10 番 議員

それでは再問させていただきたいと思います。オートバイの整備で  
すけども、私あのう実は 10 月に山河内から那賀町に抜ける県道  
36 号線を通行したときのことなんですけども、その時は何の問題  
もなく軽トラで通行できたわけなんですけども、その後 3 日後にです  
ね、他の用事で通行した時に、落石があって、軽トラが通行でき  
ませんでした。その 3 日間というのは特に大きな天候の悪化とか  
そういったものもなく、通常の平凡な 3 日間だったんですけども、  
そういった時にもこう落石があって通行できなかった。その時は  
どうにか石を退けてというか、退けよったら丁度石が、小さな話  
なんですけど、3 つに割れて運んでどうにか通行できたような状  
況だったんですけども、そういったことが今後也多々あるかも分  
かりませんし、オートバイであればそういった四輪自動車を通れ  
ないところもこう非常にと言うか、危険も伴いますけども、通る  
こともできるので、そのあたりについては課長は検討、今後検討  
されるということですけど、よろしくご検討お願いしたいと思  
います。特に町の職員並びに消防団の中にもこうオートバイの愛好  
家というかたがおいでますので、そういった方との緊急の場合は  
使用貸借っていうんですかね、こういうかたちで利用させて頂く  
ような方策もあるのではないかと考えておりますので、前向きに  
必要であれば、前向きにご検討をお願いしたいと思います。

それから避難場所との本部との連絡については課長も地域の  
要望は十分把握されておると思います。9 月議会ですかね、北山  
議員からもそういった要望というんですか、一般質問でもあった  
ように地域の要望というのは非常に高いものがあります。ただお  
聞きしますと、今使っておる携帯の無線機は 300 千円と言う高額  
な額で、先の答弁では支援金、毎年 100 千円頂いております支援  
金等で考えてもらえんだろうかという提案もあったんですけども、  
非常にその 100 千円の使用についてはその時の北山議員から  
の提案もあったように、いろんなこともやりたい中でそれに回す  
というんですかね、十分な金というか余裕もないので、これにつ  
いてはできるだけ町の方でなんらかの対策いうんですか、無線機  
にかぎらず通信方法を他にあればその方法も検討して頂ければ

と思います。もちろん課長がおっしゃったように管理面とか、そういった面もあるのが課題はあるんと思いますけども、そのあたり早く整備してその訓練等も行って行かないとなかなかスムーズに使用できるようなことも難しいかなあとと思いますので、前向きにできれば 28 年度中にでも必要なところからでも結構ですので、整備についてお考えを頂ければいいかなあと考えています。もちろん地域内の連絡については、ハンディーの無線機については必要な地域については相談して、買えるぐらいの金額ですので、それは地域内で検討していきたいと思っておりますので、よろしく検討お願いして、私の質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で向山議員の一般質問は終了しました。

続いて 4 番北山議員の一般質問を許可します。

北山議員

4 番 議員 それでは、一般質問をさして頂きます。冒頭この場を借りまして、町民の皆様並びに理事者の皆様及び同僚議員の皆様には、大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことについて、心よりお詫び申し上げます。また、療養中に皆様から頂いた温かい励ましのお言葉を励みに、厳しいリハビリに耐え、何とか社会復帰することができましたことに、重ねてお礼申し上げます。ありがとうございました

さて、私は 10 月 4 日に脳卒中を発症して、約 2 カ月余りの療養生活のうち 3 週間余りを車椅子による障がい者生活を体験し、それまで何の苦も無く出来ていたことが出来ない不自由さに、健康の大切さを今さらながらに実感し、そこから、初めて見えたこと、感じたこと、考えさせられたことが色々ありました。その体験を基にお聞きしますので宜しく願います。

まず第 1 番目に、救急救命体制について確認します。私の場合、漁場で脳卒中発症、家族に連絡。これが午前 2 時過ぎです。続いて同じ漁をしている船に救助依頼、救急車要請。これが午前 3 時過ぎ。この時に海部消防日和佐出張所に電話をして、「出払っているから牟岐の本部に電話する」と言うことでした。続いて同じ漁をしている船に曳航され港に到着。これが 3 時 30 分頃です。家族が由岐支所前より救急車を案内して到着、徳島赤十字病院救命救急センターへ向けて出発。これが 4 時 30 分頃です。続きまして救命救急センター到着し治療を開始。これが 5 時 30 分頃。また同じ病院に

入院されておりましたA氏の場合、これは美波町民です。この方は脳卒中発症して、海部病院へ搬送。海部病院よりヘリコプターで徳島赤十字病院へ搬送。徳島県の「第6次徳島県保健医療計画」に示された、応急手当・病院前救護心得では、目標としまして脳卒中の疑いあれば、3.5時間以内に専門機関に運ぶ。3.5時間超えても、早ければ早いほど良い。本人・家族・周囲の者、これについては突然の発症時の対応を知り、速やかに救急搬送を要請。救急救命士などは地域メディカルコントロール協議会の定めた活動プロトコールにより、適切に観察・判断・処置を行う。行政につきましては、脳卒中の発症や突然の症状出現の緊急受診の必要性について啓発を実施すること。というように示されております。そこで、北山の実例を県の示した病院前心得に照らして見ると、目標としましては3.5時間以内はぎりぎりクリア出来ましたが、より早くということになると少し問題があったかも分かりません。本人・家族・周囲の者については、本人は携帯電話が使えた。同じ漁をしている船につきましては、出勤が早かった。家族については周囲に連絡・救急車要請及び出迎えをした。救急車、日和佐出張所不在、牟岐本部地理不明、以上おかげさまで、大体うまく運んで頂いて大変有り難く思っておりますが、今後脳卒中発症の増加が予想される時、町の体制として常時同じように事が運ぶようになっているかどうか、町長の言う安心安全のまちづくりの観点からお聞せを願いたいと思います。お願いします。

議

長 小休します。

(時に 10時40分)

(小休中)

(時に 10時41分)

議

長 再開します。

町長

町

長 美波町の救急体制でございますけれども、美波町は海部郡3町と広域で海部消防組合という一部事務組織を構成しております。そこで救急の業務を行っておるところであります。議員おっしゃるように部署っていうのは、美波町には日和佐出張所がございます、牟岐町には牟岐の出張所、本部もございます。海南署っていうのもございます。それが今の海陽町になっております。元々できた経緯は、海部郡6町の中で3つの場所に署もしくは出張所を置けると言うような中で、当時の海部郡6町の中で決



めたところその場所であったというふうに私は聞いておりますけれども、そんな中で救急業務を行わさして頂いております。当時、海部郡の6町と、それと現在的那賀町の中の当時の鷲敷・相生合わせ8町で海部郡の海部消防組合っていうのを作って頂いておりますが、その時に由岐、旧の由岐町については、その海部消防の傘下ではあるけれども、独自の救急体制ということで、救急搬送班を6名配置し、行なってきたところでもあります。その中で平成19年の月はちょっと失念してはありますが、日和佐道路が部分開通した時に、由岐地区も海部消防の救急業務の範囲に入れるというようなことが決まりました、当時そのことを受けてそれまで美波町に対して由岐の救急搬送班に海部消防の方から19,000千円を頂きながら運営費に充てていたところでもありますけれども、それが取りやめになったと同時に、当時の町長がこれを受けて由岐地区でありました救急搬送班の今後どうするかという中で、廃止的な説明会をやらさして頂いたところではありましたが、住民の方々の反対多く、また色んなご意見もでたというふうに伺っております、結果としては、毎年度の搬送実績を見ながら今後の在り方を決めるというようなことであったと思います。それを受けて私も今現在踏襲しているわけですが、そういったことで美波町におきましては、元に戻りまして救急搬送の現状といいますと、海部消防が行って頂いてくれる分と、それと今の私どもの搬送班で行うものとかがオーバーラップしているということになっております。由岐地区におきましても、電話番号が119とそれと加入電話、いわゆる搬送班にかかるほうですけれどもどちらでも住民の方が選択できるというような取扱いになっておりました、救急行為でございますけれども、搬送班は救急隊員では資格としてはございませんので、いわゆる気管挿管であったりとか、AEDを使うであったりとか、そういった医療行為的なものが出来ないということになっておりますが、住民の方々にはそれを承知の上で、連絡をして頂いてやっております。どこが違うかという、海部消防の場合は1つはそういったメディカルコントロールができるということと、行き先を駆けつけた消防隊員が判断をして病院を選び搬送すると、場合によってはドクターヘリを呼ぶということになります。ただドクターヘリについては明るいうちしか今現在飛ばないということになっております。ですから日没は飛ばしませんので、その場合には、ちょっと議員が先ほど聞きますと、発症したのが午前2時というようなこともありまして、港に着いたのが3時30

分、また暗かっただろうと思います。ですから通常であれば隊員が判断してドクターヘリを呼んでいたかもしれませんが、この場合多分呼べなかったんだらうと、推測ですけれども、されます。そういったことがあるのと、もう1つ搬送班については必ず現在の由岐病院へまずは搬送ということになって、そこで先生に診て頂いて、「病院ここでは無理だ」言う時には違う病院に行くというようなことになっております。私が承知しているところは以上のようなところでございます。

議 長  
4 番 議 員

北山議員

それでは再問をさせていただきます。今、町長の方から海部消防組合及び由岐搬送班の設置時の状況及びその違いの説明がありました。しかし詳しい内容もあんまり分からないんだというような小休の間の答弁もありました。今後、私も言いましたように、今後、脳卒中っていうのはどんどんどんどん増えていくようになると思います。特に後でも言いますが、海部郡内でも美波町が一番多いような、そういう結果も出ております。そんな中でどれだけ早く病院、専門の医療機関に掛かれるかっていうのが脳卒中の後の後遺症の軽い・重いの違いにも関わってきますし、そういうことからして、今後色々そういうこともまた研究を頂いたらと思います。これ、町の方にもあると思うんですが、第6次の徳島県保健医療計画、これの5次のやつは美波町立病院の建設計画でもこう使われておったように思いますが、新たな6次計画も出ておりますので、この中に脳卒中について色んな詳しデータ、それから対応についても県が詳しくまとめておりますので、今後こういうことを参考にして頂いて、できるだけ美波町の町民、あるいは海部郡の郡民ができるだけ早い処置で症状の軽い状態で終われるような、そういうことを検討して頂いて、町長も海部消防の管理者でありますので、そこらも含めて検討をして頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

議 長  
町 長

町長

その計画にも書かれておりますように、一番急がれるっていうのが、議員おっしゃられた脳疾患と心疾患っていうふうに聞いておまして、特に脳もそうですけれども心疾患についてもある程度の時間の中であれば、破壊される細胞の数が少なくて済んで、後、リハビリまた社会復帰する率が高いと言うふうに聞いております。そんな中で始められたのがドクターヘリ制度でございます。ただ先ほど申し上げましたように、夜間は飛ばないという難点がございますが、今現在のところドクターヘリ、いわゆるヘリ

ポートも整備しながらそういった救急の方をできるだけ運べれるような体制整備も町もやっているところでもあります。海部消防につきましても、今現在のところ現状の隊員、また現状の署所っていうようなことでございますので、また議員の方から例えばですね、ほのもっと署所を増やすべきではないかとか、それからそれを増やすっていうことになれば職員も増えると、隊員も増えるということになるんですけれども、負担がかかるっていうことはございますが、そういったことも含めてのご要望なんですかね。ちょっとほの辺があれですけれども、と、言うことで、もしそういったことがあるようでしたら、私どもも今の現状で精一杯やるべく隊員の中でも救急救命士の養成というの、を海部消防の使命としてやらせて頂いておりました、各消防組合がございましてけれども、その隊員数に占める救急救命士の数っていうのは海部消防はトップクラスでございます。そういった取り組みもやらさして頂いている中で、さらに職員の資質向上も含めて、出来る限りのどういふんでしょうかね、しっかりやって行きたいというふうには思っております。

議長  
4 番 議員

北山議員

ちょっと私の質問がはっきりしなかったというようなことでもありますんでしようが、先ほども言いましたように町長は「ヘリコプターについては夜は飛べないんだ」というようなそういう話と、救急救命士の資格を持っておる方は直接こうヘリコプター依頼できるんだというような、そういう話もあったやに思いますが、先ほども言いましたように、美波町の住民で同じ病院に入院されておった方につきましては、脳卒中を発症して海部病院に搬送されて、海部病院からヘリコプターで徳島赤十字病院に行ったというような経緯もあります。隊員を増やせという要望なのかどうか分からないというような、そういう答弁の中もありましたが、町長としても日ごろから安心安全のまちづくり言うようなかたちで要望されておりますんで、そこらも含めて町長が今後どうしていこうかということをご十分考えて頂いて、より美波町民の安全、海部郡民の安全を考えた中で対応して頂ければと思います。よろしくお願い致します。

議長  
4 番 議員

北山議員

それでは第 2 点目に移りたいと思います。これにつきましては、回復期の医療についてお聞きします。今回の闘病体験において、回復期リハビリテーションの効果と重要性について驚かされる毎日でした。徳島赤十字病院の脳外科担当医からリハビリは厳

しいが、治療開始後3カ月はすればするほど急速に回復する、そのうち1か月は劇的によくなると言われましたが、それをリハビリを現在受けている小松島病院で身を持って体験しました。そこで強く感じたのが、急性期リハビリの徳島赤十字病院から回復期リハビリ病院に移るとき、小松島病院しかなかった。海部郡に回復期リハビリ病院がなかったことです。現在、小松島病院にいる海部郡出身者はおよそ10名余りおいでます。皆さん一様に「遠い、もっと近くにあれば」と言っていました。また昨日頂きました資料で、海部郡のこれは平成4年のデータなんですが、海部郡の脳疾患の有病状況っていうんですかね、こういうデータを頂きました。美波町は209人・牟岐町は83人・海陽町が206人、やはり美波町が海部郡の中で一番発症率が多い数字が出ております。この全体で約500人ですかね、県全体では12,080人、大体4分の1ぐらい、24分の1ぐらいですかね、全体の県民772,000人うち海部郡民っていうのが大体2,300いないぐらいですかね。これとこう相殺しても海部郡が県内でもかなり高い率であるっていうのが分かると思います。そのことから来春開院予定の美波病院が阿南・那賀・海部の要リハビリ患者の受け皿になればと考えます。また決算認定の監査委員の意見書でも、「阿南保健医療圏との地域連携パスの推進に努力せよ」と指摘をしております。以上の情勢を踏まえて、美波町立病院整備方針にある、回復期医療身体機能を回復させるリハビリテーションの実施、その規模を県南部、阿南・那賀・海部の要リハビリ患者の受け皿になりえる規模のものにすべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。また提案理由の説明を読み、初めて新病院の医師について知りました。美波病院の開院に当たり、新たに内科医師2名と脳神経外科医1名が勤務して頂ける見込みになった。内1名の内科医師については10月から由岐病院にて勤務をして頂いていますとありますが、勤務とは常駐してもらえるのかどうか、その内容について詳しく説明してください。お願いします。

議 長 特定事業調整官  
特定事業調整監

先ほどの北山議員の回復期医療について答弁させていただきます。先ほど北山議員の中にもありました「美波町立病院整備方針」の中に、リハビリテーション部門の整備方針としまして「回復期医療に対応するため、リハビリテーション部門を設ける。」とありまして、また運営計画の中には、取り組むべき医療として、リハビリ関連としましては、脳卒中医療・回復期医療（身体機能を回復させるリハビリテーションの実施）・維持期医療（日常生活へ

の復帰及び維持のためのリハビリテーションの実施、生活の場で療養できるよう支援）また急性心筋梗塞医療・回復期医療（身体機能を回復させるリハビリテーションの実施）などの、リハビリテーションの実施を謳っております。

町長提案説明の中でもありましたように、10月1日付けで理学療法士2名を採用し、由岐病院においてリハビリテーションを実施しております。まだ始めて1か月余りではありますが、徐々に患者の数も増えてきておまして、引き続き美波病院においても、継続して実施していくことと致しております。ただ、診療報酬上、リハビリテーションの実施に際しても、様々な基準がありまして、専門医の有無でありますとか、理学療法士の人数、施設設備などにより行えるリハビリテーションの内容が規定され、限定されております。

今後、患者のニーズの把握または大規模な総合病院等との連携、また美波病院の経営面を勘案しながら、できうる限りリハビリテーション部門についても、充実を図っていきたいと考えております。以上です。

議  
町

長 町長

それでは医師のご説明をさせて頂きたいと思っております。まず3名とも男性の医師でございます。1名については徳島大学病院に所属する医師でございます。県とのお話によって美波町に派遣をして下さる方向になったというようなことございまして、その方の勤務については、今のところ聞いているのは美波病院に3日、1日は徳島大学病院で、1日は県立海部病院というような勤務体系というふうに聞いております。もう1名の内科医師につきましては、これは直接交渉でございまして、美波町出身のお医者様でございました関係で、手伝ってもいいよというように快諾して頂いて、今の由岐病院に来て下さっております。来年の美波病院が開院した時にどれぐらいの期間来ていただけるかということ、今現在お話し中ございまして、できるだけ多くの週にね、多くの日にちを来て頂けるようにと申すことで。今現在は週2日来て頂いているようで、美波病院になった時には3日は来て頂けるというようなお話でございます。最後に脳神経外科の医師ですけれども、この方は県立の海部病院に所属する医師でございまして、今現在、阿南市を含めた中で、海部郡も含めてですね、医療の連携等を行っておりますけれども、そんな中で今のところ美波病院には2週間に1回来て頂けるというようなことあります。需要によってはまた考えて頂けるというようなこ

とでありますので、そういったことで美波病院が開院した時にはそういったスタートを切れるというようなことで、整備計画の中でも医師5名っていうようなことがございましたので、何とか今の現有の医師の方とこの方達を合わせると5名を確保できたかなあというふうに考えておるところでございます。

議長  
4 番 議員

長 北山議員

それでは再質問をさせていただきます。今、町長から医師についての説明を頂きました。それから課長からはリハビリテーションを実施する担当の部署、リハビリテーション科っていうんですかね、その充実を今後図っていくと、色んな経営も含めてそこらと見合わせながらしていくというような、そういう答弁だったやに思います。まず再問の1つとしましては美波町立整備方針では、先ほど課長がおっしゃっておったように新病院の運営計画、取り組むべき医療として脳卒中医療・急性心筋梗塞医療の回復期をやるというように言われました。そこで県が示している身体機能を回復させるリハビリテーションを実施する医療機関に求められる事項というんがあります。これは再発予防の治療及び合併症への対応が可能なこと。それから機能障害の改善及びADL日常動作っていうんですかね、の向上を目的としたリハビリテーション専門医療スタッフにより、集中的に実施可能なこと、それから急性期の医療機関及び維持期の医療機関などと地域連携クリティカルパス、診療情報や治療計画を活用し連携していくこと。患者連携手帳っていうんですかね、これ県が発行しておるものと思うんですが、これを活用し、患者が主体的に治療、リハビリテーションに取り組む支援と、再発予防の知識を教えることっていうように示されておりますが、今のリハビリの職員2人体制っていうんですね。そこらでこれについてはクリアできるのかどうか、そこらをお聞かせ願えたらと思います。

また先ほど色んなリハビリをする病棟いうんですかね、病院については色んなこう規定があるんだと言うようなお話もありましたんで、まず1例として今現在、私が入院しております小松島病院では回復期医療を担うと、回復期リハビリテーション病棟を有する病院として、チーム医療で患者の早期退院・早期社会復帰めざすと言う目的を明確にして、全病床、あすこは92床です。が回復期リハビリテーション病棟で、病院スタッフ、病棟との専任医師、これは3人です。それから看護師が36人、介護士20人、理学療法士33人、作業療法士17人、言語聴覚士2人の病棟スタッフによって、その結果、病床利用率が85%、年間新入院患

者数が約 500 人、平均在院日数が約 50 日、それから在宅復帰率が約 80%という、こういう例なんですかあります。そこで最初に言ったように病院の回復期の規模を県南部阿南・那賀・海部の要リハビリ患者の受け皿になり得る規模にすることによって、私は 1 つとして将来に向けて病院経営について経営の安定化が見込めるのではないかと思います。続きまして 2 番目としては雇用の増加が見込めると思います。また、県が医師確保で実施しているように修学金の補助により地元の子ども達で理学療法士・作業療法士の育成をしていくことによって地元雇用が生まれる。それからその中で若者達が美波町に定住してくれると、そういう方向に繋がっていくのではないかと思います。そこで今現在、徳島県の中で理学療法士及び作業療法士の育成施設として、1 つは徳島医療専門学校、これは勝浦にあります。そこは年間各定員 40 人。それから徳島健祥会福祉専門学校、これは徳島市です。ここも各、総各定員 40 名、それから徳島文理大学、ここは理学療法士のみで定員 60 名それだけの子ども達が年々 6 割の方が国家試験に受かったとしても、かなりの子ども達が資格を持って卒業をされているように聞いております。そういうことからしても先ほど言いましたように大きな規模の阿南・那賀・海部の患者の受け皿になるような、そういう病院にしていくことで、色んなことが見込めると思うんですが、そのところお考えをお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議  
町

長 町長

議員におかれましては、自身がお病気になるという経験を持ってご提言を頂いて、ありがたく思っております。ただ美波病院につきましては、もう既に完成を致しております、来春 3 月オープンというようなことになっております。そんな中で今、議員が入院、それから療養されている小松島病院というのは、回復期リハに特化した病院でございまして、非常にまあ充実を致しております。それに比べ、我々の病院というのは、いわゆる総合病院というようなことになっておりますので、今のところ先ほど橋本の方からも申しましたけれども、面積的なリハの今のところの部屋の広さですね、っていうのは 100 m<sup>2</sup>を少し超えているっていうぐらいでありまして、本当に診療報酬が頂ける最低限の広さでございまして。そういったこともございまして、議員からご提言のあったことは大変ありがたいことではあるんですけれども、今回の美波病院で議員がおっしゃるようになって言うようなことはとても対応ができるようなものではございません。ではありますけれ

ども、今までの由岐病院・日和佐病院以上のリハビリができるよ  
うにという思いで、理学療法士も採用させて頂いておりますので、  
出来る限りの規模の中での出来る限りのそういったリハをや  
らさせて頂いて、住民の方の健康また社会復帰が出来るようにと  
いうようなことで頑張っていきたいというふうに思いますので、  
よろしく願いを致します。

議 長  
4 番 議 員

北山議員

それでは再再問をさせて頂きたいと思います。今、町長からも  
病院が完成をしているので、もう色んな対応はできないというよ  
うな、そういう答弁だったと思うんですが、私はやはり今後これ  
だけ美波町民また海部郡民から要望っていうんですかね、現実や  
っぱりそれだけの方、先ほどデータも言いましたが、それだけ  
の方が発症されて、それだけの方が望んでいる、近いところを望  
んでいるというような経緯があります。それとやはり経営面、今  
まで監査委員さんですか、年間1億を年々掘り込んでもなんの改  
善もなかったというような過去の由岐病院についての指摘もあ  
りましたが、そういうことに今後ならないように、やはり進んだ、  
特化した病院。それはその通りだと思うんですが、県あたりもや  
はり医療の分科ということを進めておりますんで、やっぱり地域  
連携をして特化したような病院、病院が餅屋は餅屋で患者さんを  
そこに行って頂いて回復をしてもらおうと、集中的にその分につ  
いては治療をするというような、そういうことが今後求められて  
いくと思うんで、できておるからできないっていうのではなしに、  
これからでもできることはやっていって、もし可能であればそう  
いうことにも挑戦っていう言葉はおかしいと思いますが、町民の  
為にやっていくべきだと思いますんで、そのままでできないという  
て切ってしまうんでなしに、色々また考え知恵を出して頂いて、よ  
り良い病院にして頂きたいと思いますんで、よろしく願い致し  
ます。

議 長  
4 番 議 員

北山議員

それでは第3番目についてお伺いを致します。この件についま  
しては障がい者対策についてです。私は、車椅子生活2週間目、  
議会広報特別委員会委員の皆さんが開催してくれた編集会議に  
出席した時、手すりはあるがバリアフリーでない3階のトイレは  
使いにくいと感じましたので、由岐支所に設置されているような  
障がい者トイレを、本庁舎にも設置すべきと考えます。またこの  
質問については、事務局長から電話がありまして「実は本庁舎に  
は、分かりにくい障がい者トイレはある」と言うような報告を



受けましたので、今日の朝見てきましたが、入口はカーテンのみで仕切られて分かりにくい場所、私初めて見ました。それから便器についてはウォシュレットっていうんですか、お尻を洗う物もなくて、これが今時の障がい者トイレなのかと言うように感じました。そこで町長の考えをお聞かせを願いたいと思います。

議  
町

長 町長

障がい者トイレにつきましては、この庁舎が出来ましたのが昭和63年でございまして、平成元年から営業を開始しております。27年になります。そんな中で、現在の1階のいわゆる障がい者トイレが現状の今ある議員が色々見てこられたっていうんに比べて非常に見劣り、また広さにしても設備にしてもと思います。それは私も分かっておるつもりでございまして。今回ご質問を頂いて、新たに建設出来ないかっていうようなことでもございました。内部ではそれほど深く検討は致しておりませんが、今の状態では新たにつけるといのは非常に難しい状況にございまして。今、議員がおっしゃられた便器のウォシュレット化とか、そういった設備の更新はできるっていうふうに思いますので、そのあたりは快適性のこともございまして、さして頂くかなあと思っておりますけれども、新たに今現在、由岐支所にあるようなものをしようとなると、躯体の関係もございまして、なかなかそれちょっと今のところ難しいかなあというふうに思います。建築基準法の中では、今の1階にある身障者のトイレというのも、規模的には小さいですけども、有効、いわゆる違法な建物ではないということではございまして。そうではあるんですけども、あのそれだからしないっていうんではないですけども、なかなかできるようなスペースがないのが現状でございまして、今後については議員が委員長も務めて頂いた障がい者の計画っていうんが今年できておりますけれども、新たな施設についてはきちっと作っていかうというふうなことでもございまして、公共施設を今後作っていく場合には、そういった現在のよりよい環境のある身体障がい者のトイレを作らさして頂くということで、今回の件につきましては1階の便器をそのウォシュレットに取り換えるっていうようなことをさして頂くというふうなことで、答弁に代えさせて頂きたいと思っております。

議

4 番 議

長 北山議員

それでは再質問をさして頂きます。今、町長から庁舎については新たにつくれない、今のものが違法ではない。私も違法とかほういうことは言うつもりは全くありません。今後、新たな施設に

についてはきちっと障がい者トイレを作っていくというような、そういう答弁があったと思います。しかし美波町には先ほども町長も言われましたが、町長が決裁された「美波町ぬくもりハートプラン（第4期障がい福祉計画）」が平成27年3月に策定されています。その内容は、本町が目指す姿として、障がい者施策の理念は、ノーマライゼーションとリハビリテーションで、ノーマライゼーションとは、障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で、障がいのない人と同じような普通の暮らしができるように、社会の条件を整えるんであり、また「ぬくもりある美波町でともに暮らそう」とそういうふうにあります。このことからすれば、当然障がい者トイレ、先ほども町長も由岐支所のトイレのようなことはできないというようなそういう答弁ありましたが、私も車椅子生活になって初めて由岐支所の障がい者トイレ使わせて頂きました。かなり中身も広いし、使い勝手が良かったと思います。しかし先ほども言いましたが、今どきの障がい者トイレ、これは高齢者のことも含めて、障がい者と健常者が分け隔てなく共にこう使える、そういうトイレを今あちらこちらではこう設計をしているようです。そういうことからしたら、これがまさにノーマライゼーションっていうことになるんだろうと思います。新たにこう作るスペースがないんだと言うような答弁だったんですが、やはり健常者の方も障がい者の方も共に使える1つの物をあの中にこう作っていくとすれば、スペース的には問題ないんでないのかなあ。そういうことも考え方の1つになるんでないのかなあ。今、いろんな普通の家庭にしても年寄りが使えるような、年寄り若い家族が使えるような、共に使えていけるような、そういう家の設計っていうんもしておるように聞きますんで、もうスペースがないからできないんだというような、そういう判断でなしに、やはり高齢者・障がい者の方のトイレを健常者も共に使うというような、そういう発想で考えて頂けたらありがたいなあと思います。そしてそれが美波町のぬくもりハートプランっていうことになるんでないのかなあとは私は思いますんで、再度そこらのことについても考えがあればお聞かせを願えたらと思います。

議  
町

長 町長

長 先ほども申しましたように、全然なければね、新しく付けるっていうのは考えなくちゃいけないのかなあとか言うふうには思

いますけれども、現在は少し狭いですけれども、ないわけではないので、そこを今、新しく作られているところになるとまあ見劣りするものではありませんけれども、現実には使えれるところであるので、それを設備等を改善しながら使って頂くっていうふうに考えているっていうところでもあります。ですから議員おっしゃるように、ちょっと工夫してはみてはどうかっていうご意見だろうと思いますので、それまた工夫をするように考えてはみたいと思います。後、この考え方としては、私自身の考え方としては、町内に、町内っていうんは美波町内にどれぐらいの公衆トイレがあって、その中で身体障がい者の方に供せれるようなトイレがどれぐらいあるんだらうっていうのを、十分把握はようしておりませんけれども、そういったところで例えばそれが役場のみっていうんでなくて、その方達がやっぱり町内を歩かれるわけですから、そういった方が使えれるところが極端に少ないことのないように、町内に配置しているとか、そんな考え方もできるんじゃないかなって言うふうに思っております。特に公衆トイレについては古くなったところを改修していくっていうのは、こういった役場よりも割とサイクルが早ようございます。そんな中で新しく作る時には先ほども申しましたように、男子トイレ・女子トイレそしてその間にだいたいこう身障者のトイレっていうのがスライド方式であるっていうのが、今よくみられることでもありますけれども、議員一歩進んで健常者も一緒になっておっしゃただけど、それをするとまたハードルが高くなるのかなと、男女別には必ずしなくちゃいけないなあと思いますところと、それと身障者トイレをとなつて、健常者が一緒に使えれるようになってなると、私の考えが固執しとんかも分かりませんが、男子トイレ部にも1つ作り、女子トイレ部にも1つ作りみたいな感覚になってしまうので、やっぱり今あるような男子トイレと女子トイレがあって、その真ん中もしくはもう1つっていうような、3つが並列してあるようなトイレっていうのが一般的ではないかなあと思っております。ですから町内の公共施設もしくはそういった公衆トイレ等の改築等をしながら、身障者の方がここには身障者用のトイレがあるっていうようなマップであったり、そういうようなものも作りながら、できるだけ不便をおかけしないようなかたちで整備をさして頂こうと思っておりますので。

議長  
4 番 議員

長 北山議員

それでは再再問になりますが、町長は町内でどれだけ障がい者のトイレがあるんかを調査して、そこらをまたマップに落とす、

地図に落とすというような、そういうふうな答弁がありました。私はそれも当然やって頂きたいことなんですが、やはり役場っていうのは、やはり住民の使用頻度っていうんですかね、色んな申請なり色んなことでやはり他の地域とはまた違う使用頻度があると思うんです。そういう中でスペースがないから新たなものは出来ないと言うのであれば、やはり視点を変えて男女別、当然今使っておるやつを改修して、障がい者と健常者が共にこう使えれる、そういうトイレに改良して頂けたらということです。新たにこう作るって言うのではなしに、やはり今の1階のトイレを見て、入った方がカーテンを閉めて、そんな中で利用せざるを得ない、これって完全に健常者の方のトイレと今の障がい者のトイレをみたら、ただウォシュレットを付ける、ただそういう単純な問題ではないように思うんですね。やっぱり美波町がぬくもりのある美波町で、共にこう暮らしませんかと、共に皆同じ様に役場に来て、少なくとも私は1階・2階・3階とも障がい者が上がって気持ちよく使えるような、そういうトイレをやはり知恵を使ってやっていくべきではないのかなあ。それが共に一緒に暮らしませんかって、美波町が言よう言葉の根底にはあるように私は感じるんですよ。そこらも含めて再度そういうただ言葉だけで飾るのではなしに、本当の気持ちで障がい者に向き合って頂けたらと思いますんで、そここのところまた十分考えて頂けたらと思いますんで、よろしくお願い致します。

議 長  
4 番 議 員

北山議員

それでは第4番目に入りたいと思います。これにつきましては津波災害時の救急対策で、通告どおり9月議会と同じ質問をしますので分かりやすく簡潔にお答えを頂けたらと思います。

災害発生後、各避難場所では正確な災害情報収集と避難場所での問題を報告できることが被災者の不安解消と次に進む希望に繋がると思い色んなことを想像した時、各避難場所での救助・救援を求める先はどこなのか。また、その方法はどのようにするのか、再度、町の考えをお聞かせ頂けたらと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長

小休します

(時に 11時32分)

(小休中)

(時に 11時34分)

議 長

再開します。

消防防災課長

消防防災課長

ただ今の北山議員のご質問にお答えをさせていただきます。先ほど向山議員の方から同じような内容のご質問を頂きまして、答弁をさせていただきますところでございます。内容としては同じ内容でございますが、お答えをさせていただきます。

簡潔に申しますと、災害時には避難人数の把握や、緊急な救助要請など災害対策本部として把握しておかなければならない情報もたくさんあります。そういった場合、情報を避難場所から入手し対応できる体制を整えていく必要があると考えております。現在、全町をカバーできる情報通信手段と致しましては、アマチュア無線による通信と消防団等で使用しております携帯型無線機による通信となります。アマチュア無線機は、従事者免許を取得する必要があります。本来の目的は趣味としての使用でございますので、防災目的にはそぐわないこととなります。

そこで町と致しましては、役場や消防団等で使用しております携帯型無線機であれば、町内放送の受信も可能で、消防団とも相互更新ができますし、災害時に災害対策本部が交信している内容などが同時に聞き取れますので、どこで何が起きているかなどの把握も可能です。つきましては携帯型無線機の導入ができないかを検討を致しておるところでございます。

この無線機はあくまで避難場所と災害対策本部との連絡用でございます。地区内の連絡手段と致しましては、現在いくつかの自主防災会ですでに購入して頂いております小型トランシーバー型無線機により情報収集を行って頂き、災害対策本部へは携帯型無線機で連絡を取って頂く方法を考えております。

まだまだ管理面での問題はございますが、今後は自主防災会等と管理上の問題や情報収集、情報伝達の方法について協議をしていきながら、導入についても検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議

4 番 議

長

員

北山議員、一応時間が来ましたので、さして頂いたんやけん。答弁頂いたことを踏まえまして、次回の議会 3 月議会に再度これと同じ質問をしたいと思っておりますので、今から通告をしておきます。以上です。

議

長

以上で北山議員の一般質問は終了しました。  
休憩します。

(時に 11 時 38 分)

(小休中)

(時に 13 時 15 分)

議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。  
続いて 8 番寺下議員の一般質問を許可します。  
寺下議員

8 番 議 員 議長の許可を得ましたので、私からは、大きく 3 間について質問致します。

まず、地域おこし協力隊についてですが、地域おこし協力隊事業は、過疎高齢化が進む中、新たな地域の再生と活性化を図ることを目的とし、本町においても、平成 22 年度から実施されている事業であり、委嘱期間は最長 3 年まで延長でき、将来的に定住に繋がる可能性も大いに持ち合わせています。そこで、まず平成 22 年度から現在までの事業の状況についてお伺いしたいと思います。

次に、初日の町長提案理由の説明にもありましたが、10 月に地域創生事業としてサテライトオフィス誘致促進に特化した地域おこし協力隊として清水さんが委嘱されました。これまでの募集要項は、美波町の地域づくり団体などが受け入れ母体となり、仕事については、団体の実情に応じて、様々な活動を行ってもらうということだったと認識しております。また、隊員の活動や悩み等のフォローについては、基本的に受け入れ団体が行うという認識しております。

実際、私が住む木岐でも「木岐まちづくり協議会」を受け入れ団体として、現在の隊員の宮本くんを含め、3 人の隊員さんに尽力頂いてきました。木岐では、若者もどんどん減り、その姿を見る機会が減ってきている現状の中で、若い隊員さんが地域の活性化のために真摯に活動して頂けることはとても心強くありがたいものです。今回の町が受け入れ母体となる協力隊に関しては、どのような仕事体制で、移住生活における悩み等のフォローはどこが担当するのか、お伺いしたいと思います。また、今後の方向性や町の後方支援に相違はあるのか、も併せてお伺いします。

3 点目に、美波ふるさと創造戦略の施策体系の中でも、地域おこし協力隊募集は挙げられています。今回のサテライトオフィス誘致促進をはじめ、本町のさまざまな課題解決に特化した専門能力を持つ人材の受け入れも、併せて考えてはどうでしょうか。例えば、「日本一の子育て村」をキャッチフレーズに様々な施策を展開する島根県邑南町では、平成 24 年度からの 3 年で地域おこし協力隊を 33 人受け入れ、現在委嘱期間中の隊員が 26 人、期間終了後の定住者が 5 人と確実に町の活性化に効果をあげています。

その町の募集方法は、地域の活性化と人材育成を兼ね備えた戦略のようにも思えるのですが、例を示すと、①耕すシェフ（農業研修と料理研修、道の駅でのレストランの起業）、②アグリ女子隊（有機農業の普及及び6次産業の商品開発）、③地域クリエイター（映像クリエイターとして情報発信業務）、④アグサポ隊（就農に向けた技術・経営感覚を磨き、地域との良好な関係の構築を図る）など、より具体的な内容に特化したものとなっています。

今後5年間の総合戦略にも明記され、この事業をどのように生かしていくのかは町長の考えによるところも大きいと思います。町長のお考えをお伺いします。以上答弁の方、よろしくお願い致します。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

今のご質問に私の方からお答えさせていただきます。まず1点目の平成22年度から実施しされている地域おこし協力隊事業の状況についてでございますけれども、この事業の状況につきましては平成22年度は3名、平成23年度は1名、平成24年度は3名、平成26年度は3名、平成27年度は3名の方に委嘱させて頂いております。現在まで13名の方に委嘱させて頂いております。活動内容につきましては、町内会などの地域活動への従事者が6名、漁業活動への従事者が3名、地域活性化などの個別の活動への従事者が4名となっております。

この内、現在活動して頂いている方は5名でございます。木岐まちづくり協議会、NPO法人日和佐まちおこし隊、観光協会、アンド・モア、先ほど町で雇っておりますサテライトオフィス誘致となっており、観光振興や移住促進などの個別の取り組みに従事する方が4名と多くなっております。地域活動に従事している方は1名となっております。

本事業の目的と致しましては「地域協力活動」と最終はその地域への「定住・定着」を図ることを目的と致しておりますけれども、残念ながら現在まで定住に至った隊員の方はおられません。しかし、現在活動して頂いている隊員の方の中には定住を希望して頂いている方もおられますので、町と致しましても期待致していると共に定住に対する支援も行っているところでございます。

美波町におきましては、小規模起業支援制度による起業への支援や、県と県南1市4町で構成する「四国の右下若者創生協議会」の取り組みの中でも地域おこし協力隊等の移住者の定住のための起業支援として各種研修会を開催しているところであります。また、国の制度面におきましても、地域おこし協力隊員の起業に

要する経費の支援制度も新たに設けられてておりまして、これらも今後、制度を活用して、一人でも多く美波町に定住して頂けるような環境づくりを進めさせて頂ければと考えております。

次に 2 点目の地域創生事業としてサテライトオフィス誘致促進に特化した地域おこし協力隊の内容でございますけれども、この事業につきましましては、平成 26 年度補正による地方創生先行型交付金を財源として 10 月にサテライトオフィス誘致に従事して頂く地域おこし協力隊員を 1 名委嘱致しております。従来の地域おこし協力隊員と違う点につきましましては、1 つは財源が特別交付税でなく地方創生の交付金であること。また受入団体が町であることの 2 点で、後の条件については従来からの制度と同じとなっております。地方創生先行型交付金につきましましては、地方創生に向けた取り組みなどに交付されることとなっております。美波町においては新たな企業誘致、働き場所の創出として取り組んでいるところでありまして、更なる誘致と新たな展開に向け、地域おこし協力隊員を委嘱させて頂きました。

先般策定致しました地方創生総合戦略の全国発信プロジェクトとしても位置づけておりまして、今回の地域おこし協力隊の採用はその総合戦略を進めるための有効な手段であると考えておりまして、今後も更に多様な取り組みに繋げていきたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

それからこの隊員の悩み事等の相談でございますけれども、地域の町内会等で受け入れた場合はもちろん町内会の世話役の方とかが悩み相談といたしますか、ご相談を受けて頂いていると思っておりますけれども、今回の場合、主に町ということで、主に町の方でそういった相談というのは受けるかたちになるかと思っております。もちろん今まで地域、それから各種団体に入っている方のご相談も毎月 1 回ですかね、定期的にご相談も承っておりますので、ご理解いただければと思います。私からは以上でございます。

議  
町

長 町長

それでは私の方からは 3 点目の課題解決に特化した専門能力を持つ人材の受け入れも合わせて考えて行ってはどうか、ということについてであります。地域おこし協力隊事業につきましましては、まだまだ多様な可能性がある取り組みでございます。地域を担う人材の確保には有効な手段であると考えております。今後につきましても総合戦略を進める上におきましても、町が直面する課題は時と共に変化していきますけれども、多様な考えのもとで柔軟な対応により地域おこし協力隊の受け入れを行い、さらに



効果的な事業として取り組みたいというふうに思っております。問題解決・課題解決に特化した専門能力を持つ人材の受け入れに取り組んで参りたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員

先ほど答弁でこれまでに、13人の隊員を受け入れ、委嘱期間延長を含め、現在5人の隊員の皆さんに活動頂いているということですが、町としては、月1回の悩み相談であるとか、そういうことは受けているという話だったんですけども、町として受け入れ前、受け入れた後、どのようなサポート体制を取っているのでしょうか。そのあたりをもうちょっと具体的にお伺いしたいのと、全国の事例を見ると、移住する人達にとって、移住の先輩の存在は大きく、悩みもまた相談しやすいと言われております。身近な相談窓口として、隊員OBにその任を担ってもらうのはいいと思いますが、ただ現在、本町の隊員OBは定住していないので、隊員同士の交流の場を大事にする必要があると思いますし、同年代の役場職員との交流会を設けることもいいのではないかと思います。この町をよくしたいと言う思いは、役場職員も協力隊員も変わらないのですから、孤立しない環境を、役場も一体となって作ることが大事なのではないのでしょうか。この1点、町のサポート体制について、改めて具体的にお伺いします。

また、募集内容の特化については、前向きな答弁を頂きました。最近では、民宿経営等がクローズアップされ、過疎地でも人を呼び込む工夫次第で新たな雇用も生まれてきています。空き家を改修し、民宿施設として整備し、委嘱期間は地域とともにその運営に携わって頂き、任期終了後は、自立して運営してもらう、といったようなパターンもあっていいのではないかとというご意見も聞いています。美波町ならではの、地域おこし協力隊のあり方を、地方創生をプラスに受け止め、構築していければいいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 総務企画課長  
総務企画課等

お答えいたします。地域おこし協力隊のサポート体制でございますけれども、先ほどの答弁でもご説明させていただきましたけれども、現在月1回程度の情報交換、快適なところが強いかと思います。ただもちろんその中で問題点等があればおっしゃって頂いて、町でできること、それから受入れ団体でできることっていうことは区別して対応させて頂けたらと思っております。それでもう1つ地域おこし協力隊の目的として定住・定着化ということが

上げられますけれども、今回お1人の方が桜町通りで定住に向けてお店を開く予定ということで、ご相談も受けております。その中で町の制度ですね、小規模の企業支援制度であるとか、そういった活用できる制度っていうのはご紹介しながら、また物件等もお世話しながら定着に向けてサポートさせて頂いているところでございます。それと先ほどおっしゃったようになかなかOBっていう方が今現在おりませんが、古くからといいますか、先に入られている方っていうのも情報と言いますか、町の現状といいますかね、そういったことも把握はされていると思いますので、そういった方との交流によって、隊員の方は安心してといいますか、ある程度この町の雰囲気といいますか、掴みながら活動して頂いていると思っております。それからまあ孤立化っていうことでございますけれども、できるだけ地域おこし協力隊の方にもですね、この総合戦略も同じですけども、計画策定の時とかにももちろんご出席頂いたりですね、町の取り組みのイベントとかにも積極的に参加して頂いておりますので、町の方とは結構親密にお付き合いさせて頂いていると考えております。それから今後、この地域おこし協力隊については、いろんな展開が考えられますけれども、議員おっしゃられたように、こちらで把握している中では岡山県の西粟倉村では企業型の地域おこし協力隊ということで、定着を目的に募集をされてですね、その応募される方はその村でどういったことをしたいっていうような提案されて、それが選考されて正式に決まった場合だけ地域おこし協力隊に採用されて、企業に向けて活動するといったような、こうした取り組みも今、やられているようでございます。ですからそういったこともですね、こちらもアンテナですかね、上げてですね、情報収集しながら美波町にあったような地域おこし協力隊事業にできればと思っております。以上です。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員

町としてのサポート体制については答弁を頂きました。ただ、まだまだ環境整備が必要だと私自身は思っております。特に、地域に配属された隊員は、名前が名前だけに「なんでも協力してくれる人」と思われたり、隊員は、初めての土地で慣れないことも多く悩みを抱え、相談する環境も少ない状況で孤立したり、ライフスタイルが合わず地域でトラブルになったりする例も、全国では聞かれます。また、受け入れ団体側については、受け入れのノウハウを十分持ったものではなく、そこで暮らす地域住民です。年々、過疎高齢化が進み、地域力も衰えてきている中で、何とか

自分達の地域を活性化したいと、強い危機感と高い当事者意識を持ち、尽力を重ねてくれている人達です。

その現状を考えると、地域と協力隊の潤滑油の役割を果たすのは、役場であり、協力隊がどのような状況にあるか、どういう悩みを抱えているか、相談体制を充実させることは、任期終了後の定住に繋げるためにも、重要なアクションであると思います。先ほど企業における支援であったりとか、県としても研修会を行っているとか言う話もあったんですけども、役場担当者のスキルアップや第三者を交えた検討、周辺協力隊との交流など、まだまだ本町で実施できるフォローアップ体制があるはずです。また隊員は地域の活動の中で、成長した自分を見たいと考え、着任してくれていると思います。隊員の研修機会や視察等、日々の活動以外にも新たな視点を持てる環境を整備することも重要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、受け入れ団体側も協力隊を「どのように受け入れ」、「どのような活動を目的とする」隊員かを、地域全体で共有しておく必要があるし、協力隊の任期終了後自分達はどうか、あるいは隊員が定住し生活していける仕組みをどう作っていくのか、住民も主体的に考えることも必要であることから、受け入れ団体側のスキルアップの研修機会も必要だと思います。先ほど月に1回相談というか情報交換会を持っていると言われたんですけども、受け入れ団体側はそういうふうな機会を持たれているのかをお伺いしたいのと、町の後方支援について、今後、新たに何か考えられているものがあれば、最後にお伺いしたいと思います。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

地域おこし協力隊のサポート体制のことになるろうかと思いますが、先ほどおっしゃられた中で周辺市町村との協力隊員との意見交換会っていうのは、定期的ではないですけども、開催されております。それから全国的な事業でございますので、非常に今、現在全国で444の自治体で1,500人程度の方が地域おこし協力隊になられてますけれども、そういった中で全国的な規模のそういったイベントといいますか、シンポジウム的な会議もあります。それにも出席して頂いている方もございます。ですからそういった会議等がある場合は地域おこし協力隊員の方にご案内させて頂きまして、都合がつくようであれば出席頂いているところでございます。それで月1回の相談日なんですけれども、これについてはまあ隊員の方だけで受け入れ団体の方については随

時といたしますか、定期的なそういったお話はしておりません。ですからもちろん問題があればまあ役場の方には言ってくると思うんですけども、そういった体制で進めさせて頂いております。ですからサポート体制としてもっとより良いやり方っていうのは、ちょっと他の団体等のやり方も含めてちょっとうちの方で調べさせて頂いて、美波町にあったようなかたちの体制にさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議 長  
8 番 議 員

寺下議員

続いて2問目、美波病院と医療保健センターについてお伺いします。初日の町長提案理由の説明において、美波病院の開院日は、3月1日を予定としているとのことでした。町民の中には、新病院について情報も少なく期待と不安の混在した中でおられる方も多いと感じます。また、医療保健センターにおいては、基本設計の設計期間延長や入札不調による工事完成のズレにより、現在の日和佐病院で約1年診療所として機能することを考えると、いつ起こるかわからない地震津波対策における施設機能の上でも、まだまだ不安材料も多く残っております。そこで、まず1点目、それぞれの進捗状況と、今後のスケジュールをお伺いします。

次に、美波病院開院時、患者は真新しい施設に大いに期待を寄せるとともに、「診療科の場所が分からない」「待ち時間はどのくらいか」「検査の時間はどのくらいか」「入院手続等はどのようにすればいいのか」「交通手段のバス等は何時にあるのか」「救急車で運ばれた人にはどこで会えるのか」等さまざまな不安や質問が容易に想定できます。また、現場では、医師・看護師・技師・事務職員等は新たな施設に慣れるまで業務に懸命で、待合での患者への心配りをする余裕がないことも想定できます。それら患者の不安解消とサービス向上に向け、病院と患者の橋渡し役となる「病院コンシェルジュ」の配置は、町内外からの多くの患者を受け入れる上でも必要であると考えますが、それらの検討はされているのか、お伺いします。

3点目、搬送班のあり方については、12月中に方向性を出すと副町長の方から以前にお示し頂いております。すでに方向性は決まっているのか、お伺いします。

最後に、交通手段の確保について、検討の進捗状況をお伺いします。初日の町長提案理由の説明でおおまかな部分は説明頂きました。住民にとって大きな不安材料であり、関心も高い課題です。より具体的にスケジュールも併せてお伺いします。

議 長

特定事業調整監

それでは私の方から 1 点目、進捗状況と今後のスケジュール並びに 2 点目の病院コンサルジュについてご答弁させていただきます。

まず 1 点目、進捗状況と今後のスケジュールということでございますが、まず美波病院でございますが、現在の進捗状況と致しまして、本体工事につきましては、完了検査を 12 月 21 日に行い、建物の引き渡し並びに鍵の引き渡しを 12 月 22 日に行う予定に致しております。また遅れております外構工事につきましては、現在、舗装の路盤工、駐車場の設置などを行っており、今後、舗装工事などを行い、1 月下旬完成の予定でございます。ソフト面につきましては、新病院における外来・病棟・検査などのシミュレーションや診療動線確認・電子カルテ導入に向けた協議・研修など、様々な課題に対しまして、美波病院スタッフが日々、協議を重ねております。

また開院に先立ちまして、落成式を 2 月 15 日に行う予定と致しており、午前中に式典・関係者への内覧会などを行い、一般の方への内覧会も予定致しております。なお、開院につきましては、3 月 1 日に病棟部門において、日和佐・由岐病院、両病院の入院患者さんを搬送し、診療を始める予定に致しております。よって由岐病院は 2 月 29 日をもって廃院、日和佐病院は、3 月 1 日より、現在の施設で日和佐診療所として、外来診療を行う予定に致しております。また、美波病院の外来診療については、3 月 1 日から 4 日までは休診と致しまして、3 月 7 日（月）より診療を開始する予定になっております。一方、医療保健センターにつきましては、先日 8 日に入札を行いました。が、予定価格に達しませんでしたので、14 日に再入札を行う予定と致しております。14 日に落札されますと、工事完成は、29 年 3 月の予定となっております。なお、医療保健センターの完成に伴う日和佐診療所の移転、開所につきましては、それ以降となりますが、1 か月ないし 3 か月の準備期間は必要になると考えております。

なお先ほど議員のおっしゃられました広報についてでございますが、今度の 1 月号・2 月号につきまして美波病院の開院につきましての詳細を広報させていただきたいと考えております。

それでは 2 点目の病院コンサルジュの配置についてでございますが、医療スタッフにつきましては、今年 5 月 29 日に内示を行い、その医療スタッフを中心に、美波病院開院にむけて協議を行っております。事務などにつきましては、現在のスタッフで、様々なシミュレーションや診療動線の確認、電子カルテ導入に向けた

協議・研修などを検討致しております。

また、新病院内の内部の表示につきましては、来院される方々に、分かりやすいサイン表示などを行っております。そのような中で、どのような診療動線、言い換えますと、受付から診察・検査などを行い会計・投薬までの一連の流れをどうすればスムーズにできるか、また、患者の不安解消とサービス向上のために、どのようにすればいいかを、現在検討致しておりますところでございます。その中では、議員ご指摘の病院コンシェルジュ等の配置は、現在のところ検討は致しておりません。病院事業につきましては、企業会計、独立採算でございます。経営面も精査し、運営を行っていくことも求められておりますので、その点も十分考慮の上、今後の検討課題とさせて頂きたいと思っておりますのでご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 副 町 長

副町長

私からは、3点目の搬送班のあり方について、答弁をさせていただきます。

搬送班の搬送業務については、平成25年9月3日に美波町搬送業務の在り方検討委員会を設置いたしまして、これまでに4回の会合を開催をして検討をしてきたところでございます。午前中、北山議員の質問の答弁の中で町長からもありましたが、搬送班の在り方については、毎年度の搬送実績を見ながら検討をして行くと言うところもでございます。そういうことで搬送班の出動の現状について少し説明をさせていただきます。

由岐地区が海部消防組合の救急搬送範囲に組み込まれた平成19年度でございますけれども、搬送班による搬送が150件、海部消防による搬送が35件、平成20年度は搬送班が169件、海部消防が32件、平成21年度、搬送班が156件、海部消防が42件、平成22年度が搬送班が147件、海部消防が34件、平成23年度は搬送班が190件、海部消防が33件、平成24年度は搬送班が159件、海部消防が51件、平成25年度は搬送班が143件、海部消防が40件、平成26年度でございますが搬送班が146件、海部消防が61件となっております。これを平成19年度から26年度まで8年間でございますけれども、平均いたしますと年間158件でございます。海部消防に組み入れられる前までの過去4年間ですけれども、年間平均約151件でございますして、組み入れられてからの方が7件ほど上回っておりますけれども、ほぼ毎年横ばい状況であったということが言えます。

このような状況を踏まえまして、平成27年度についても搬送

業務を継続引き継ぐというところがございます。ただ海部消防組合によります救急搬送でございますが、年間平均にしますと 41 件と言うことございまして、こちらの方は年々増加傾向にあると言えます。検討委員会ではこのような搬送班と海部消防組合による搬送の現状を踏まえると共に、平成 26 年 8 月から開始したデマンド型乗合タクシーのタクシー運行の実証実験結果なども踏まえ、今後地域公共交通の在り方とも絡めまして、搬送業務について検討してきたところがございます。

この検討結果につきましては、第 4 回目の会議を去る 12 月の 7 日に開催を致しまして、その結果について町長に報告を致したところがございます。その報告内容でございますけれども、これまでの搬送業務の出動実績をもとに、出動時間帯であったり、出動地区・搬送車の疾病別・年齢別状況等の現状分析結果、あるいは検討委員会での議論してきた内容を報告致しまして、結果、平成 28 年度においては現状の搬送体制を維持することと致しすけれども、平成 29 年度については現状のままの状態を維持することは困難であると思われるということで、引き続き検討を行いたいというようなことで報告をさせていただきました。検討委員会と致しましては、平成 28 年 3 月に美波病院が開院予定ということもございしますので、新病院の運営状況等も踏まえながら、引き続き搬送業務の在り方について協議をしていくことと致しております。以上答弁とさせていただきます。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

私の方からは交通手段の確保についてをお答えさせていただきます。9 月議会での一般質問でも美波病院と日和佐診療所の交通手段の確保についてご質問が有り、その時の答弁として、「病院と診療所及び由岐支所との間において送迎用の 8 人乗り程度の連絡バスを走らせる予定としている」とお答えさせて頂いております。また、「現在のタクシー料金助成の拡充も検討する」とお答えさせて頂いております。

その後の検討状況につきましては、搬送班のあり方の検討の中でもありましたが、連絡バスの運行にあたり、誰が運転をするかということが一つあります。これについては、搬送班のあり方によっては班員の方をお願いすることも考えられましたけれども、今回搬送業務の継続というかたちとなり、については運転手を直接雇うか、業務として委託するかの 2 通りの方法を検討致しております。業務委託についてはシルバー人材センターに委託することが考えられます。委託につきましては、複数の人員で対応するこ

とから安定した運営が行えるかと思えますけれども、直接雇用に比べまして少し割高というかたちになります。このようなことから、現在は直接雇用の方向で考えている状況でございます。また、運行方法につきましては現在町が保有しております 10 人乗りのワンボックスカー1 台を利用することとし、定時での運行をする予定でございますけれども、運行時間まではまだ決定致しておりませんけれども、利用しやすい運行体系にしたいと考えており、今後、詳細について固めていきたいと考えております。タクシー助成制度の拡充につきまして、主に利用料金・限度回数になるかと思えますけれども、これにつきましては地域公共交通会議でのご意見も頂きながら進めさせて頂くことと致しております。この病院間、支所間のバスにつきましては、病院開院の 3 月 1 日に合わせて実施させて頂きたいと思えます。タクシー助成制度につきましては、これにつきましては地域公共交通会議での検討が必要となりますので、7 月頃にこれを開催予定とさせて頂きまして、結果を出させて頂けたらと思っております。以上です。

議 長  
8 番 議 員

寺下議員

先ほど、搬送班のあり方に関しては答申の内容は、平成 28 年度は現状維持、平成 29 年度は現状の維持は困難であるので維持はできないと言う話だったんですけれども、以前からは病院の開院時が体制移行のタイミングだと言うふうには言われてきたと思えます。確かに今の状況維持できるのは住民サービスとしても、搬送実績から考えてもそうあってほしいと思うんですけども、やはり今の現状をどこかで決めないかんということで、ほれが 29 年度なんでしょうけれども、現状の 24 時間体制を変化させて、救急搬送と転院搬送については日中業務として、その日、業務に携わらない班員には新たな業務を担って頂くというような、搬送班の時間外の補完については、海部消防の連携を強化して頂いて、日和佐出張所、先ほど北山議員の時にもあったんですけど、日和佐出張所が出払ってて牟岐から来た時に地理不明で現着が遅れるとかのことがないように、やはりほの部分をしっかり補完して頂くことによって、その体制を変化させるという方向ってというのは、考えられないというふうには受け止めていいんでしょうか。もしいつか体制は変更していくんでしょうけれども、その体制を変更する場合に住民には十分な周知も理解も必要ではあると思えますが、これだけ過疎高齢化が進んで新病院・医療保健センターの建設、合併特例債の優遇期間終了等、行財政が逼迫する中、お互いに住民と協調を計りながら前に進んでいかなければな



らないと思います。そのあたり、どこかでは決めないかと思うので、そのあたり住民にも説明する部分があると思うんですけども、町長としてはその答申を受けてするのか、ほのあたりをお伺いしたいと思います。

次に、病院コンシェルジュの配置は、検討していないということだったんですけども、全国の実施機関において、確実に待ち時間の短縮と診療時間の延長に繋がっているという状況があります。施設案内や外来受診案内、入院関連案内を行うこと、加えて多岐にわたる相談や、美波病院に対する要望や苦情を収集することで、新たなプラスの環境に導ける、訪れる方が安心できる相談窓口はとても重要だと思います。

また、地域包括ケアにも繋がる退院後の患者のケアも行える窓口であれば、これからの美波町にとってより住民サービスの向上に繋がります。常に、患者に寄り添う姿勢を大切に、住民が安心して、納得できる医療が受けられ、住民から選ばれる病院を目指すためにも、状況に合わせ、今後検討頂けるよう要望したいと思います。先ほど分、答弁をお願いします。

議  
町

長 町長

搬送班の今後の在り方につきまして、3日前、12月7日に答申を頂いたところでございますので、今、このようにいきますっていうことがこの場ではちょっと申し上げられませんが、今、決まっているのは平成28年度は平成27年度と同じように継続させて頂くということでありまして、今後につきましては、今、議員の方からご提言を頂いたようなことも検討をさせて頂きまして、方向性を決めさせて頂き、まず平成28年度の前期といたしますか、には議員の皆様方にそれをお示しをしたいと思います。その中で色々ご意見を頂きながら、あるべき方向を決めさせて頂いて、その後、住民の方々に説明をさせて頂きというような流れで行きたいと思いますので、できるだけ早めにそういうことをやって行きたいと思います。

議

長 寺下議員

8 番 議 員

そしたら最後に美波病院のことについては、広報みなみの1月2月に掲載するということがあったんですけど、交通手段に関しての住民周知っていうのは、いつぐらいに行うのかをお伺いします。

議

長 総務企画課長

総務企画課長

開院が3月ということで、遅くとも2月の広報等で周知させて頂ければと思っております。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員 3月1日の開院に向け、現場は、今は本当に大変な時期を迎えていると思います。今後とも、常に患者に寄り添う姿勢を大切に、住民から選ばれ愛される病院を目指して、尽力頂きたいと思いません。2問目はこれで終わります。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員 続いて3問目を質問致します。児童、生徒の読書活動の推進についてですが、今年度も、全国学力テストの検証結果等から、国語力（読解力）の向上が重要だと言われています。また、文章を読み取る力は、どの教科においても重要であることは周知の事実です。読解力の育成には、読書の推進は効果的であり、言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を高めるツールであると考えます。

そこで、1点目、本町においてはどのような読書活動の推進がなされているのでしょうか。実際、学校図書室が開いている曜日や時間、また児童、生徒は月にどのくらい本を読んでいるのか、現状をお伺いします。

2点目、県内においても読書環境の充実を目指す自治体は増えてきています。石井町では今年度から石井中学校に学校司書を、鳴門市・三好市では学校図書館サポーターを、北島町では町立図書館の専任司書が学校図書館を巡回するなどが実施されています。本町に各学校をローテーションで回る学校司書を1名配置し、日和佐図書館司書や県立図書館と連携を図ることにより、学校図書室の充実を図ることは、調べ学習や学び学習等、子供達の学校生活環境の向上にもなりますし、本町として魅力ある教育環境づくりに繋がると考えますが、いかがでしょうか。答弁の方よろしくお願ひします。

議 長 学校教育課長  
学校教育課長 それでは私からは1点目のご質問にあります本町においてはどのような読書活動の推進がなされているのか、実際児童生徒は月にどのくらい本を読んでいるのかについて、答弁をさせていただきます。各学校での読書活動状況についてでございますが、小学校の取り組みとしては、毎週、曜日を決めて朝の読書タイムの実施、教員やボランティアによる絵本や紙芝居等の読み聞かせ、廊下におすすめ本のコーナーを設置したり、読書記録カードの作成等を行っております。また、高学年児童が低学年児童への本の読み聞かせを行っている学校もあります。

中学校におきましては、図書委員会が新刊図書や、おすすめ図

書の紹介をしたり、図書委員による本の読み聞かせや、図書室前に新刊図書コーナーを設置しています。また、リクエストカードで、生徒の興味関心のある本を購入する等、それぞれの学校で、児童生徒の本に対する興味・関心を深めるため、また、読書意欲を向上させるための取り組みを行っております。

児童、生徒の読書冊数については、学校毎のばらつきはございますが、小学校では、1人当たり月平均7冊、中学校では平均2冊となっております。

参考でございますが、平成27年に由岐中学校伊座利分校、平成27年に伊座利小学校がそれぞれ、「読書活動優秀実践校」の文部科学大臣表彰を受賞しております。私からは以上です。

教育長

1点目のご質問の曜日と時間についてですけれども、曜日につきましても授業日ということでございます。解放の時間につきましては、それぞれ学校は違いがございますが、業間休みと昼休み、それから昼休みのみ、それから休み時間と放課後、それから常時開放あるいはオープンスペースを活用して常時開放というようななかたちで、それぞれに学校にあった運用をさして頂いております。

続きまして2点目についてお答えさせていただきます。学校司書につきましては、「学校図書館法の一部を改正する法律」が平成26年6月に公布され、平成27年4月から施行されたことによりまして、学校図書館に学校司書を置くよう努めることが求められております。

以前、学校司書の配置希望について、学校長に意見聴取した折りには、配置を希望する意見はなく、司書教諭と図書係で対応できるという回答を頂き、その後も配置要望がありませんでしたので、現在も町内小中学校への学校司書の配置はできていません。

図書資料の選択、発注と受け入れや、資料の分類と蔵書目録の作成、読書案内等、学校図書室の充実を図るために、専門知識を持つ人材の支援を得ることは、読書活動の推進に有効な取り組みになると考えます。今後は、更に読書環境の充実が図られるよう、学校と相談しながら各校の実情に合わせた支援の取り組みを検討したいと思っております。

また、専門性を持つ人材につきましても、ご提案頂きました1名による巡回配置や日和佐図書資料館司書職員の学校派遣など、有効な方法を含めて検討させて頂きたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員 　　ただ今、現状とこれからの対応、検討について答弁頂きました。読書の大切さは読み聞かせであったり、朝読、家読など様々な方法が提唱されています。それらを経て自ら読む読書に繋げるためにも、まずは、本を読む楽しさに気づくことが、第一歩だと思います。現状でもその先生と図書委員とか、そういう部分で十分できているというお話もありましたが、確かに私も全ての学校を回ったわけではありませんが、図書室を拝見した時に、自分達の小中学校時代とは大きく変化していて、興味を持ちやすいような配置であったりとか、ものすごく工夫されているなあということは充分伝わってきました。ただ専門の学校司書を置くことで学校司書と教師との連携で、子どもの興味にマッチした教材の本を選んだり、子ども自らの調べ学習の手助けにもなると思います。また司書がいることで地域ボランティアの方との連携も一層図れるのではないのでしょうか。

すぐには配置できなくても、子ども達のためにプラスだと考えて頂けるのであれば、工夫次第で出来ることがあるはずです。それこそ、子育て環境、教育環境の活性化ということで、地域おこし協力隊としての募集も可能ではないかと。そういうふうにも考えたりもします。予算を伴うことでもありますので、今後検討して頂けるよう要望したいと思います。

最後に、現在の子どもたちが美波で育ってよかったと将来思っ  
て貰えるような、またこれから美波町で子育てをしたいと思う人  
が増えるように、今後も魅力ある教育環境づくりに努めてもらえ  
るよう強く要望し、私の質問は終わります。

議 長 　　以上で寺下議員の一般質問は終了しました。  
休憩します。

（時に 14 時 06 分）

（小休中）

（時に 14 時 20 分）

議 長 再開します。  
続いて 12 番中川議員の一般質問を許可します。

1 2 番 議 員 中川議員  
この間、町民と話をしよったら、「町には課題はたくさんある  
けど、病院が大きいだろうと」、そういう意見が多かったよう  
に思います。そこで通告のとおり、この新しくできる病院につ  
いて質問をしたいと思います。

前回の 9 月議会の文教厚生委員会が開かれた時の、ほの審議を

通じて分かったことがあります。それは病院と診療所との病院代を比べたとき、この病院代というのは本体部分と薬の部分とに分かれているんですが、薬代について調べたとき、診療所の場合は特定疾患療養管理用というのが月2回認めれているようで、1回につき780円ということです。この780円、保険によって3割負担の場合は240円、それから1割負担の場合は80円というのが患者の負担になるということでもあります。つまり今まで日和佐病院にかかっていた人が、日和佐診療所にかかるようになると、その分、今言った特別疾患療養管理料というのが付いてくる、負担増になるわけでもあります。それからもう1つ同じく文教厚生委員会で分かったんですが、日和佐病院の事務長がジェネリックの取り扱いについては、「現在のところは患者の意見を聞いて、希望すればジェネリックを出しています」と答弁されましたが、ところが由岐病院の事務長は「医師がジェネリックを使わないので、患者が希望しても無理だ」というようなことを発言されました。これはどういうことか言うと、日和佐病院へ通ってジェネリックの薬を使っている人が、今度、美波病院へ行くとジェネリックは使えないということで、負担が増えるということになるわけでもあります。ジェネリックというのは、先発医薬品と比べると開発費も安いし、はるかに安くなる。この間、11月25日付の徳島新聞の記事によると、3割から5割安くなるということだそうです。しかも日本では6割近くの患者がジェネリックを使って非常に安全だということではありますが、この安いジェネリックを使えないとなると負担が増えると。現在、先進国は8割から9割このジェネリックを使っているようですが、我が国も政府は福祉予算の削減をするということから、あるいは患者負担を削減するという面もあるんですが、このジェネリックを8割まで上げたいと推奨しておりますし、県内でも近くで言うたら赤十字の徳島病院とか海部病院も使用しているのですが、美波町病院が使わないとなると、ほれは疑問が残るわけでもあります。患者負担を軽減するという点でも問題でありますし、その他にもこういった薬代、それからジェネリック・交通手段など町民の間にはやっぱり不公平感とか、それから疑問とか不安などが一杯あるわけでもあります。ですからここは説明会をね、ぜひ開いてもらいたいと考えております。その予定はあるのかどうか、お聞きしたい。説明会というのは、今まで決まってからすると、決まっているから、あるいは検討中だから町民説明会をすることができないということ、こんな事例がたくさんあるんですが、もししなければやね、来年開

院してから町民はそこで初めてこんなことがあったんかということを知って、びっくりするということになるわけでありまして。こんなことでいいんでしょうかと、ですから全て決まってから説明会開いても決まったことだからということで、住民の意見を聞かないと、説明会をしないというほういうやり方では町民は納得できません。ですから一つ説明会、開いて頂きたい言うことで、その予定はあるのかということをお聞きしたいと思っております。

議 長  
1 2 番 議 員

中川議員さん、病院経営の展望の方はどうなんでしょうか。  
ほれもやっぱり、先ほども出たように病院建設について、例えば当初の予算は17億かそこらだったように聞いとんですが、それが今回の補正も含めて、総額が28億ぐらいにまで、10億も膨れ上がらうるわけですね。さらにもっと前から言うたら、もうその値上がりってのはものすごいわけでありまして。私も補正予算に賛成してきたので、あんまり大きなことを言えんのですけども、この差があんまり大さくないかという、そういう声も町民の間にあります。ですからこれについて、先のことは分からんのですけども、見通しがあればお願いしたいと思っております。

議 長  
特定事業調整監

特定事業調整監  
それでは私の方からご答弁させていただきます。まず通告書に1番最初に新病院ということで、中川議員の方から書いてございましたので、私の方から新病院についてご説明をさせていただきます。まず特定疾患管理料の件でございますが、それにつきましてはご存知のとおり、診療報酬で点数が決められております。また患者により、患者さん一人ひとりによりまして処方が変わることなど、様々な要因によって違いがあることが考えられます。またジェネリックの投薬につきましても、医師の診察により使用する薬が決定することとなります。また先ほど言いましたように患者一人ひとり、病状や症状等が異なり、それによって薬は変わると考えられます。などのことから、全ての患者への投薬をジェネリックにできるわけでないと考えております。以上のようなことから説明会を今のところ検討は致しておりません。考えておりません。

続きまして、病院経営の展望ということでございますが、北山議員への答弁の中にでもご説明させていただきました「美波町立病院整備方針」中に、収支試算を掲載され頂いております。その中には、前提条件として、1日の入院患者数43名、外来患者数を105名と見込み、概算ですが試算を行うと、28年度は総収益約747,000千円に対し、総費用が794,000千円となり、47,000千円の損失となります。以後、医療機器の減価償却が終了する33年度まで

50,000千円弱の損失が続く見込みとなっております。このようなことから、適切な資金管理に努め、医師の確保やリハビリ技師など医療スタッフの充実をはじめ、魅力ある病院づくりを行い、健全な病院経営ができるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長  
1 2 番 議 員

中川議員  
先の9月議会で住民に対して説明会をするのかしないのかと言う質問に対して、町長は「戎野議員に答弁したとおりです。ご理解下さい」と答弁されました。私、戎野議員への答弁、議事録の60ページ・61ページあたり読んだんですけど、あまりはつきりしなかったので、議会だよりには括弧書きで「しない」と書いてしまったんですが、先日の議会だより説明会では、これに対して色々意見が出まして、私自身もちょっと後悔をしとるわけです。どうしてあの時、聞いとかなんだらうかなということやね。町民の中からはね、「やっぱり説明会開いてほしい」とか、「もっと住民の声を聞いてほしい」と。それからあるいは「町の考えを聞きたい」という意見がありまして、やっぱりほうした住民の願いに答えることができるんが、やっぱり町であるし、町長をはじめ町の務めだと思います。それで今回説明会するのかしないのかというのをはつきりとお答えして頂きたいと考えるわけです。特に対話の町政というのを標榜しておられるわけですから、町長にははつきりとお答え頂きたい。以上です。

議 長  
町

町長  
今の中川議員のご質問の件につきましては、内部でも調整といえますか、協議をしたところであります。議員の通告によりますと、薬代の説明会をしてほしいというような内容でして、括弧書きで特定疾患管理料のことが上げられております。薬代について私どもが聞いてみますと、住民の方をはじめ議員の皆さまもそうですけれども、その質問に答えられるだけの能力のある、知識のある職員がおりません。っていうのがもう第一点であります。それから特定疾患管理料っていうのが委員会の時にもお話に出ました。私自身も勉強が足りておりませんので、ここで発言したことがひょっとすると違うっていうようなことがあるかもしれませんが、特定疾患管理料については、議員が今、質問された薬代っておっしゃいましたけど、ではなくて、診療科目であるっていうふうに聞いております。だから薬剤の部分じゃなくて、診療報酬的な分の1つっていうふうに聞いております。それと特定疾患管理料については、いくつかの疾病の項目っていうのがあるという

ことで、診療所に受診された方が、全員がこれを負担するようになるっていったらおかしいですけれども、該当するんではないとも聞いております。ですから患者さんお一人お一人によって、対応の違うことではありまして、そういったことから先ほど橋本が申したとおりの説明会を開くことができませんというような結論になるわけですけれども、前回9月の戎野議員さんから質問を頂いたときに、最終、阿部の診療所では町の診療施設の中では、既に診療所として、主には阿部の地域の方ですけれども、そのように同じ日和佐の診療所ができたというんと、診療所一緒なので、そういうことをご理解頂きたいみたいなことも答弁させて頂いております。私どもは美波町の住民の方には公平に取り扱いは、もちろん思っております。ただ既に阿部の診療所のことは申し上げましたけれども、例えば日和佐クリニックさんであったり、岩城医院さんについても病院ではなくて診療所としての扱いになりますから、すでにそこに通われている患者さんについてはこの特定疾患管理料が該当する病名の疾病であると、それは既に負担されているわけであるんです。ですからいつ答弁したか時期ちょっと覚えておりませんが、岡本事務長の方から「その都度説明をさせて頂きます」というように答弁をさせて頂いたことがあったと思うんですけれども、私どもと致しましては、そのように対応をさせて頂きたいと思っております。ですからご自身が受診されて、今までと違う、これちょっと違いますよっていうことを事務所・事務局の方に申し出て頂いたりしたときには、丁寧に説明がさせて頂けるような、そんな体制づくりというのは、うちの方でつくらせて頂こうと思っておりますので、そのようにご理解をして頂けたらと思います。以上です。

議長 中川議員  
12番 議員

非常に分かりやすく正確な説明だったと思います。まあ実際どうなるか分からんのですけれども、とにかく住民としては「聞いてもらいたい」、あるいは「聞きたい」とこういう要求がるわけです。ですからそれに答えて頂きたいと、ほういうことで説明会をお願いしたいというところわけでありまして。今後そういう点で、そういう機会をぜひとも作って頂きたい、以前私、病院に対する意見を伝えるとか、そういう窓口をつくれないうこととも聞いたことあると思うんですが、そういう感じだと思います。ぜひともそういうことで説明会、どんなかたちにせよ、そういう住民の声を聞くと、そういう場を設けて頂きたいということをお願いして、この質問を終わります。



議 長 今の、新病院の分は、ほれでよろしいですか。

中川議員

1 2 番 議 員 次に2番目の産業政策についてであります。ここで私は確か去年の6月議会で「住宅リフォーム制度作ったらどうな」と質問したところ、既にあると、しかもかなり進んでおるということで、私の勉強不足だったなあということをお願い知らされたんですが、今回はそれについての実施状況、実績というか、それとその効果、経済効果ですね、経済効果だけでないと思うんですけど、私が聞きたいのは経済効果についてお聞きしたい。この制度っていうのは、色々あって防災を中心にしたものから経済の活性化を目指したもの、色々あると思うんですが、そんなことについて経済効果でいうたら非常に30倍近くあったやいうところもあれば、5倍だとか言うところ色々あるんですけども、美波町ではどうであったのかいうのをお聞きしたいと思います。

議 長 消防防災課長

消防防災課長

それではお答えをさせていただきます。美波町では、個人の住宅を対象としている耐震の補助制度しましては、耐震化を前提とした事業で、多くの市町村と同じように実施をしております「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」と「美波町耐震改修支援事業」の2つがありますが、前者は事業費の2分の1で最高400千円と町の単独の上乗せ分と致しまして事業費の4分の1で最高200千円で合計600千円の補助となります。後者は事業費の3分の2補助で最高600千円と町の上乗せ分としての事業費の6分の1で最高300千円で計900千円まで補助を受けることができる制度となっております。木造住宅簡易耐震補強費補助金につきましては、補助率が2分の1で最高500千円まで補助を受けることができます。この事業は、地域材の活用と地震発生時における木造住宅の減災のための事業となっております。この事業実績と致しましては、25年度が5件、26年度が2件となっております。経済効果としては、地域材の活用すること、それと工事については、町内の工務店や大工さんに発注をしておりますので、効果としての把握ははっきりできているわけではございませんが、いくらかの経済効果はあるものと思われまます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 中川議員

1 2 番 議 員

インターネット見よったら、伊勢崎市というところのんが出て来たんですけども、6月18日から13日までの20日間の申請受付をして、その結果、申請が866件で補助金の申請額が136,000

千円余りで、結果は工事価格が総額で 730,000 千円、つまり 140,000 千円で 730,000 千円の工事をやったということで、約 5.3 倍の効果があったと、こういうように計算しておるんですね。それから新たな需要を掘り起こしたり、中小業者への経済対策として有効だったと、こんなふうには。あるいはリフォームに伴って電気製品や家具を買い替えるなど波及効果もあったと、こういうふうにはこの伊勢崎市は宣伝しています。そういうことからすると、もっと美波町ももうちょっとほのへんを掴んでもっと進めて行ってほしいなあと感じます。それで私は今日はもう 1 つ商店、この 9 月議会の総務産業建設委員会で町内で店じまいが非常に増えておるといふ現状が示されて、その原因は主に後継者不足だと、ほういう認識が示されたんですが、そういうことで現在町は外部からの企業誘致、サテライトオフィスですか、大々的に宣伝もしてやっておるんですが、私はそれももちろん人口が増に転じたというふうには成果を上げておられましたが、しかし、今ある商店などの小規模な企業を存続させると、これも町あるいは美波町としての大事な仕事でないかと、こういうふうには思います。地域の中小企業・商店というのは、地域経済の中心で昔から物や金だけでなく、人の交流も担ってきた中心的な存在であります。こうした地域の宝とも言える地域の中小企業・商店、これを応援する施策の 1 つとして私はさっきの住宅リフォームでないんですが、商店リフォーム制度というのをぜひともお願いしたいと思うわけでありまして。美波町の場合、県の補助を受けてやると言うことが多いんですが、町単独でもこういう制度を作って頂けないかを思います。例えば、これもインターネット見よったら出て来たんですけども、例えばね、高崎市と言うところ、ここもこういう制度をつくっておるんですね。どんなにかいうたら商業の活性化を目的に商売を営んでいる人とか、これから営業を開始しようとしている人を対象に、対象の業種は小売・宿泊・飲食サービス・生活関連サービスなどでありますが、チェーン店とかそんなのは除けて、あるいは 1,000 ㎡を超えるような大きなところは対象外にして、幅広くしかも市内の施工業者とか販売業者を使うこと、ということで、1 店舗当たり上限を 1,000 千円、もちろん 1 回限りであります。何回もやるんでないけど、そういうふうな制度を 3 年に限ってやっておると、ほういうのが見えました。我が美波町でもやはりほういう中小零細な企業とか、ほういう商店を対象にね、元気にするような、そういう施策がどうしても私は必要だと思ふんです。ぜひつくって頂きたい。この 3 月には予算化して頂

きたい。こう思うんですが、町の考えはどうでしょうか。

議長  
産業振興課長

産業振興課長

それでは通告外の事項でちょっと驚いておりますけれども、私の方から答弁をさせていただきます。先ほど商店に関しまして「地域の宝」やと議員おっしゃいました。私も非常に重要な、地域にとって重要なインフラが商店であるという認識は以前から持っております。先ほどサテライトオフィスの話が出ましたけれども、それとは違う切り口で小規模事業の企業支援制度っていうのを私の方で所管しております、もうすでに2年目になっております、現時点でその企業に対する支援が5件ということになっております。まだまだ成果が上がっているとは言えないんですけど、一応支援する対象件数15件というのがあります。その企業支援をしている中でですね、先ほど議員が言われましたような商店が閉まっていく、飲食店もひっくるめて小売店もひっくるめてなんですけれども、これをなんとかしていかなければ町として困ることになる。特に小さな集落になればなるほどその意味合いって非常に大きなものがありますので、なんとかする必要があるというふうなことを思っております、先般地方創生に絡む様々な会合検討を重ねて行く中で、先ほど言いました小規模事業起業支援制度につきまして、少し内容を見直しまして、継業を対象にしようということで、要綱の改正をさせていただきます。細かい説明につきまして、今、資料がちょっとないんですけども、かなり継業っていうことになりますから、企業支援ということでターゲットを絞るっていうよりも、あるものをなるべく続けてもらおう。あるいはいわゆる相続とは違うかたちで第三者の方でやってくれる、本当にありがたい話になりますから、そういうようなことで事業を引き継いでもらおう。そういうふうな切り口になりますので、なるべく柔軟に1件1件適切に審査をしていこうと、そういうふうなかたちで動かしておるんですけども、つい先般、実は由岐地区の方でもう1件しか残っていなかった牛乳販売業、その方が店じまいをされるについて、継業の対象になるのではないかというようなことで審査をしまして、採択をしているところがあります。ですから新たに予算を組むというふうな要望でしたけれども、現在ある予算を有効に使っていくというかたちで、既にそういう制度を動かしておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

議長  
12番議員

中川議員

よろしく申し上げます。この間、桜町でリフォームした、最近

リフォームした家があるんですけど、5,000千円ぐらい掛って、照明だけでも1,000千円、ほんで補助は言うたら、県からちよびっとしかくれなんだって言うんですけども、そういう意味でもやっぱり町独自でもそういうところに予算を使って頂きたいと思えます。ぜひとも、よく似たことをされとるということで、それはそれでいいんですが、制度としてできたらつくってほしいなあ、と、考えます。以上で私のお願いをしといて、質問を終わります。

議

長

以上で中川議員の一般質問を終了しました。

続いて9番戎野議員の一般質問を許可します。

戎野議員

9 番 議 員

さて私は大きく2問だけ質問をさせて頂きたいと思えます。まず始めにですね、行政及び議会情報のテレビ中継化への取り組みについてお聞きしてまいりたいと思えます。平成21年の6月議会での地デジ光ケーブル設備を有効利用した議会及び調整広報のテレビ中継化の決議が可決されてからすでに6年が過ぎようとしております。昨年テレビ中継特別委員会も立ち上げられ、5月に前商工会の会長の村上氏より町政のテレビ中継化の促進要望書を頂きまして、議会の方に、その後の6月議会でも担当職員の配置や町活性化への有効利用を含めて一般質問をさせて頂きました。その時の町長の答弁は「議会の特別委員会も設置されたので、町も合わせて共に行政情報・議会情報をケーブルテレビで流す方法をランニングコストも精査して頂いて、検討して進めて行く」と答えておりました。平成26年6月6日テレビ中継特別委員会開催を皮切りに、これまで4回の委員会を開催してまいりまして、そしてまた東みよし町と那賀町への2回ですね、先進地をですね、委員会に於いて視察を重ねてまいりました。その中で東みよし町のような中継配信形態が経済的にも職員の配置においてもより安くできることなど学んでまいりました。昨年9月10日の第2回テレビ中継特別委員会で経費と予算化を具体的に検討するため、テレビ徳島の技術者や経営スタッフをお招きし、協議することを決め、第3回の特別委員会これは平成27年の2月9日に行われたわけですが、そこでケーブルテレビ徳島の会社よりシステムの概要及び予算等についての説明と技術的提案を受け、美波町の現有設備と整備すべき設備と課題などを検討し、さらに第4回特別委員会さる6月8日でしたが、今後の進め方などを協議してまいりました。その結果の課題として、特別委員会より担当職員の複数配置や調査設計費の計上、美波町にあるシステムの検討を要請書にまとめて委員会より影治町長に

中間報告を兼ねて要望を提出してまいりました。これまでの経過説明と合わせ、今年の8月27日に行いました商工会への議会報告会におきましても、会員の皆さまより早くテレビ中継化を具体的に取組んで欲しい、進まない理由はなにか、なぜできないのか、反対しているのは21年6月議会で反対した6名の町議だけではないのかと、反対の理由を聞きたいと強く迫られました。費用が高いと言うならいくらならOKか、具体的な話を聞きたいと言われました。そしてタイムリミットを決めて、いつから実施するという逆算をして、どういう準備をするのか、もう視察はこれ以上いらんと、やる気の問題であると、何時からスタートをするかを決めて進めて欲しい旨の意見が出されました。そこでまず町長にお伺いしますが、議会で議決され、特別委員会も立ち上げ、検討して町長にも調査費の計上を含め、早期実現の取組み要請を行ってきたわけでありますが、テレビ中継化への町長自身の考え、実現への取組み方をお聞きしてまいりたいと思います。特に1つとしてですね、早期実現へ向けての課題は、どこに残されようとしているのか、具体的にですね、調査設計費の計上時期はいつを目途にしているのか、どのような議会情報及び各課からの行政情報を含めて中継配信していくのか、その点も合わせてお伺いしたいと思います。設備への検討とあわせて配信内容、ソフト面の検討や準備がただ軌道に乗るまでは職員の複数配置をして、町政と議会の情報配信システムを協議していくべきではないかと言う点であります。

そして2点目にですね、実施までのネット配信ということで、段階的な取組みとして、現在すでに実施しておりますインターネットによる町ホームページでの一般質問や会議録の公開、ネット配信に加えて、現在の録画配信から一般質問等、本会議をインターネットによるライブ中継化に試行的に取り組んでみてはどうかと言う点であります。システムの構築を試行的に進めてはどうかという点であります。3番目に光ケーブルを活用した町内全域へのテレビ配信システム構築への実現に向けての時期、タイムスケジュールの目途をお聞きしてまいりたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

議  
町

長 町長

長 議員さんからのご質問でございますけれども、私の方も実は少し戸惑っております、議員おっしゃられたように今年の6月26日に中間報告と言うことで、議会のテレビ中継化の早期実現への要請書というのを委員長はじめ委員の方がお持ちになられて直

接お会いをさせて頂きました。私自身はその会では議会の委員会の中は意思統一がされてですね、このように進めるというようなことになっているんだろかなあと言うふうに思っておりましたけれども、委員長も驚いておられたようでございますが、「今すぐにこのことを進めるのに、ちょっと躊躇する」とご意見も委員の中からありました。それは委員長よくご存じのことだろうと思います。その中でもう1回たしか淡路の方へ視察に行かれるっていう話がありましたね。その時には私にもご案内をというような話があったと記憶を致しております。そん中で、それがいつになるのかなあっていうんがあったんですけども、今回このような一般質問が出てきておまして、議員の方から言われました「いつやるのか」それから「やるまでの間についての、今までのインターネット中継について生中継のようなものができるか」とか、それから「システム構築についてのタイムスケジュール」っていうことを大きく上げられましたけれども、私の方としましては、以前にもお答えしたように、議会の特別委員会が設置されましたので、共に勉強をさせて頂くっていうようなことで進めさせて頂いたと思っております。ですから那賀町・東みよしの視察にも職員を派遣させて頂きました。私が今、端的に思っておりますのは、また十分な意見集約ができてないんじゃないかっていうところと、もう1点は経費を含めた人員も含めた、どれぐらいかかるかっていうようなところがはっきりと示されていないっていうところもございます。ですからやはりあのう年間、今ざっくり言われていますのは維持経費・ランニングコストに10,000千円は掛かると言うふうに言われておりますけれども、それも詰めた話ではないというふうにも伺っております。ですから先ほど質問の中の言葉の中に、「やる気の問題」っていうような言葉ございましたけれども、私自身は今の現状を見て見ますと、先ほど申したような考え・感じを持っておるところであります。現況申し上げますと、これ1年前の資料ですから少し変わっているかもしれませんが、インターネット中継を既にやられている徳島県の24市町村の中では4市5町と言うふうに聞いております。それからケーブルテレビで行政情報も含めて議会情報を流しているところが3市3町というように報告を受けております。ですから町で言えば16町村ございますけれども、美波町はインターネットにおいても16分の5、ケーブルテレビにおきましては16分の3っていうことで、決して遅れていくわけではないと言うふうに思っております。ですから議会と共により良い、いわゆる少な

い経費で少ない人員で行政情報も流し、議会情報も流せるような、そういったタイミングが出来た時には、それはともにやってみましょうと言うことでお答えをさして頂いたことですが、先ほど冒頭申しましたように、まだまだ研究を重ねて頂いたほうがいいんじゃないかと思えますし、研究頂かさせて頂くというふうに思います。ですから21年6月に決議が賛成7、反対6で可決採択されたっていうことでもありますけれども、その後の平成23年の12月には請願が4対8で否決されているっていうようなところもございます。ですからまだまだ議会の内部でも意見調整をして頂く必要があるんじゃないかっていうことも思いますし、我々にとってもお金のことも大事ですし、何を流すかっていうプログラムっていうのも大事なんだろうと思っております。ですからそこはともにやってみたらなあというふうに思っておりますので、以上十分ではございませんが、答弁とさせていただきます。

## 9 番 議 員

簡単に言えば議会の中での意識統一、議会のテレビ中継化への向けての統一がないのではないかと、当初の決議案は6対5ですけど、この間説明会、議会のですね、商工会の説明会をした折にも、さらに女性の会員の皆さまから、1人からですね、反対されている議員さんになぜ反対するのか、ここで意見を聞きたいと申されました。それは誰も答えなくて、その反対という理由も示しませんでした。それを受けて次の委員会というか、その中でそれぞれ反対があるんだったらその反対意見を書いて私どもの方で出しましょうかと言うた時にもそれはありませんでした。従いまして、議会としては進めて行くべきだと、その段階として先ほど申しましたように、インターネットの録画配信で一部今出してますけど、それをライブ化して、常にライブ中継のできるシステムを練習して行こうと、そういう取り組みをやってはどうかということで、お聞きしたわけでございます。どうも町長はあまりこれは積極的に進めたくないっていうふうにおるのでないかと、町民からよく聞かれるんですが、決してそうではないと思うんですけども言いつつ、今日のお話を聞きましたら、積極的にまあ進めたいとは思ってないように見受けられるんですが、まず経費的にですね、視察に行った時に東みよしの人口では向こうが多いんですけど、実際はそういう同じような形態で接続、線の接続替えをすることによって予算的にも30,000千円ぐらいでできるでしょうと言う回答をその担当者からも資料等を貰いながら受けました。しかしその後ケーブルテレビの徳島のですね、テレビ徳島の予算を

見ましたら何倍かに膨れ上がっておりましたので、そこらはもっと検討せないかんのんですけど、それに対して町がある程度そういう設計上の予算を組んで、いわゆるコンサルに掛けようと、それは別でありますけど、やはりそのシステムの構築へ向けての調査と予算計上をして、その後本格的な導入になっていくという、そういう段階があるのでないかと思うんですが、それすらもあまりやりたくないという気持ちなんではないでしょうか。

議  
町

長 町長

そのやりたい、やりたい、やりたい、やりたくないではなくてですね、やっぱり設計っていうのはほのこれをするためにどれぐらい掛かるかっていうのは、やっぱり事前に別に設計にかけなくても分かるわけなんですよね。見積もりを取ったりとか、そういうのをやっぱりやっていかなくちゃいけないなっていうふうには思いますけれども、うちは少し受け身であったと思いますけど、議会の委員会ができたものですから、そこでそういったものをきちっとやって頂けるといいうふうに思っていたところがございます。ですからそれがどれぐらい掛かるかっていうのが分かって、そして町と議会の中でこれは進めようというような話にならないと、予算計上するにもある程度の設計がどのようなかたちで行くかっていうのが分かっていないと、それは設計をしたところで値段が高かったからじゃあやめましょうっていうふうになると、無駄になってしまうところもあります。そういうことを言わして頂きようっていうところでもありますので、もう少しお互いに検討する時間が必要なんではないですか。

議

9 番 議

長 戎野議員

まあ何回か特別委員会も開催し、視察も2回ほど行ってまいりまして、まあ町民からはもう視察はいらないと、それよりもっと具体的な時期を指定して、そしてどういうふうなシステム構築をするのか、まず調査をすべきでないかと、そういうふうなご意見を頂きました。私はいきなりもう予算化してやってくれと言うてるのではなくて、まず調査費を組んで、この町に合うシステムはどのれほどなのか、今、東みよしでやっているようなシステムで言った場合にどうなるのか。そういうことを町の担当者1名入りましたけど、実際積極的に動こうとする姿勢は私はあまり感じられなかったもので、それを早くというか、調査設計というか、調査費を計上してシステムの検討をしてほしいという、そういう要望でありましたし、それについていかがなものでしょうか。

議

長 町長



町 長 それって設計に出さないといけないもんですかね。余り一般質問で答えるようなというか、こうするよな、細かい話でありますので、例えばあの議会の特別委員会に呼んで頂いて、その中でお話をさせて頂くとか、言うふうにさせて頂く方がいいんじゃないかとは思いますが。

議 員 長 戎野議員  
9 番 議 員 また特別委員会を開いて、その中で説明して下さっても結構ですが、やはり町民が議会報告会、それから議会だより報告会でも出るたびに要請を受けるもんですので、これについて進める、その対応をして頂きたいと。それまで十分にまだ時間が掛かるようだったら、インターネットによるライブ中継の試行的な取り組みをやっていくと、そしてその中で時期を具体的に決めて取り組んで行くというふうなことを特別委員会の中でもおっしゃって頂ければと思います。それまで段階的にいろんな方法があるんですけど、他所の市町村ではそういったインターネットを活用したいわゆるユース・クリーム動画を配信したり、色々方法がありますので、その実際のそのインターネットを使えない層、お年寄りの方からその色々な各家庭あるんですが、その層を対象にした光ケーブルをもっと有効に活用したような配信システムをするという、最終のその目標をぜひ町長が、また担当者に指導しながらですね、取り組みを強めてもらいたいと思います。それでは1問目はこれで質問を終わりたいと思います。

2問目の質問であります、地震津波への防災減災施策の拡充と事前復興への取り組みについてお伺いをしてまいりたいと思います。

1点目にですね、避難タワーできましたら避難ビルということなんですが、避難タワー・避難ビルの新規の建設・改築による防災対策についてお伺いしたいと思います。奥河町の計画中の避難ビルの進捗状況と旧中学校跡地に今、検討がされております東町地区での予定地についてですね、2次避難場所として使える避難ビルのような構造形態で取り組み、それを視野に入れたものを検討していくべきではないかと言う点について、1点目にお尋ねしておきたいと思います。

さらに2点目にですね、木造住宅密集地域の防災対策ということですが、神戸淡路大震災時の被害の多くは家具の転倒や家屋倒壊による圧死と火災によるものが多かったと聞いております。日和佐浦から奥河内本村地区にかけて、木造住宅が密集

し、地震による火災が発災したら倒壊による避難及び消化にも支障をきたすことが明らかであります。基本的には防火帯となるべく広い避難道路、いわゆる都市計画道路のようなものが必要であるわけではありますが、これらの道がですね、道の完成を待つわけにもいかず、速やかに出来る密集地の防災、延焼防止対策としてのどのような対策を町としてこれから考えて行こうとするのか、まずお聞きをしておきたいと思います。町内会・自主防災会としても火災報知機の取り付けや、消火訓練の取り組みを行っておりますが、特に木造密集地域への町としての補助施策、例えば街頭の消火器の設置や、家具転倒防止金具取り付けや感震ブレーカー設置への助成措置を考えていくことは、今、考えようとしていないのか、検討の俎上に載っていないのか、その点についても合わせてお聞きしておきたいと思います。

3点目にですね、事前復興計画の一環として、町長提案説明にもありますが、南海トラフ地震の発災を想定しての対応として、大規模災害時の医療支援協定を美波町と徳島県・AMD Aと結ばれておることが先日の新聞報道でもありました。慰労支援チームが支援に来る時に、地元被災地における災害時救援の時に公務員以外の地元民間人によるですね、期間限定の臨時救援職員（仮称）、そういうものの任命制度、条例化をつくり、被災地・被災者と人材を繋ぎ救護の仕事として1ヶ月なりの期間を限定して、臨時町職員として本人の同意を得た上で、事前に委嘱しておいて、災害時に2次避難所におけるですね、避難所運営と救援活動、色んな実際証明の発行補助とか、色々あるわけですが、そういうものに従事してもらおう仕組みづくり、復興計画に事前に整備をしていく検討ができないかということでもあります。元看護師とか色んな特技や有資格者や救出重機を扱える建設労働資格者とか、地域世帯を把握できるような町内会、自主防災会などの役員・リーダーなどで、避難所の救護活動の要となる人材を活用・配置できるようにする事前の取り組みであります。目的は職場も潰れ、復旧できない人々にとって、避難所暮らしの世話活動に従事しながら生活給を一部自給できることと、救援活動への公務補償を備えることでの安心とやりがいづくり、救護リーダーの要請であります。その点についてですね、お伺いをしてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長

それでは私の方から 1点目の避難タワーの増改築拡充についてという点と、それから2点目の木造住宅密集地域の対策について

てお答えをさせていただきます。

まず1点目からでございますが、現在、津波避難タワーの整備が計画をされております地区と致しましては、東町地区と戎町地区と奥河地区でございます。現在は、奥河地区は、基本設計が完了しており、東町地区は、旧中学校跡地にタワーを計画をしており、本年度地質調査と測量を行っております。今後の予定としましては、奥河地区につきましては現在行っております地籍調査で境界が決まり次第、用地交渉に移っていきたいと考えております。それから東町地区の方でございますが、今後は進入路の用地交渉を行いまして、設計作業に入っていきたいと考えております。

また、避難ビルでございますが、現在建設中の徳島県水産研究所の建物が平成29年3月に完成予定でございます。その建物が完成致しますと3階建てで、外部からの避難がしやすいように外階段や避難案内看板の設置、耐波性を備えた設計となっており、3階部分には備蓄倉庫も整備する予定とお聞きしております。

今後の予定と致しましては、津波避難タワーに関しましては、国の補助金の採択の関係もございまして、可能なところから実施設計などを進めていきたいと考えております。引き続き住民の方々のご意見等もお伺いしながら進めてまいりたいと考えております。避難タワーについては以上でございます。

続きまして2点目の木造住宅密集地域の対策についての延焼防止対策について、お答えをさせていただきます。

重点密集市街地に指定されております日和佐浦及び奥河内字本村地区は、家屋のほとんどが木造で、倒壊の危険度が高いとされる昭和56年以前の家屋が8割ほどを占めております。災害に対して脆弱な状況でございます。

町と致しましては、災害時の避難路や火災時の延焼遮断効果等から大変重要な幹線道路として都市計画道路の整備を進めてまいります。合わせて、重点密集市街地対策として、耐震診断及び耐震改修の支援制度の啓発による耐震化の促進や所有者の理解と協力を得ながら老朽住宅解体費支援事業等による空き家の除去を行い、狭隘道路の改良やオープンスペースとして活用を図ることにしております。延焼防止対策については以上でございます。

続きまして、街頭消火器の設置についてお答えをさせていただきます。街頭消火器の設置につきましては、火災発生時の初期消火の目的で設置をしている自治体もありますが、消火器は、宅内に整

備し、宅内での初期消火用として使用することが本来の目的であり、使用範囲も2・3mしかなく、噴射時間も20秒程度であり、屋外での消化活動には適しておりません。さらに街頭消火器につきましては、他の自治体ではいたずらや盗難も発生しており、消火器の管理や安全面での問題も発生をしております。屋外で火災を発見した場合は、119番に連絡をするとともに、町内に設置されております消火栓を使用していただき、初期消火に努めて頂きたいと考えております。消火栓の使用方法については、各消防団や海部消防組合にご連絡頂ければ使用方法などの講習会もして頂けますので、自主防災会や町内会単位で定期的に講習を受けて頂き、地区内で協力しながら消火活動が可能な体制を整えて頂けたらと思いますのでよろしくお願い致します。

続きまして家屋等転倒防止金具・感震ブレーカーの設置助成等についてお答えをさせていただきます。地震の際は、家具の転倒により下敷きになってケガをしたり、室内が散乱状態のために延焼火災から避難が遅れてしまうなど居住者被害の発生が多くなると考えられます。室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも家具等の固定が必要不可欠であります。感震ブレーカーにつきましては、地震発生時に揺れを感知すると自動的に電気を遮断することにより、電気火災を防止する上で必要な器具であると考えます。特に地震災害時には、電気器具の転倒や落下が原因で可燃物に接触することによる火災や、切れた電線などから通電時に出火するなど通電火災と呼ばれる火災のケースも多く確認されています。

また、住宅密集地などでは、延焼火災等により逃げ遅れるケースも考えられますので、安全性の確保などから感震ブレーカー等の普及・設置も必要であると考えられます。

町と致しましては、住宅密集地域への様々な延焼防止対策を講じていく必要があると思います。家具の転倒防止金具・感震ブレーカー等の助成につきましては、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対しては避難に時間がかかるなどの理由から、検討したいと考えますが、基本的には、個人の住宅内のことに関しましては、自助の部分も多いと考えられますので、火災予防や家具の転倒防止に対して住民の方々自らが努力をして頂き、公助としてどのような支援策が適当かにつきましては、自主防災会や町内会、関係部署等と協議をしながら検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議

長 副町長

副 町 長

私の方からは、3点目の事前・事後復興対策の取り組みについて、答弁させていただきます。

南海トラフ地震に備えるため、これまでもハード、ソフト面で数々の対策を講じてきております。先程、消防防災課長から答弁致しましたのもその対策の一環でございます。

ただ今、戎野議員からご提案を頂きました災害時における救援のために「期間限定臨時災害救援員（仮称）」これを条例によって制度化してはどうかということでございます。将来、南海トラフ地震が発災したときの備えとして、被災を受けた住民のために救援活動等をして頂ける方をあらかじめ期間限定で、公務員として任用できるように制度化してはということでございますが、現在、被災後の救援活動とか支援等についていち早く行って頂くため、国・県・周辺自治体や県内外の各種団体等と災害時の支援活動等を行って頂くための色々な協定を致してございます。一例を申し上げますと、姉妹都市であります香川県三豊市とは災害時における相互応援協定を締結致しまして、災害時における応援、救助及び応急措置に必要な職員の派遣及び車両・食料・飲料水の提供等でありませうとか、先ほど議員も申されましたが、特定非営利活動法人AMD Aとの大規模災害時の支援に関する協定では、医師・看護師・調整員等の派遣による被災者への医療・公衆衛生等の分野での活動の支援をして頂けることとなっております。

特に、AMD Aとは、諸般の報告でも申し上げましたように、「AMD A南海トラフ地震対応プログラム調整会議」と言うのが設立されまして、AMD Aと協定を結んでいる自治体や医療支援団体が集まりまして、1回目は香川県丸亀市で、2回目は岡山県総社市においてこの会議が開催され、実際に災害が起こったときの対応や受け入れ体制の整備等について協議を行うと共に、災害時を想定した通信や輸送訓練等を重ねております。

現在、AMD Aの支援先となっているのは、徳島県内では美波町だけでありまして、いち早く医療関係での支援を受けることができます。このような支援とは別に町内において発災時の救援活動をして頂ける方を期間限定で臨時的に任用できるようにしてはとのことでございますが、現在、公務員等の任用につきましては、地方公務員法をはじめとして、多数の関連法令により行われております。単純に臨時的職員を任用するというのでありましたら、現在でも一般事務職等を含め各種の資格を有する専門職について臨時的に雇用を致しております。議員がおっしゃるように、被災を受けた後、復興に携わる住民を期間限定で臨時的に任用す

ることについては、慎重に対応する必要があると考えております。

被災後の復興については、事前復興計画でありますとか業務継続計画等により対応していくこととなりますが、議員から頂きました提案につきましても、今後検討して参りたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長  
9 番 議 員

戎野議員

今、おっしゃられました副町長が言われました限定的な臨時職員的な対応については、いろんな諸法・法律等他いろいろ抵触してくるかと思っておりますので、もっと検討することはもちろんであります。もちろん災害が起きた場合に町職員だけではなかなか対応はできないことはこれまでの他市町村での災害復旧の実態を見れば明らかでありますので、応援の補充・補完をする意味で、こういった人材の配置の体制をつくるということ、ぜひ今後の検討にして頂きたいと思っております。特に医療チーム以外ですね、地元の状況をよく知った人たちが、その対応の中心になっていくということが非常にこれから大事かと思っておりますので、今後の検討課題の中でぜひ、制度の検討を行って頂きたいと思っております。

それからですね、避難タワーの関連であります。日和佐浦の避難タワーについては、ちょっと高さが低すぎるので、対象になりにくいということなんですが、これについても拡充ということで、次のですね、計画でその解消策を検討して頂けるようお願いをしてもらいたいと思っております。それについても一度答弁がありましたらお願いしたいと思っております。

おっしゃられるとおり、この木造の住宅密集地域については、色々な方策があるわけですが、なかなかこれぞというのは難しいかというのは、私も分かってありますが、その転倒防止金具やですね、感震ブレーカーを町の各地域の自主防災会が設置した場合には、それについて自主防災会を通じて補助を考えていく。そういう制度を設けられないのかということで、その点今後の検討に値するのか、お聞きをしておきたいと思っております。そのことを再度よろしく申し上げます。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長

それではお答えをさせていただきます。まず日和佐浦の避難タワーに関しましてでございますが、3地区とも今、計画の中に入っておりますので、今、高さが足りないという日和佐浦地区のタワーに関しましても、またこれからどうしていくかということにつきましても、協議をしてまいりたいと考えております。それか

らブレーカーとか転倒防止金具の助成につきましては、また今後、自主防災会も含めてですけど、町の方としましても検討させて頂けたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 長  
9 番 議員

戎野委員

今のお答えですね、日和佐浦地区は分かったんですが、一応東町に今、調査予定されております避難タワーについては、これは水産試験場、県の施設に避難しようとして該当できるのでなかろうかということで、避難ビルとして東町をする予定はないというふうに考えておいていいんでしょうか。避難タワーとして建設したいと、そういうことですか。はい、分かりました。その前提としてですね、住民の意向、それからアンケートのようなかたちはともかくとして、住民の意向を調査して、実際どういう者が望まれるのかということ、十分斟酌した上で、計画を進めて頂けたらと思っております。そういった調査についてはこれまでやったんでしょうか。

議 長

小休します。

(時に 15 時 36 分)

(小休中)

(時に 15 時 36 分)

議 長

再開します。

消防防災課長

消防防災課長

お答えをさせて頂きます。今までにですね、住民の方に対する説明会ということで、3 回ほど説明会をさせて頂いておりますし、アンケートの方も日和佐浦地区を含めてアンケートも取らさせて頂いておりますので、またそれを集約致しまして、また検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長  
9 番 議員

戎野議員

それでは最後としたいと思いますが、まあ日和佐浦、それから今、奥河内地区で進められようとしている避難ビルですか、それについては住民からの集まって、いろんな意見交換、それから集約はなされたかにと思いますが、東町地区について、余りその知らないわけですが、十分知って、これから行くということも含めて、ぜひ住民に望まれるような二次避難所としても使えるような、そしてまた安心安全が担保できるような整備を続けて頂きたいと思ひます。以上で私の質問は終わりたいと思ひます。

議 長

以上で戎野議員の一般質問は終了しました。

以上で通告者の一般質問は終了しました。これにて一般質問は

終わります。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。ご苦労様でした。

(時に 15 時 40 分)



12月11日（金）

（時に 9時00分）

議 長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、引き続き本日の会議を開きます。

ただ今から議案審議を行います。

日程第1 議案第64号 美波町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第18号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

税務課長

議 長 （議案第64号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論はありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます

これから議案第64号美波町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第18号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成 11 : 反対 0）

「起立多数」です。

よって議案第64号は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第65号 美波町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について（条例第19号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

議 長 （議案第65号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員 すいません、ちょっと教えてください。公営企業会計の10人を町長部局の10人と振替えるっていうような、そういう説明だったと思うんですが、その10人どういう方なのか教えてくださいか。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 この診療所の職員についてでございますけれども、看護師それから事務職それから医師の方々でございます。それで診療所部門

につきましては、15人の定数増とは致しておりますけれども、現在の定数条例が余分の定数枠がございますので、10人のみの移動とさせて頂いてます。以上です。

議長 北山議員  
4番議員 医院長先生とかは入らんのんですか、そこらはどんなんですか。

議長 総務企画課長  
総務企画課長 医院長先生につきましては、囑託でございますので、はいっておりません。以上です。

議長 他に質疑はありませんか。  
戎野議員

9番議員 ほれによって変わったっていうことで、合計何名なんですかね、それと現定数に対して減員数というか、現在の職員の数っていうのをちょっと知っておきたいと思います。

議長 総務企画課長  
総務企画課長 職員定数条例で定められてます定数の合計では199人となっておりますけれども、現在美波町の職員はすべて合わせまして、181人でございます。以上でございます。

議長 他に質疑はありませんか、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います、討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第65号 美波町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について(条例第19号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり賛成することに賛成の方は、起立願えます。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第65号は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第66号 美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について(条例第20号)を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 (議案第66号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます

これから議案第 66 号 美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 20 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり賛成することに賛成の方は、起立願えます。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 66 号は原案どおり可決されました。

日程第 4 議案第 67 号 美波町国民健康保険病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 21 号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長  
議 長

(議案第 67 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

議 長

中川議員

(小休します)

(時に 9 時 18 分)

(小休中)

(時に 9 時 32 分)

議 長

再開します。

中川議員

1 2 番 議 員

新旧対照表を見たら、倍近くなつとるので、こういうふうに値段を設定した根拠というか、それはどんなんでしょうか。

議 長

特定事業調整監

特定事業調整監

それでは室料の根拠についてご説明させていただきます。まず先ほどこちょっと中川議員の方がありましたように、まず新しくなったっていうところとですね、個室につきましては㎡数が 13.4 ㎡あります。現在の由岐病院・日和佐病院よりは広くなっていると思います。それとトイレが中に、個室につきましては付くようになっております。後、冷蔵庫も個室については、これはレンタル式カード式にはなりませんけど、冷蔵庫が付くようになります。それと後の部屋もちょっと設備についてご説明しておきますと、特別室が 20.0 ㎡でありまして、ミニキッチン・トイレ・シャワー・冷蔵庫、後ソファーベットが完備されております。準特別室につきましては、18.4 ㎡、トイレ・シャワー・冷蔵庫・ソファーベッ

トがついております。感染室につきましては、14.8㎡でトイレ・シャワー・冷蔵庫がついております。全ての部屋にはテレビも設置する予定に致しておりますが、これについても先ほど言いましたようにカード式でご覧いただけるようなかたちをとっております。これについては他の4床室についても全部つきますけど、4床室につきましては、冷蔵庫は付いておりません。というような設備を今回の美波病院については行っております。それでそういうことを踏まえまして、後、近隣の病院、海南病院であるとか上那賀病院、海部病院等々の室料を調べさせて頂いて、こういうかたちで料金を設定させて頂いております。以上です。

議 長 他に質疑はございませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います、討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます

これから議案第67号美波町国民健康保険病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について(条例第21号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり賛成することに賛成の方は、起立願えます。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第67号は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第68号 美波町国民健康保険阿部診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について(条例第22号)を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

議 長 総務企画課長 説明いたしますが、先ほど少し若干訂正の分がございましたので、議案第66号の美波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての経過措置の中にですね、2番の経過措置のこの条例による改正前のの次に、「美波町」を入れて頂けたらと思います。大変申し訳ございません。「美波町」が抜けておりましたので、美波町特別会計条例の規定によりというかたちで訂正をよろしくお願い致します。

(議案第68号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。  
中川議員

- 1 2 番 議 員 訪問診療ってというのは、往診とはまたちやうんでしょうか。  
議 長 病院事務長  
日和佐病院事務長 失礼します。訪問診療と往診の違いですけども、訪問診療は計  
画的にいついつこの方のお宅に行くと言うことで、計画的に行く  
ことを言います。往診につきましては、連絡があって「今、来て  
くれ」とか言う場合の行き方になります。以上です。
- 議 長 他に質疑はありませんか。  
北山議員
- 4 番 議 員 後から阿部診療所の運営のことも出てくるんですが、どっちで  
聞いたらええかなあと思ひよったんですが、日和佐診療所が今回  
こっちの方に入る。で、美波町の医療保健センターの整備方針は  
頂いとんですが、診療所の運営計画っていうのがまったく分から  
ないんですよね。今、ここ同僚議員も往診とか訪問診療かな、が  
出とるその違いうっていう質疑もあったんですが、日和佐診療所  
がどういうふう運営をしていくのか、そこらが全く。病院の建設  
計画の中には詳細な試算まで出とんですが、日和佐診療所につい  
てはそこらが出てないように思うんですが、そこらはどんなんで  
すか、近いうちに出してくれるのか、どうなるのか、そこらのと  
ころ教えて頂けますか。
- 議 長 小休します。  
(時に 9時45分)  
(小休中)  
(時に 9時48分)
- 議 長 再開します。  
総務企画課長
- 総務企画課長 今の北山議員さんのご質問に対しましては、また後日お示し  
させて頂きたいと思ひます。
- 議 長 他に質疑ございませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います、討論はありませんか。  
(なし)  
「討論なし」と認めます  
これから議案第68号美波町国民健康保険阿部診療所の設置及  
び管理に関する条例の一部を改正する条例について(条例第22  
号)を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案どおり決定することに賛成の方は、起立願えます。  
(賛成 11 : 反対 0)  
「起立多数」です。

よって議案第 68 号は原案どおり可決されました。

日程第 6 議案第 69 号 美波町国民健康保険由岐病院医師住宅使用条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 23 号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長  
議 長

（議案第 69 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

戎野議員

9 番 議 員

医師住宅については、病院の先生方から使用料というのは、これは取っているんですか。それとも無料で提供するというふうな規定になっとんでしょうか。

議 長  
由岐病院事務長  
議 長

病院事務長

無料でございます。

中川議員

1 2 番 議 員

医師住宅や言うて初めて知ったんですけど、これ今の美波病院から離れたところに当然あるわけですね。ということは恐らく宿直にあたる先生が泊まられると思うんやけど、離れとってどんなんですか、いけるんでしょうか、ということをちょっと。

議 長  
由岐病院事務長  
議 長

病院事務長

病院の宿直は病院内ですることになっております。

他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論はありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます

これから議案第 69 号美波町国民健康保険由岐病院医師住宅使用条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 23 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11 : 反対 0）

「起立多数」です。

よって議案第 69 号は原案どおり可決されました。

日程第 7 議案第 70 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（条例第 24

号)を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長  
議 長

(議案第70号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員

今の説明の中で、被災者台帳に記録をして、薬の手配などの活用するってというような、そういう話がありました。それってこの別表第2の一番下のことだったんですかね。これについては徳島県と今後協議をするってというような話だったんですが、今の段階、協議をして最終決まっていくなだろうと思うんですが、今の段階で災害時、町民に対してその町民の必要とする薬を町の方が手配をして貰えると。そういうふうに理解をしていいのかわるか、最終決定は今後出るんだろーとは思いますが、町の独自の事務としてそういうことをやって頂けると、そう理解していいのかわるか、そこらのところもう少し詳しく説明して頂けたらありがたいですが、お願いします。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

ご説明いたします。この連携につきましては、現在マイナンバー法で認められておりますので、町が保有している情報でなければ連携はできないということになっております。ですから今回上げさせて頂いておりますのも、国民健康保険の加入者のレセプト情報のみになっております。と言うことで、今後医療に関する情報についてもマイナンバーってというのが施行されますけど、これは確か平成29年頃でないと利用ができないというか、連携もできないっていうことになっております。ということで、徳島県さんと先行してそういった利用に関する情報が使えるようになった場合に備えてですね、事前にこういった取り組みを試験的にといますか、行って医療に関する情報が提供された場合においては、全面的に施行できるような。ですから先ほど申しましたけれども、その方が持たれてる薬、レセプトであれば薬の情報をマイナンバーにより確認して、事前というか被災台帳の方に載せまして、どういった薬がいるのかわかっていうのを把握したうえで、必要な供給と言いますか、を行って頂くと。そういった被災者台帳で整理して、どの方がどういう薬が必要になっていくことができるような先行的な取り組みと考えて頂けたらと思っております。

議 長  
4 番 議 員

北山議員

国民健康保険に加入しとう方のみと言うことと、このできるよ

うになったら、もう少し先の話になるっていうことですね。ほれが何年になるんかちょっと聞き逃したんですが、それもちょっと教えてください。

それからそれが出来るようになれば、先ほど言われたように被災して避難した高齢者の方とか、国保に加入されとう方、その人の薬、必要とする薬を町の事務として手配をすると、そう理解していいわけですね。そこんところもう少しこうきちっと教えてもらえますか。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

まず医療の情報連携の時期なんですけど、ちょっと後で確認しますけれども、平成 29 年の中ほどだったと思います。ちょっと確認してご説明させていただきます。それで薬の提供についてなんですけれども、これについて今、今と言いますか、徳島県さんと今後協議をしていかなければいけないんですけれども、誰がどういったかたちで渡すか。ですから医師の処方に基づいて通常であればその方に、医薬品ですからお渡しせないといけないってことで、その手続きの仕方っていうのは今後検討していかなければいけないということで、お伺いいたしております。

議 長  
4 番 議 員

北山議員

国の方のやつは確認してまた教えて下さい。

それとこれ町の事務でやっていくというような話なんで、町がどのようなかたちでやるかっていうんは、町の内部でも検討して頂けたらありがたいと思います。今後、災害に対する取り組みとしてもええ取組になっていくんかなって、そういう感じがしますんで、そのこのところ、やはり町の事務としてやられるというんであれば、きちっと町内部で早急に検討して、ある程度の方針っていうんですかね、そこらを出して頂けたらありがたいなあと思いますんで、よろしくお願い致します。以上です。

議 長

小休します。

(時に 10 時 13 分)

(小休中)

(時に 10 時 14 分)

議 長  
9 番 議 員

再開します。

戎野議員

質問してまいりたいと思いますが、先ほどレセプト情報で薬、その方の情報の中に薬とかそういうものを利用できるとおっしゃられましたけど、これはやはり薬という以上やはり病名とか、それからおそらく医療費は入っていくだろうと思うんですが、病



名等も情報として見ることができるのでしょうか。それからですね、これらの情報を今回庁内での連携ということをおっしゃられましたけど、例えばその上ですね、地方税を利用してそれぞれ医療費助成の事務に使うということなんですが、地方税のどのような情報がそういう助成事業に使われて、どういうふうな目的でそれを使うのかということをお聞きをしておきたいと。それぞれ本庁内なりの端末機器で見ていくんだろーと思いますが、それを見た場合にですね、利用履歴として個人が自分の情報がどう利用されとうかを見るマイナーポータルが確認できるようになったら、そういう履歴を知ることできるんでしょうかということですよ。やはり今回自分の情報がどのような何を目的に使われているのかということが、本人もなかなか分かりえないので、それが漏れた時どうなるのかとか、そういう懸念もありますから、こういう情報をこの事業に事務に使うという周知等も合わせてなさるのでしょうか。町独自の利用がこれからどんどん増えていく中で、ちょっと不安とどういふふうな利用にしていくのかということを詳しくちょっとお聞きしたいと思います。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

私の方からそのレセプト情報でございますけれども、レセプトに記載されている事項についてはまあもちろん閲覧可能と言うことでございます。それからマイナーポータルの関係ですけれども、これがまだ施行まで期間があるということで、国の方でもこれをどのように運用していくかっていうことでございますので、こちらで行政情報は、主にはそれには載らないっていうようなことはお聞きしておりますけれども、どの程度の情報がその使われるかっていうのは、まだ確認できておりません。私からは以上です。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長

3つの医療費助成につきましては、地方単独医療費助成制度でありまして、この資格要件等につきましては、所得の確認が必要となってきます。ですから税情報の内、所得情報を利用させていただきます。確認の為に利用するものです。

議 長  
9 番 議員

戎野議員

今、総務課長の方からレセプトの情報が対象であるといわれたんですが、私もちょっとレセプトの情報分りにくいんですが、病名がそれに含まれるのかということをお聞きしたいんですが、医療費と病名ですね、それはどんなんでしょうか。

議 長

総務企画課長

総務企画課長 お答えします。レセプトが今どんな状況か、私もちょっと。以前に見たのでは病名とか薬、検査項目、どうやって検査をしているとか、その点数ですかね、が記載されております。ですからそういう情報については利用できるというかたちのものがございます。

議 長 戒野議員  
9 番 議 員 最後に先ほど医療費助成のことで税情報の所得の情報を見るようにして、1つのそれを根拠にしていくということなんですが、この町税情報については税務署との連携で運用次第に、税務署と町の税情報ですか、そのやり取りはできるというふうになっていくんでしょうね。そこから再確認したいと思います。

議 長 税務課長  
税 務 課 長 国税と地方税の関係の連携でございますが、平成29年度からこの今回の確定申告、もう1つ先の時から個人番号っていうのが入ってくるようになりますので、確定申告また源泉徴収票については全部個人番号が入ってくるようになりますので、確定申告につきましては、税務署の方から私の方にデータが来ます。その中には全て個人番号が入っているという次第で、それを利用するかたちになります。

議 長 戒野議員  
9 番 議 員 ということは個人番号が付いてくるということで、情報は当然その時点から税務署としては見える、所得を含めたいろんな情報が見えるということですね。確定申告時には別に個人番号が付けなくても、申告そのものはできて行くというふうに考えて、担当者としてはいいんでしょうね。

議 長 税務課長  
税 務 課 長 平成29年度確定申告からは確定申告の中にお名前の下のところ個人番号を書くところの欄がありますので、そこには記入をする必要があると思われま。

議 長 他に質疑はありませんか。  
寺下議員

8 番 議 員 すいません、ちょっと町の業務ということで関連になるかもしれないんですけど、質問してもいいですか。通知カードが来た時に、これが一緒に入ってたんですけど、この中にコンビニの交付サービスとして取得できる証明書みたいな文面があったんですけど、本町としてはコンビニでの住民票の写しとか、そういう交付サービスを導入する方向性はあるのでしょうか。

議 長 住民生活課長

住民生活課長 住民票等についてのコンビニ交付につきましては、現在のところまた考えておりません。以上でございます。現在のところ都市部と言うか、大きな市なりでは、わりと導入が進んでいるようなんですけども、小さい市町村につきましてはまだ導入実績等進められておりませんので、そのあたりについては近隣というか、市町村の動向を把握しながら検討していきたいと思っております。以上です。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員 そしたらこういうふうに入とったらね、こういうんができるんかなあって思われる方もいると思うんですけど、それはもし問い合わせとかあったら、その都度対応して頂くということになるんですかね。何かでこう知らせるとか、そういうんは必要ないと思われませんか。

議 長 小休します  
(時に 10時23分)  
(小休中)  
(時に 10時24分)

議 長 再開します。  
住民生活課長  
住民生活課長 住民からのお問い合わせに、その都度対応してきたいと考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。  
舛田議員  
1 番 議 員 この特定個人情報を扱うことが出来る端末と、その職員の数はどのぐらいになるのでしょうか。

議 長 総務企画課長  
総務企画課長 マイナンバーにつきましては、主にシステム内での併用が多くなるかと思えます。それで紙ベースで扱った場合については厳重に鍵のかかるようなところで保管といったような厳しい制約がございます。ですから職員に人数っていうんはちょっと今把握はできませんけれども、マイナンバーを取り扱う事務であれば、総務企画課であれば給与関係、これは職員間ですけども、まだ税ではまだなんですけど、税も始まりますので、税務課それから住民生活課・保健福祉課等が主に取り扱うこととなっております。

議 長 中川議員  
1 2 番 議 員 この3条、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるやいうほういう責務を書いとんですけども、ここどんな措置をとるんかいうんは、今分からんはね。この情報、庁内ではね、役

場の庁内ではほら連携することは分かるんですけども、それが町の枠を超えてやり取りするというのはどうかなあという気がするんですが、何かメリットがあるのかなあという気もするんですけど、それだったらマイナンバー使わんでも税務にしたって健康保険にしたっていけるけん、僕はほんなに慌ててマイナンバーに関する整備は必要ないんじゃないかと思うんですけど、どんなんでしょうか。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

マイナンバーにつきましては、第3条で適切な措置を講じるということでございまして、9月議会にも個人情報保護条例も変えさせて頂きまして、非常に厳しい規定となっております。ですから職員においてもそういった研修を受けて、マイナンバーの取り扱いについても注意を払うと、それから取扱い規定についてもまだ定めてはおりませんが、定めまして、先ほど申しましたように紙ベース。特にそういったものについては厳重な保管というように努力するものでございます。それで利活用につきましては、これは国の制度でございまして、国からもできるだけ利用範囲を広げるようにということで、住民の方々の利便性等を上げる、公平公正さもあるんですけども、そういった趣旨の上で町におきましても取り組ませて頂けたらと思っております。以上です。

議 長 他に質疑はございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論はありませんか。

中川議員

1 2 番 議 員

利便性のことを強調されるんですけども、一方危険性については、やっぱりこれは無視できんと思うんですね。まあその町は預けてあるから安全だとかいうんですけども、事件事故、そういうことが起こりうるということで、できるだけこのマイナンバー、私自身は反対なんやけど、そう慌てる必要はないということで、どうしてももう使わなしゃないようになったらね、ほらやってもええと思うんやけど、僕はそういう意味では必要ないと思います。

議 長 他にはありませんか。

(なし)

「なし」と認めます。

これから議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について（条例第24

号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 1)

(賛成1番・3番・4番・5番・6番・7番・8番・9番・10番・11番:反対12番)

「起立多数」です。

よって議案第70号は原案どおり可決されました。

休憩します。

(時に 10時30分)

(時に 11時00分)

議 長

再開します。

日程第8 議案第71号 平成27年度美波町一般会計補正予算  
(第5号) を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長

(議案第71号の説明をする)

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員

まず、16ページです。農業振興費、とくしま明日の農林水産業  
づくり事業補助金5,949千円の件ですが、これはJAかいふへ育苗  
・乾燥ハウス新設5棟についてというような説明があったんです  
が、昨日も一般質問の中だったんですかね、育苗センターでド  
クダミの育苗をされたというようなお話があったやに思うんで  
すが、これは今のあるやつをさらにするのかということと、それ  
とこれをまた町の方も色々今後の新しい取り組みとして使われ  
て頂くような、ほういうことも考えておるのか、そこらのところ  
もう少しこう詳しく説明頂けたらと思います。1こんずついいで  
すか、議長、1こんずつ聞いて行っていい、全部一発。

議 長

産業振興課長

産業振興課長

ご質問のJAの育苗ハウス5棟ですけれども、現在あるハウス  
がもう老朽化しております。あの状態ではビニールを貼ってもす  
ぐに破れてしまうという状況も何年も続いてますので、思い切っ  
てやり替えるということで、支援の要請がございました。5棟の  
内、4棟につきましては稲作用、1棟については先ほど議員触れ  
られましたドクダミとかをひっくるめて今後の新しい対策を考  
えていくためのハウスとして、少しタイプの違うしっかりしたや  
つをつくるというふうなことで、今進めております。

議長 北山議員  
4 番 議員 すいません、次に 18 ページです。災害対策費の国土強靱化計画の策定委託料 3,000 千円、それとその下の工事請負費、この中に気象観測システム整備工事の工事請負費も入っているというような説明もあったんで、まず最初の国土強靱化計画っていうのは、どういうものなのか。そこらを説明して頂きたいのと、これは地域防災計画との関連性もあるんじゃないかなあと、私はつきり中まで確認をしてないんで、ちょっとぼやけたんですが、こちらのところ町で分かる範囲でこう教えて頂けたらと思います。それと先ほど言いました気象観測システム、これ自体の詳細なちょっと説明を頂けたらと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 消防防災課長  
消防防災課長 まず、国土強靱化地域計画策定委託料につきまして、ご説明をさせていただきます。この計画は、平成 25 年 12 月に国におきまして強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災減災等に資する国土強靱化法という法律が制定公布されました。平成 26 年 3 月には国土強靱化基本計画というのが国の方で平成 26 年 3 月に策定をされております。それに基づきまして、平成 27 年 3 月に徳島県国土強靱化地域計画が策定されております。徳島県は全国で一番最初にこの計画を策定をしております。計画の中身と致しましては、いかなる災害が発生した場合においても、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような行政機能や、地域社会・地域経済を事前に作り上げていくための計画として、国土強靱化計画を作成するという事になっております。特に近年南海トラフ巨大地震に加え、大型化する台風や突発的な豪雨災害、さらには複数の自然災害が同時又は連続に発生する複合災害などにより、甚大な被害の発生が懸念されております。いわゆる大規模自然災害が発生しても、致命的な被害を負わさない強さ、速やかに回復するしなやかさを持った安全安心な地域社会を構築するために計画をつくるということになっております。この計画につきましては、町の上位計画となりまして、この計画の下に美波町総合計画や美波町の地域防災計画などが入ってきます。またその下には関係する各課等の計画が入ってくるようになっております。特にこの計画につきましては、県の方から全市町村で速やかに作成することの指導もきておりまして、他市町村に先駆けるかたちになりますが、美波町の方で今回作成することにしております。国土強靱化計画の委託料につきましては以上でございます。

それから気象観測システムの工事請負費でございますが、これは町独自で雨量・風力・風向・気圧が測定できる気象システムでございます。観測地点を町内の4カ所に設けまして、雨量を観測するという事になっております。で今回の追加費用につきましては、このシステムの伝送路と致しまして、町内に張り巡らされております光ファイバーシステムを使用するという事になっておまして、その空芯、空いている線を利用させて頂くようになるんですが、町内の方は割とその空芯があつて余裕があるんですけど、このもともとこの事業でした関係上ちょっとコストを抑えておまして、山間部に行くとその空芯がないところがございまして、伝送路のデータが送れない部分がちょっと出てきておりますので、その部分の光ファイバーをやり替える工事でございます。以上説明とさせていただきます。

議長 北山議員  
4番議員 国土強靱化地域計画っていうのが一番のこう上部の計画っていうのはよく分かりました。その下に地域防災計画があるわけですね、この計画についてはいつ頃こうできるように計画を立てられとんか、そこんところ教えて頂けますか。

議長 消防防災課長  
消防防災課長 これから発注しますので、いつ頃という時期ははっきりは確定はできませんが、できましたら28年度の早いうちに策定をしたいと考えております。以上でございます。

議長 他に質疑はありませんか。  
寺下議員  
8番議員 19ページの社会教育総務費の委託料なんですけど、これ合併10周年事業と言うことで、10月6日のうみがめコンサートの分で10周年事業で大いに盛り上げて頂いたということで、その事業をどうこういうものではないんですが、ただ監査委員の立場からしたら清算したら3,185千円が不足しているという状況はやはり少しおかしいような気がします。これ業務委託なんで、イベントを全て委託されたのか、委託先はどこなのかお伺いします。

議長 社会教育課長  
社会教育課長 ご説明させていただきます。この分につきましては、コンサート予算内での節の組み替えということで、委託料の方に回さして頂いております。それでですね、基本的にコンサートにつきましては、3市町の連携ということで、やってきておりました。メリットといたしましては、共通経費については3つで案分して安く抑えられるというのがありますが、デメリットと致しまして1町単独で

は動けないと、連絡調整が必要な部分が多々ありまして、どうしても委託先に3市町の調整をお願いすると、楽団との調整をお願いするという部分が当初の想定より増えまして、委託料を増やして、委託先で対応して頂くというかたちを取らさして頂きました。それと後、委託料以外にコンサート経費の中で町が直接支払える分につきましては、直接支払いをしていております。後、最後に委託先につきましては、モウブと言うイベント会社に3市町とも委託しております。以上です。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員 その3市町というのは、定住自立圏の関係で阿南市とうちと那賀町でやってるってことなんですかね。

議 長 社会教育課長  
社会教育課長 この3市町につきましては、今度の27年度のコンサートで連携する3市町という3市町です。三好市と藍住町・美波町の3町で開催致しました。以上です。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員 この3市町というのは、10周年がちょうど合うところかなあと思うんですけど、同じ様なことが清算したら増えとったみたいなのは三好市とか藍住町でもあり得るということなんですかね、それはそれでいいんですけど、実際予算付けするときには、事前に査定があるだろうし、執行に関してはやっぱりずさんなことがあってはいけないと思います。今後そういうことがないように、今回の場合はちょっといつもとは違うその委託の仕方だったのかもしれないんですけど、そういうあたり十分気を引き締めて業務の遂行を行っていただきたいと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。  
永本議員

7 番 議 員 建設課長にちょっと確認しておきたいんですが、この町予算に関係なんですが、以前からの懸案事項で昨日のような大雨警報、洪水警報が出たときに非常に困るんですが、日和佐川・北河内谷川の堆積の残土ですけどね、これが、事業があまり進んでないように思うんですが、進捗状況をお聞かせいただきたいと思いま

議 長 小休します。

(時に 11時41分)

(小休中)

(時に 11時43分)

議 長 再開します。



江本議員

3 番 議 員

ちょっと確認の為に、ちょっとお聞きしたいんですが。徳バス南部バスの補助金で県・国の方から今もまだ補助金として頂いていると思います。これ公共交通で赤松路線また阿部・伊座利路線につきましても、これからどういうふうについていうこともまた検討されると思うんですが、もしこのバス路線を公共交通地域路線に変えた場合に、どんなんですか、まだ前に聞いたときはこの国・県の補助金というのは出ないっていうようなお話だったんですが、今大概、全国各地にいろいろ形態変わってきて、民間バスが廃止っていうこともかなり出てきておりますので、まだ補助金体制っていうのがまだ見えてこないのか、そのところちょっと確認の意味でお聞きしたいと思っておりますんですけど。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

バスの運行補助金ということで今回、補正を上げさせて頂いております。それで毎年この時期に徳バスといいますか南部バス、阿南バスさんから収支が出て来まして、補助金の申請というかたちになっております。それでこの補助金については、今県の補助金を充てております。補助金が無くなるっていう話を確かに以前県の方がされて、従前は2分の1の補助がありました。下がった時には4分の1まで下がっております。ただ今はちょっと持ち直して3分の1の補助ということで、若干ではありますけれども、持ち直しております。ただいつまでかっていうのは、これまだ明確には県の方からは示されておらずに、毎年毎年の県の予算の予算組の中で決められているというようなかたちをとっておりますので、非常にまあ不安定ではあります。それで他に国等の補助もあるんですけども、国の補助につきましても、今現在こう走らせているようなバスに直接赤字補てんというような補助金はございません。ですからやるとしたら新たな交通体制の構築といいますか、そういったことをすれば国から補助が頂けるという方法もありますけれども、まだそういった手立てといいますか、方法っていうのは会議の中でも出ておりませんし、今のところそういった補助を使えるっていう事業としては検討してないところでございます。

議 長  
10 番 議 員

向山議員

私からは1か所お伺いしたいんですが、ページ10ページ並びに16ページ、県単の土地改良事業の設計委託料、単独事業これ田井地区というお話を頂いたんですが、今後工事にも出てくるんでしょうけれども、工事の内容とか、どういう趣旨ですか、お

伺いしたいと思います。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

農地費の4,000千円の委託料でございますけれども、この分につきましては、田井の田んぼにですね、ポンプで今現在用水を組み上げて各田んぼに水を通じて水をあてている状況なんですけれども、この改修についての設計でございます、内容についてはポンプのやり替え、それから一部用水路のガタがきているところの修繕ですね、置き直しと言いますか、新たに整備。それから一部パイプ配管の延長と言いますか、そういった内容の設計になっております。これにつきましては、病院建設に伴いまして、田井川に病院排水を流すということで、田井地区の農業関係者の方にはご迷惑をおかけするというので、そのための改良工事でございます。以上です。

議 長

他に質疑ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます

こあれから議案第71号 平成27年度美波町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第71号は原案どおり可決されました。

休憩します。

(時に 11時50分)

(小休中)

(時に 13時20分)

議 長

再開します。

企画総務課長

企画総務課長

午前中の北山議員のマイナンバーの独自利用の条例案の時にご質問のあった医療の活用についての時期でございますけれども、現在の国の方針の最新の情報でございますけれども、平成の29年7月以降のできるだけ早い時期に健康保険証の機能を持たせるということでございます。それからその後において、医療連携や研究についてはその翌年の平成30年から段階的に運用して、本格運用については平成32年を目指すというような現段階での方針となっております。以上です。

議 長 北山議員、分かりました。

日程第9 議案第72号議 平成27年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長 （議案第72号の説明をする）

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員 すいません、今、課長の説明のちょっと確認なんですけど、今回の過誤納については10件、その中で国民健康保険から社会保険にこれは個人が分からずに行ったってことですよね、この事件についてはほとんど町民の方が分からずにほっちへ行って、ようけ払い過ぎとったという、ほういうことなんですか。もう一度詳しくお願いします。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 一般的には、社会保険等に加入したらお金が伴うことですので、1人1保険ということは浸透しようことなんですけども、新しく別の保険に入られても、役場の窓口に来られず、国民健康保険の喪失手続きをされないまま別の保険に加入したまま、保険料は引かれながらも国民健康保険の納付書が家に届いたら納付を続けていたというケースです。それが8件ございました。

議 長 北山議員

4 番 議 員 そこらは保険会社同士で分かる、知れるとかいうことはないんですか。そこら、どんなんですか。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 保険者同士でのその突合っていうんはリアルタイムでも行われることはありません。本人が申し出て頂かなければ、滞納者の場合でありましたら、またそういった話もなって分かることもあるんですけど、特に滞納がなく、辞める手続きをされないまま納付書を送ってお金が入ってきたら、国保に加入されとるままなんかなあと言うことで、このような事態になります。

議 長 他に質疑はありませんか。

中川議員

1 2 番 議 員 さっき9月議会で問題になったお金のことなんですけども、一般被保険者療養給付費ということは、病院で使った金を払う時に使うということで、税を納める場合には関係ないと、今までどおりと、ほういうことでしょうか。

議 長 保健福祉課長  
保健福祉課長 保険税とかに充当するのではなく、まずは療養給付費に充てさせて頂くと、それで療養給付費が低く抑えられたら保険税も安く設定できるのかなあということです。

議 長 他にありませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います、討論はありませんか。  
(なし)

「討論なし」と認めます

これから議案第 72 号 平成 27 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 72 号は原案どおり可決されました。

日程第 10 議案第 73 号 平成 27 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

建設課長

建設課長 (議案第 73 号の説明をする)

建設課長 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます

これから議案第 73 号 平成 27 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 73 号は原案どおり可決されました。

日程第 11 議案第 74 号 平成 27 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長  
議 長

(議案第 74 号の説明をする)  
説明が終わりました。質疑を行います。  
質疑はございませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います、討論はありませんか。  
(なし)

「討論なし」と認めます  
これから議案第 74 号 平成 27 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案どおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(賛成 11 : 反対 0)  
「起立多数」です。  
よって議案第 74 号は原案どおり可決されました。

日程 12 議案第 75 号 平成 27 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第 2 号)を議題と致します。  
当局の説明を求めます。

日和佐病院事務長  
議 長

病院事務長  
(議案第 75 号の説明をする)  
説明が終わりました。質疑を行います。  
北山議員

4 番 議 員

少し教えてください。まず 5 ページ、ここの国民健康保険診療報酬 4,467 千円、それからその下の社会保険診療報酬 807 千円、これについては先ほど日和佐診療所の 1 か月分っていう説明があったんですが、この金額は双方とも何人を見込んでこの金額になっておるのか教えてください。

それと 6 ページの需用費です。2,164 千円ですか、このうちの 1,164 千円、これは総務課長が議会運営委員会で 1,164 千円かな、が追加があるんだというような説明をされておるんですが、どれとどれで 1,164 千円になるのか、それを教えてください。

議 長  
日和佐病院事務長

病院事務長  
先ほどの分につきまして、ご説明いたします。まず人数関係ですけれども、一応 1 日の外来人数を 60 人と見ております。この理由と致しましては、最近の日和佐病院の外来の人数がこれに近い数字となっております。それに 3 月の診療日数が 22 日でありまして、それをかけますと 1,320 人という数字が出てまいります。こちらでも現在の日和佐病院の外来の一人当たりの単価としましては、4,700 円、約 4,700 円の単価が出ておりますので、これで

かけまして全体の外来収益の金額が出てきております。その中の国保診療報酬と社保診療の分につきましては、こちらの日和佐病院の外来の方のデータから%を出しまして、およその人数を出しております。それで申しましたら、国保の診療収入が約ですけども1,120人、で社保の収入の方が200人で合計1,320人と言うことになっております。

それと先ほどの需用費の件ですが、私の方は2,164千円で要求さしてもらっておりますので、総務課長の方でお願い致します。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

北山議員さんの1,164千円、これがですね、私、多分読んだ時に申した額と思うんですけど、200の間違いでございますので、失礼しました。

議 長

他にございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論はありますか。

(なし)

「討論なし」と認めます

これから議案第75号 平成27年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第75号は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第76号 平成27年度美波町病院事業会計補正予算(第3号)を議題と致します。

当局の説明を求めます。

病院事務長

日和佐病院事務長  
議 長

(議案第76号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議 員

この件も設置条例のところでお聞きしようか、こっちでお聞きするんかちょっと迷よたんですが、運営についてなんで、この方がええかなあと思ってここでちょっとお聞きします。今度の美波病院については国民健康保険事業法って言うんですかね、それに基づいて病院が建設されたと思います。昨日の同僚の一般質問の中でも後発薬品ですか、ジェネリックについて質問になってなかったんでお答えせなんだんかなあって言うように思うんですが、

まさか保健福祉課から出ておりますジェネリック薬品を希望しますっていう希望カード、これを美波病院に持って行って、まさかジェネリック薬品は出しませんかという、そういう話しはないですよ。

議 長 小休します。

(時に 14時08分)

(小休中)

(時に 14時09分)

議 長 再開します。

特定事業調整監

特定事業調整監

それではジェネリックの件でここでお答えするのかわいのかどうか、昨日ですね、一応話、中川議員の時にお話させて頂いたんですが、ジェネリックの投薬については、医師の診療により使用する薬が決定することになりますと、患者一人一人に症状や傷病・病状などが変わることがあり、それによって薬が変わることから、全ての患者への投薬をジェネリックにできるわけではありませんと言うことで、ここで私の方ができます、できませんと言うことは言えませんし、個々に医師との相談、その診療の中でご相談頂くっていうことがまず大事かなあと思っております。

議 長 北山議員

4 番 議 員

この希望カードにも書いてありますよ、治療に支障がなければジェネリック医薬品の処方をお願いしますって書いてますよ。この国民健康保険事業運営安定化計画でも町としてもできるだけこれを啓発して行って、こういう希望カードっていうんですか、これ住民課の方は被保険者分を作成するって、何かこれ見たときに、こうカードを一人一人にくれるのかなあって言うような、ほういうニュアンスで受け取ったんですが、聞いてみれば誰でもがもらえるような、ほんな中で町が推奨していきょうきょうな私たちだなあって言うんが今日の朝これ分かったんですけどね。ほういうかたちで出せんっていうんではないでしょ。やっぱりきちんと今の国あたりの説明にしても、効能っていうんは中身はあんぱんでこうよう例えられてますよね、中のあんこは同じだけれども、外のパンが違うんだというような、薄皮のパンか厚皮のパンで、結局厚い方は効きが遅いとかいうような、ほういう違いがあるんだというような、効能については厚生省が認可しとうやつだから、効能については同じだというような、ほういう説明をしているんで、まして国は全体の8割をジェネリックにするっていう

ような、そういう意向があると思うんで、そういうことを患者さんときちっとお医者さんが話をして、美波町立美波病院でもきちっと希望される方にはそれに応じた希望に応じていくような、そういうことには当然なっていくわけでしょ。お医者さんがほれを使こうたらあかんと言うような、双方が納得した上では使わないと、ほういうことになろうと私は思うんですけど、ほこらどんなんですか。

議 長 特定事業調整監

特定事業調整監

先ほど言いましたように、医師と患者さん一人一人が相談して頂いて、その時にそれが本当にいいのであれば、ジェネリックの方が、本当に投薬、1つの薬だけであれば、その辺大丈夫かと、専門家じゃないのでその辺は分かりませんが、色んな薬、複数にする場合とか、色んなことが考えられますので、ここで私が「はい、分かりました」ってやりますっていうことは言えませんし、先生と患者さん一人一人が話をして頂いて、それで投薬について納得して薬を頂くって言うかたちを取って頂ければと思ってます。その辺については先生方とお話はさせて頂くようにはするつもりであります。

議 長 北山議員

4 番 議 員

そこらについてはきちっと今、橋本さんがおっしゃるように、医師と患者とで双方説明し、納得した上で使っていくと言うような方向でやって頂かなければ、なんか美波病院ではジェネリック使いませんよっていうような、ほういう話が出回ってしますっていうんは本位でないと思うんですよね、そこらのあたりをやっぱりきちっと周知をしていかなければ、県あたりも院外薬局を推奨しています。その根拠っていうんは、病院の医師の説明もあり、また院外の調剤薬局からの説明を受けて、患者が納得した上で薬を使うと、そのために院外薬局を推奨しとんだというような、そういう話もありますんで、そこのところきちっともうジェネリック薬品は使わない、美波病院では使わないやというような、そういうニアンスで答弁をして頂いたらちょっと語弊があると思いますんで、そこのところ十分配慮をして、周知をして頂けたらと思いますんで、よろしくお願い致します。

議 長 特定事業調整監

特定事業調整監

すいません、あのう誤解があったらちょっと困ると思いますので、説明させて頂きますけど、今の由岐病院、これからの美波病院でジェネリックを使ってないっていうわけではありません。でするのでその辺で全部使ってない、ジェネリック、新薬ばかり使



っているわけではございませんので、その辺はお間違いなくよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います、討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます

これから議案第 76 号 平成 27 年度美波町病院事業会計補正予算(第 3 号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 76 号は原案どおり可決されました。

日程第 14 議案第 77 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民生活課長

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます

これから議案第 77 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は、起立願ひます。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 77 号は同意することに可決しました。

小休します

(時に 14 時 18 分)

(小休中)

(時に 14 時 30 分)

議 長 再開します。

本日、戎野議員から発議第 5 号美波町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。これを日程に追加

し、追加日程第 1 にして議題に致したいと思います。また日程の順序が変更し、審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

発議第 5 号 美波町公告式条例の一部を改正する条例の制定について、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 発議第 5 号 美波町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

提案者の説明を求めます。

戎野議員

9 番 議 員

それでは発議第 5 号を美波町議会議長 岩瀬公殿ということで、美波町公告式条例、平成 18 年 3 月 31 日条例第 3 号の一部を改正する条例の制定について、議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。平成 27 年 12 月 11 日提出 提出者 美波町議会議員 戎野博 賛成者 北山朝彦、永本善次郎、中川尚毅

次のページのですね、美波町条例第 25 号美波町公告式条例の一部を改正する条例の制定について、美波町公告式条例の平成 18 年美波町条例第 3 号の一部を次のように改正する。別表（設置名称）場所欄に、美波町日和佐図書館、美波町奥河内字弁財天 5 番の 1、由岐公民館図書室、美波町西の地字西字 50 番地の 1 を加える。第 2 条 2 に次の 3 項を加える。3 美波町ホームページにも掲載する。附則この条例は平成 28 年 3 月 1 日から施工する。新旧の対照表もお手元にあるかと思いますが、現行に対して改正について書かれておるとおりでございます。これは以前にも日和佐地区に 23 カ所、由岐地区に 8 カ所、31 カ所余りですね、掲示板がありまして、その掲示板に町の決定事項や案内等が公告式条例によって掲示されておりましたが、合併時の見直しからですね、3 カ所約 10 分の 1 の場所に掲示場所が減ったため、各町内会にその後、使用が譲られてまいりました。しかし日和佐地区に 1 か所、由岐地区に 1 か所、阿部に 1 カ所では余りにも少なく、先日議会だより報告会でも住民からですね、以前の掲示場所での掲示を求めるような意見がございました。それに対して、共用案もありますが、町内会が使えなくなるのも不便であり、掲示場所で立ち読みすることも大変支障があるかと思いますが、せめて日和佐地区・由岐地区にですね、1 か所ずつ各図書館で閲覧しやす

い状況をつくっていくということで、住民のサービスに向上を果たしたいということで、提案をさせてもらいましたわけでございます。どうぞご審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。  
北山議員

4 番 議 員 それでは理事者にお聞きをしたいと思います。この公告式条例  
議 長 については、合併当時の平成 18 年、その時に  
小休します。

(時に 14 時 35 分)

(小休中)

(時に 14 時 36 分)

議 長 再開します。

4 番 議 員 この公告式条例については、平成 18 年の合併当時 3 カ所とい  
うような、その当時私が一般質問をしたように記憶しとんですが、その時の答弁は総務課長であった町長が答弁されたと思いま  
す。それからもずっと私、町長のいき方っていうんかな、そこら  
を見せて頂いておって、これ町民に情報を知らせたくないんじゃないかなあと、そういうふうに思えるんですよ、そこら町長どん  
なんですか、お聞かせ願えますか。

議 町 長 町長

町 長 そんなことはございません。

議 長 北山議員

4 番 議 員 私もそのように思います。町の方ではね、町民と情報の共有を  
するんだと、しきりにこういう話をされてますよね、そういうこ  
とからしたら町長が住民に情報を知らせたくないや言う、ほうい  
うことは全く考えれんのんですが、ちょっとはたから見て、ほう  
いう感じがしますんでね、今、聞かせてもうたわけです。よく分  
かりました、ありがとうございます。

議 長 他に質疑

江本議員

3 番 議 員 この議案発議につきまして、先日の委員会の時でもお伺いた  
しましたが、現在 2 カ所の追加ということで、色々書かれており  
ますが、現在の状況に置かれまして、公告式条例の中で規定がな  
ければこういうふうな配布ができないという、ほういうふうな今  
の現状でもし欲しいと言え、まあ便宜図ってもらえるっていう  
ように感じておるんですが、これ発議の議員さん、これについて  
どのように感じておられるのか、お聞きしたいと思います。

議 長 戎野議員

9 番 議 員 基本的に、条例にちゃんと書いておかなければ、内容を知りたい人はどういう手続きによってできるのかさえ分からんので、やはり条例でその町のその定められたものについては見ることが出来るというふうに担保しておかなければ、その時々のお気持ちや議員の知り合いとかそういうわけにはいかないと思いますので、やはり今までは31カ所なりもやっていたんですけど、旧町の時にはですね、しかしそれをまた集約して少ない場所にしろやる中で、もう少し見やすいかたちをするということは、決して住民にとっていいことだと思いますので、それに対しては議会も修正の条例を一部改正するように求めていくのは、至極当然なことだと私は考えます。

議 長 小休します。

(時に 14時40分)

(小休中)

(時に 14時40分)

議 長 再開します。

他に質疑ありませんか。

江本議員

3 番 議 員 ただ今、戎野議員さんから、それが1つのサービスであるということでおっしゃられておりますが、昔の状況と変わってきて、今の情報発信という手段もかなり変わってきて、私の地区だけであればチラシ・回覧板・放送等によってかなりの情報網は確保されておりますので、もしそれ以上に必要な場所があるのであれば、町当局とお話の中でまた決めて頂くということで、条例に持ってここ、ここっていうて、そこまでする必要は私はないんでなかろうかっていう感じで、これは私の意見ですので、ほういうような感じでおりますので。

議 長 他にございませんか。

寺下議員

8 番 議 員 これは理事者側にお伺いしたいことなんですけど、先日の議運の話し合いの中でもこの図書資料館と図書室に掲示板とかは設置するのではなくて、置いて欲しいという話で、その話は、内訳とか、その話についてはちょっとやり取りができたんですけど、その美波町のホームページに掲載するっていう部分に関しては、話をしていないというか、ちょっとお聞きしたいので、もしこれをホームページに掲載するとなったら、何かこう追加で何かすることがあるのかとか、どのぐらいの時間とか経費とか手間がかかるかという部分が分かればちょっと教えて頂きたいと思います。

議 長 総務企画課長  
総務企画課長 町の公告式条例に基づく掲示でございますけれども、当初予算から始まりまして、こういった紙ベースで今、掲示しておりますものをいわゆるデータ化、PDF化させて頂いて、ホームページ上に載せるといったような、そういったことが生じますので、現在はそういった作業はしておりませんので、そういった作業が増えるというかたちにはなろうかと思えます。

議 長 他に質疑はございませんか、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

向山議員

10 番 議員 それでは私は反対の立場から討論をしたいと思えます。この条例案は町全体を見た場合に、適切な条例の改正案となっていないように私には思えます。というのは、改正案の追加2カ所には近くに閲覧、掲示板を見れるような場所があって、この度の改正についてはそういったことがしやすいところへの追加の案となっております。どちらかと言えば、遠隔地、例えば赤松等にとっては公平に欠けるような施策でないかと私には思っております。また追加案の2カ所については先般の議会運営委員会で要望があればそこに配置ができるようなこともお聞きしておることから、今回の2カ所については今のところサービスの一環として置いて頂くというかたちでいいのではないかと考えておりますので、この案については賛成しかねます。以上です。

議 長 他に討論ございませんか。

北山議員

4 番 議員 それでは賛成の立場で討論をしたいと思えます。今、反対の討論者から2カ所増やすんは他の地域との公平性に欠けるというような、そういう討論がありました。当然そうであれば、また新たに公告式条例の改定を提案して頂けたらええと思うんです。一番問題になるのは、町のトップである町長自身が町民に情報を知らせたいんだと、そういう意向を持っているというのが一番重要な問題だと私は思います。ホームページにしても18年に3カ所にした時には町長はホームページをできるだけ活用するんだというように総務課長時代におっしゃっておりました。その気持ちは今もお持ちだろうと私は思います。町の執行部がやる公告式条例、これについて町がやりたいのに議会がそれに待ったをかける、こういうことは議会議員としてやるべきことではないと思えます。そういうことから私は賛成を致したいと思えますので、よろしくお願いを致します。以上です。

議

長 他に討論はございませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから発議第5号 美波町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に原案どおり決定することに賛成の方は、起立願えます。

(賛成 4 : 反対 7)

(賛成4番・7番・9番・12番:反対1番・3番・5番・6番・8番・10番・11番)

「起立少数」です。

よって発議第5号は否決されました。

日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題と致します。各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題と致します。議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、

会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。平成 27 年第 4 回美波町議会 定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(時に 14 時 50 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 28 年 2 月 24 日

美波町議会議長

岩瀬 公

議会議員

永本善次郎

議会議員

寺下 博子